

令和3年度  
スクールカウンセラー等活用事業  
実践活動事例集



文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

初等中等教育局児童生徒課

## 各都道府県・指定都市の取組

### 《注》

「【3】スクールカウンセラー等の活用事例」に係る問題等の種別については、各都道府県・指定都市の判断により、下記の区分から選択されたものである。

- ①不登校 ②いじめ問題 ③暴力行為 ④友人関係 ⑤非行・不良行為
- ⑥家庭環境（児童虐待、貧困の問題を除く） ⑦教職員との関係
- ⑧心身の健康・保健 ⑨学業・進路 ⑩発達障害等 ⑪小中連携
- ⑫その他の内容 ⑬児童虐待 ⑭貧困の問題 ⑮性的な被害
- ⑯ヤングケアラー ⑰校内研修（スクールカウンセラー等が、学校の教職員等に行うカウンセリングマインド等に関する研修会）
- ⑱教育プログラム（ストレスマネジメントや援助希求行動などについて、スクールカウンセラー等が教職員と協働して実施するプログラム）
- ⑲教職員とSC等の役割分担（教職員の負担軽減に資するチーム学校としての取り組み）
- ⑳SCに準ずる者の効果的な配置

# 北海道教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラーとして公立学校に配置し、児童生徒へのカウンセリング、教員・保護者へ助言等を行い、児童生徒の心の悩みの深刻化やいじめ・不登校等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

可能な限り希望する学校に通年配置するため、学校規模や各学校の状況を踏まえて、配置時間数等を決定している。また、通年配置校以外の学校に対しては、生徒指導などに係る緊急事態が発生した場合など、必要に応じて、カウンセラーを派遣している。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

#### 【配置人数】

小学校	： 156人
中学校	： 166人
義務教育学校	： 12人
高等学校	： 138人
中等教育学校	： 2人
特別支援学校	： 19人
教育委員会等	： 9人

#### 【配置校数】

小学校	： 551校
中学校	： 395校
義務教育学校	： 11校
高等学校	： 189校
中等教育学校	： 1校
特別支援学校	： 21校
教育委員会等	： 31箇所

※巡回方式は教育委員会等と巡回配置校双方に計上

#### 【資格】

##### （1）スクールカウンセラーについて

①公認心理師	106人
②臨床心理士	53人
③精神科医	0人
④大学教授等	18人

##### （2）スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 9人  
②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 45人

#### 【主な配置形態】

単独校 年1～25日・1回4時間

（27小学校、43中学校、6義務教育学校、182高等学校、1中等教育学校、17特別支援学校）

拠点校 年14～24日・1回4時間

（279中学校、1義務教育学校）

対象校 年1日・1回4時間

（396小学校、10中学校、2義務教育学校、7高等学校、4特別支援学校）

巡回配置校 年6～9日・1回4時間

（128小学校、63中学校、2義務教育学校）

### （4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（・）

○ガイドラインの内容、周知方法

SCの職務、主な活動、SCの効果的な活用に当たっての留意点等を記載し、全道連絡協議会で周知。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

全道4地域で実施した地域別研修会に教職員が参加できるようにして研修を実施

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（・）

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

### (1) 研修対象

#### ① 全道規模の研修会

- 北海道公立学校スクールカウンセラー（道教委任用のスクールカウンセラー）
- 市町村教育委員会任用のスクールカウンセラー
- 市町村教育委員会生徒指導・教育相談担当職員
- 北海道教育庁各教育局教育支援課生徒指導担当指導主事
- 北海道立教育研究所教育相談担当研究研修主事

#### ② 道内各ブロック規模の研修会

- 地区内の市町村教育委員会の教育相談担当者（教育委員会の担当職員、教育委員会が任用する教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど）
- 地区内でいじめや不登校等の児童生徒の心の問題に関する悩みや相談を担当している者（地域の中で児童や家庭支援に当たっている担当職員、児童の相談所活動等に当たっている担当職員、教育相談担当教職員、保健師・社会福祉士など）
- 地区内の北海道公立学校スクールカウンセラー及びスーパーバイザー
- 地区内の北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム員

### (2) 研修回数（頻度）

年2回（全道での研修会への参加1回、道内各ブロックでの研修会への参加1回）

### (3) 研修内容

#### ① 全道規模の研修会

- 講演
  - ・教職員と連携した効果的なカウンセリングの考え方  
～学校とスクールカウンセラーの連携及び支援について～
- 協議
  - ・いじめの早期発見、早期対応に資する教職員と連携した児童生徒支援

#### ② 道内各ブロック規模の研修会

- 講話
  - ・効果的な教育相談・カウンセリングの進め方
- 情報交換・協議
  - ・いじめ問題・教育相談における効果的な事例について情報交換・協議

### (4) 特に効果のあった研修内容

「いじめ問題」を抱える児童生徒を理解する上で、学校と「いじめ」の捉え方を共有する手法を学び、チーム学校としての対応におけるS Cの役割について理解を深めることができた。

また、情報交換・協議において、いじめの未然防止に向けた多くの様々な事例について交流し、学校の教育活動に対する理解促進につながった。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

#### ○ S Vの設置（有・無）

#### ○活用方法

教育局毎に任命し、市町村教育委員会や道立学校から派遣申請の都度、派遣決定し、S Cへの指導助言やS C・教職員等に対し研修を行うこととしている。

### (6) 課題

令和2年度からスーパーバイザーを設置しているが、地域によって人材の確保に苦労する状況も見られることから、人材の掘り起こしやよりよい活用の在り方を検討し、更なる活用を推進していく必要がある。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】いじめの心理的支援のための活用事例（例：②いじめ問題）<SCの配置形態：拠点校配置>

##### ＜中学校の事例＞

- ・当該生徒は、クラス内の友人関係でのトラブルが原因で、登校できない状況になった。
- ・学校（学級担任、学年主任、コーディネーター）が友人関係のトラブルに早期に介入し、トラブル自体は解消されたが、当該生徒は不安を訴え、教室に入ることができない状況が続いたことから、SCのカウンセリングにつながった。
- ・当該生徒は、別室で学習するとともに、定期的にSCとのカウンセリングを通して、心理的なケアと前向きに考える習慣の定着を図った。

#### 【事例2】児童虐待の心理的支援のための活用事例（⑬児童虐待）<SCの配置形態：単独校配置>

##### ＜高等学校の事例＞

- ・学級担任は、当該生徒から父親からの虐待や面前DVについて話を聞き、SCに相談した。
- ・SCは、当該生徒とカウンセリングを行うとともに、学級担任にコンサルテーションを行った。
- ・学校は、保護者、児童相談所への対応を行い、状況は改善された。当該生徒に対して継続的なカウンセリングを行い、心理的な支援を行った。

#### 【事例3】ヤングケアラー支援のための活用事例（⑯ヤングケアラー）<SCの配置形態：拠点校配置>

##### ＜小学校の事例＞

- ・学級担任が当該児童の変化を気にして、SCの相談をつないだところ、当該児童の母親が2～3ヶ月心身の不調を訴えて自室にこもっていることから、当該児童が家事全般を担っていることがわかった。
- ・過度の家事が負担になっていることから、父方祖母に連絡し、学校帰りにおやつを食べながら話す機会を設けるなど、心理的安定を図った。
- ・ネグレクトの疑いがあることから児童相談所に通告しているが、当該児童の状況が改善されてきていることから経過を観察することとした。

#### 【事例4】自殺予防教育のための取組事例（⑰校内研修）<SCの配置形態：単独校配置>

##### （1）自殺予防教育の概要（高校生対象）

- ・スクールカウンセラーを講師として、保健の授業において、「相談する力を高めよう」「自分と相手を大切にするコミュニケーション」「知っておこう青年期のこころ」のテーマで講義、演習を実施

##### （2）自殺予防教育の成果等（生徒の感想など）

- ・生徒からは「悩んでいるときに人を頼ることは大切」「ストレスも成長に必要」などの感想があり、生徒が自分の心身の状態を知り、気持ちの整理の仕方について理解を深めることができた。
- ・友達の悩みを受け止めることについて、「自分の悩みだけでなく、相手の話を聞くことも大切」「人によって何にストレスを感じるのか違う」という感想があり、他者との関わりを考えることができた。

#### 【事例5】教職員負担軽減のための活用事例（⑲教職員とSCとの役割分担）<SCの配置形態：拠点校配置>

##### ＜中学校の事例＞

- ・学級担任と相性が合わず登校できず、学級担任が当該生徒と面談できない状況が続いた。
- ・SCが当該生徒と面談を通して、当該生徒及び保護者の意向を踏まえた教育支援シートの作成に必要な情報収集を行うとともに、学習指導の計画作成や進路指導の支援を行った。

## 【4】成果と今後の課題等

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

#### ○ 令和3年度スクールカウンセラー相談人数（延べ人数）

相談内容	①不登校	②友人関係	③家庭環境	④心身の健康・保健	⑤発達障がい等	⑥その他	合計
相談人数（延べ）	9,049	3,415	2,350	4,632	2,173	5,746	27,365
構成比	33.07%	11.10%	8.10%	18.10%	7.50%	20.80%	100.00%
前年比（延べ）	+700	+737	+389	+268	+372	+728	+3,194

スクールカウンセラーへの相談は、昨年度に比べ相談人数は増加しており、特に「不登校」「友人関係」に関する相談人数が増加した。最も多い相談内容は、「不登校」に係るものとなっており、その多くを中学校が占めている。

#### ○ 児童生徒への個別カウンセリングの結果

個別のカウンセリング人数（実人数）	結果	
	好転が見られた数	状況の好転が見られた割合（好転率）
令和3年度	7,114	5,733
前年比	+708	+711

令和3年度において、児童生徒への個別のカウンセリングについて、全体の相談件数、実人数ともに増加していた。また、状況の好転が見られた割合は80.59%であり、昨年度から2.2ポイント増加した。

### (2) 課題と課題解決に向けた取組

#### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### ＜課題の概要＞

- ・地域によってSCの確保が困難な地域がある。
- ・SCの支援の資質・能力の向上を図る場を設定する必要がある。

##### ＜課題の原因＞

- ・有資格者の居住地域が都市部に集中している。
- ・道内町村・学校における勤務時数が少ないとことから、SC確保について特に困難な地域がある。
- ・児童生徒を取り巻く環境の変化に伴う多様な問題に対する研修の場が不足している。また、研修の場があっても遠隔地のため参加が難しい場合がある。

##### ＜解決に向けた取組＞

- ・当課で、全道からSCの候補者を募集して集約し、各教育局へ情報提供した。
- ・スクールカウンセラー連絡協議会をオンラインで開催し、各勤務地から研修に参加できるようにした。

#### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### ＜課題の概要＞

- ・地域によってSCの確保が困難な地域がある。
- ・緊急派遣の申請に抵抗感があり、支援が必要な児童生徒に迅速な支援が行われない場合がある。

##### ＜課題の原因＞

- ・有資格者の居住地域が都市部に集中している。
- ・市町村や学校での勤務時数が少なく、計画している時間数では不足する場合が多い。

##### ＜解決に向けた取組＞

- ・当課で、全道からSCの候補者を募集して集約し、各教育局へ情報提供した。
- ・事件・事故等発生時に、派遣申請によらないアウトリーチ派遣が可能になるよう実施要綱を改訂した。

# 青森県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等、児童生徒が抱える問題への対応のため、児童生徒の臨床心理に関して高度で専門的な知識、経験を有するスクールカウンセラーを各学校に配置・派遣し、教育相談体制の充実を図るものである。

### （2）配置・採用計画上の工夫

県内全ての公立小中学校に配置し、児童生徒とのカウンセリングのほかに、校内研修や教育プログラムの講師として活用するなど、教職員の資質向上の一助となるよう配置の拡充を図っている。また、小学校と中学校が円滑に接続できるよう、中学校区の小学校には可能な限り中学校と同じスクールカウンセラーを配置するようしている。

募集については、教育委員会ホームページでの公募としている。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

#### ■配置人数

小・中学校：78人　　高等学校・特別支援学校：8人

（高等学校・特別支援学校配置8人の内3人は小・中学校を兼ねている。実人数は83人。）

#### ■配置校数

小学校：256校　　中学校：145校　　高等学校：7校　　特別支援学校：1校

#### ■スクールカウンセラーの資格

①公認心理師：41人　　②臨床心理士：2人　　③精神科医：0人　　④大学教授等：2人

⑤上記①～④以外の者で自治体が認めた者：1人

#### ■スクールカウンセラーに準ずる者の資格

①大学院修士課程修了（経験1年以上）：3人　　②大学・短大卒業（経験5年以上）：19人

③医師：0人　　④上記①～③以外の者で地方公共団体が認めた者：15人

#### ■主な配置形態について

##### 小・中学校定期派遣

①年間105時間（1回3時間×35日）：中学校61校

②年間60時間（1回3時間×20日）：小学校75校、中学校53校

③年間36時間（1回3時間×12日）：小学校181校、中学校31校

##### 県立学校定期派遣

①年間75時間（1回3時間×25日）：高等学校6校

②年間36時間（1回3時間×12日）：高等学校1校、特別支援学校1校

##### 小・中学校緊急派遣

市町村立小・中学校において、児童生徒に緊急にカウンセリングが必要な事案が生じた場合にスクールカウンセラーを派遣する。

##### 県立学校要請派遣

県立学校（高等学校69校、特別支援学校20校）を対象に、各校の派遣依頼に応じてスクールカウンセラーを1回2時間程度派遣する。

#### (4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

##### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

##### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

スクールカウンセラー、学校関係者、教育事務所及び教育委員会担当者を対象としたスクールカウンセラー活用連絡協議会を年2回行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止とし、資料を配布した。資料の中で本県の生徒指導上の課題を踏まえた上で、スクールカウンセラーを積極的に活用することを呼びかけた。

#### (5) オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

高等学校において、生徒との相談対応のため4件実施した。

### 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

#### (1) 研修対象

スクールカウンセラー、学校関係者、教育事務所担当者、教育委員会担当者。

#### (2) 研修回数（頻度）

スクールカウンセラー活用連絡協議会を年2回行い、その中で研修を行う予定であったが新型コロナウイルス感染症拡大のため2回とも中止とした。

青森県立精神保健福祉センター主催のオンライン研修を2回案内したところ、多くの参加があった。

#### (3) 研修内容

「明日から使えるネット依存・ゲーム障害対応の基礎と実際」

「ひきこもりの多面的理解と具体的支援：家族の支援力を高めて本人支援に繋ぐコツ」

※いずれも青森県立精神保健福祉センター主催のオンライン研修。

#### (4) 特に効果のあった研修内容

ネット依存、ゲーム障害についての研修は、学校現場でも非常に問題となっている内容のため、反響が大きかった。

#### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置（有・無）

#### (6) 課題

スクールカウンセラー活用連絡協議会を年2回開催することとしているが、その他に、地区毎のスクールカウンセラーの情報交換会や、スクールソーシャルワーカーや関係機関を交えた研修を行い、複雑化、深刻化する生徒指導上の課題に対応できるよう資質向上を図っていく必要がある。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】不登校対応の活用事例（①不登校）<SCの配置形態：教育委員会等配置>

中学1年女子生徒で、些細なことを過敏に受け止めたことが原因で不登校となった。本人とのカウンセリングを通じて環境調整と気持ちを安定させることができた。父親は、当初学校に対して感情的であったが、誠意をもった適切な学校側の対応により、スクールカウンセラーとも穏やかに今後のこと相談することができた。学年には、不登校の対応についての資料や参考文献の紹介をした。カウンセリングには生徒本人が必ず来るようになり、以後毎日、別室ではあるが登校するようになった。また、給食を食べるようになり、部活動やクラスでのつながりが増えてきた。この学校では、スクールカウンセラーと1年生との全員面談を行っていたが、本生徒とも入学後早い時期に面談を行っていたことが信頼関係作りに役立ったと考えられる。

#### 【事例2】虐待を受け問題行動を繰り返す生徒への支援のための活用事例（⑬児童虐待）

#### <SCの配置形態：教育委員会等配置>

中学2年男子生徒で、母親は本生徒を連れ子として再婚した。妹が生まれ母親は本生徒よりも妹にかかりきりとなった。本生徒は義父から暴力を受け、母親から叱責されることが日常的にあり、また、自閉スペクトラムのこだわりがあり、感情障害、行動障害を起こし、家出、家で暴れる等の問題行動を繰り返し、不登校傾向となつたため、学校と児童相談所が連携して一時保護し、その後施設入所となつた。途中、スクールカウンセラーが本生徒、母親と面談を繰り返し、両者の心情をくみとり、整理し、お互いがどう感じてどんな思いでいたか、同席面接では家族療法の関わりから、深い受容とともに、親子に覚悟をもたせ、これからどう生きていくかの心理教育を行つた。母子の愛情と行動は同一化せず、現実に交流できるところまでは至らなかつたが、学校、児童相談所、スクールカウンセラーがチームとして粘り強く関わつた事例である。

#### 【事例3】ヤングケアラーと考えられるケースへの活用事例（⑯ヤングケアラー）

#### <SCの配置形態：教育委員会等配置>

中学3年女子生徒。親が病気のため、家事や姉妹の面倒を見るなどヤングケアラーと思われる生徒とスクールカウンセラーが面談を行い、親の病気について一緒に調べたり、情報提供をしたりするなどし、「生徒自身のこと」と「親の病気」を切り離して考え、巻き込まれすぎないように声掛けを継続した。学校全体で情報共有し、スクールソーシャルワーカーとも連携した。学校では病気で親の養育能力が不十分なため、温かい声掛けや宿題をやってから帰る、服が汚れたら保健室で洗うなどのケアをして生徒を支えた。

#### 【事例4】教育プログラムでの活用事例（⑯教育プログラム）<SCの配置形態：教育委員会等配置>

管理職と相談した上で、特定の学級に対して、児童同士、担任と児童との信頼関係づくりのために、年間を通して学級担任と連携した取組をした。学級担任とスクールカウンセラーによるTTでのエンカウンターの授業や心理テストなどを実施したほか、学級担任が一人でも実施できるように、人間関係作りや社会スキルなどのプログラムを作成し提供した。問題行動が少なくなり学級が落ち着いてきたと管理職から言われた。

【事例5】S Cに準ずる者の活用事例（⑩S Cに準ずる者の効果的な配置）

＜S Cの配置形態：教育委員会等配置＞

本県では、令和3年度有資格者46名、準ずる者37名で対応した。準ずる者37名は、教職経験者、教育現場での支援員や相談員の経験者など、長年にわたり児童生徒との関わりをもち、学校現場への理解もあるため、有資格者と遜色のない活動をしている。一例として、元養護教諭であるカウンセラーは学校に登校できず面談ができなかつた生徒に学校から電話をかけて様子を聞き、他愛もない会話をすることで生徒との関係性を切らさないようにし、登校に繋げた。また、PTA行事の家庭教育学級において、長年の養護教諭としての経験から保護者向けに思春期の子どもたちとの関わりについて講演をし、積極的に保護者との面談活動をするなど生徒だけではなく保護者にとっても大きな支えとなつた。

#### 【4】成果と今後の課題等

##### （1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

###### ①令和3年度延べ相談者数

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
10,944	12,300	1,192	39	24,475

・前年度に比べ小学校が60人増、中学校が940人増、高等学校が251人減、特別支援学校が29人増となり、合計では778人増であった。新型コロナウイルス感染症拡大のため、各校において相談活動が中止となるケースが多くあったにもかかわらず、相談者数は増加した。

###### ②相談事項別相談者数

	①不登校	②いじめ	③暴力行為	④児童虐待	⑤友人関係	⑥貧困の問題	⑦ヤングケアラー	⑧非行・不良行為	⑨家庭環境（④⑥除）	⑩教職員との関係	⑪心身の健康・保健	⑫学業・進路	⑬発達障害等	⑭その他の内容	合計	性的被害（内数）
小学校	1,664	93	38	31	1,002	1	19	57	1,165	141	1,988	588	1,301	2,856	10,944	2
中学校	3,252	36	2	58	743	0	80	46	892	63	2,802	827	522	2,977	12,300	11
高等学校	257	11	0	5	177	2	0	8	122	11	407	78	62	52	1,192	0
特別支援学校	7	0	0	0	8	0	0	0	10	0	11	2	0	1	39	0
合計	5,180	140	40	94	1,930	3	99	111	2,189	215	5,208	1,495	1,885	5,886	24,475	13

・小学校、中学校、高等学校で「不登校」、「心身の健康・保健」についての相談が多くなっており、合計に占める割合を前年度と比べると、「不登校」については高等学校で7ポイント増、「心身の健康・保健」については小学校で3ポイント増、中学校で2ポイント増となつた。

###### ③スクールカウンセラーを講師とした校内研修会及びスクールカウンセラーによる教育プログラムの実施回数

	校内研修会			教育プログラム		
	教職員	児童生徒	保護者	教職員	児童生徒	保護者
小学校	38	31	6	6	155	3
中学校	56	12	3	2	30	0
高等学校	9	1	0	0	8	0
特別支援学校	0	0	0	0	0	0
合計	103	44	9	8	193	3

- ・校内研修等の実施は、小学校が256校中46校(18.0%)、中学校は145校中26校(17.9%)、高等学校は44校中6校(13.6%)である。
- ・教育プログラム実施回数は、小学校が256校中49校(19.1%)、中学校は145校中17校(11.7%)、高等学校は44校中4校(9.1%)である。

※高等学校44校は、実際にスクールカウンセラーを派遣した校数。

## (2) 課題と課題解決に向けた取組

### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

#### ＜課題の概要＞

- ・年間派遣時間数の柔軟な活用と限られた時間内でのスクールカウンセラーの効果的な活用方法の確立が課題である。
- ・相談者が増加傾向にある中で、教職員の教育相談スキルのアップが必要であり、スクールカウンセラーを講師とした校内研修会及びスクールカウンセラーによる教育プログラムを実施している学校数が少ない現状を踏まえ、校内研修会と教育プログラムを各学校で積極的に取り入れていく必要がある。

#### ＜課題の原因＞

- ・いじめ、不登校、虐待、貧困等生徒指導上の課題の多様化、深刻化により児童生徒及び保護者、教職員からの相談が増加していること。
- ・相談活動で派遣時間を使ってしまい、校内研修や教育プログラムに時間をとることができていない。
- ・校内研修や教育プログラムにおいての活用例が少なく、どのように活用すればよいかわからない。

#### ＜解決に向け実施した取組＞

- ・相談活動で時間を使ってしまう現状を受け、次年度（令和4年度）計画立案時に、スクールカウンセラーの派遣時間数を増やした。
- ・学校に対し、スクールカウンセラーを校内研修の講師として活用したり、教育プログラムに活用したりすることで教職員の教育相談のスキルアップを図るよう呼びかけた。しかし、新型コロナウィルス感染症の拡大により予定していた校内研修ができなくなったケースが多々あった。

### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

#### ＜課題の概要＞

- ・スクールカウンセラーを講師とした校内研修会やスクールカウンセラーによる教育プログラムの実施を推進し、それらの活動を通して教職員のスキルアップを図ることが課題である。
- ・スクールカウンセラーの派遣時間数の増加、小中連携型配置が進み、体制が整ってきたので、今後は年々増加する相談に対応するスクールカウンセラーの更なる資質向上を図る必要がある。

#### ＜課題の原因＞

- ・令和3年度は、新型コロナウィルス感染症拡大を受け、スクールカウンセラー活用連絡協議会の中止を始め、各校で予定していた校内研修や教育プログラムを中止せざるをえないケースが多数あった。
- ・新型コロナウィルス感染症の影響による生活環境の変化や生徒指導上の課題がより多様化、複雑化している現状を受け、相談者が増加し、相談内容が複雑化している。

#### ＜解決に向けた取組＞

- ・ICTを活用した校内研修や教育プログラム等を実施する。
- ・本県における生徒指導上の課題の現状を踏まえた内容の研修を実施する。
- ・地区毎のスクールカウンセラーの情報交換会や、スクールソーシャルワーカーや関係機関を交えた研修を行い、複雑化、深刻化する生徒指導上の課題に対応できるよう資質向上を図っていく必要がある。

# 岩手教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

日常の学校におけるストレスや東日本大震災津波等により、心にダメージを受けた児童生徒のこころのサポートのために、スクールカウンセラーを配置するとともに、臨床心理士等で構成する「こころのサポートチーム」を活用しながら、組織的・継続的にこころのサポートに取り組む。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・ 公立小学校については、被災状況、学校規模等に応じて、支援ニーズの高い学校に配置した。
- ・ 公立中学校、公立高等学校、県立特別支援学校については、被災状況、学校規模、支援ニーズ等に応じて、県内すべての学校に配置した。
- ・ また、沿岸部の被災児童生徒が在籍する学校を巡回して支援にあたるための巡回型カウンセラー（8人）を配置した。
- ・ 採用については、特に配置が難しい地域への勤務が可能かどうか等も把握しながら、ニーズが高い地域への配置を考慮し、採用を行っている。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

#### 【配置人数】（重複有り）

小学校	：	62人
中学校	：	65人
高等学校	：	28人
特別支援学校	：	11人
教育委員会等	：	8人

#### 【配置校数】

小学校	：	140校
中学校	：	147校
高等学校	：	64校
特別支援学校	：	14校
教育委員会等	：	7箇所

#### 【資格】

##### ・ スクールカウンセラーについて（62人）

① 公認心理師	10人	② 臨床心理士	12人	③ 精神科医	0人
④ 大学教授	0人	⑤ ①と②両方	36人	⑥ ①②④3つに該当する者	2人
⑦ その他	2人				

##### ・ スクールカウンセラーに準ずる者について（18人）

① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者	2人
② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者	15人

③ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、

1年以上の経験を有する者 0人

④ その他 1人

#### 【主な配置形態】

- 単独校配置 小学校 140校 (1回4時間) ※年32回: 62校、年16回: 78校  
義務教育学校 1校 (前期課程: 4時間×年16回、後期課程: 6時間×年32回)  
高等学校 64校 (1回6時間×年12回) ※学校規模等により異なる  
特別支援学校 14校 (1回3時間×年7回)
- 拠点校配置 中学校 147校 (1回4時間または6時間)  
※年32回: 98校、年16回: 49校
- 対象校配置 小学校 147校 (1回4時間または6時間)

#### (4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

##### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（ 有  無）

○ガイドラインの内容、周知方法

###### (1) 内容

スクールカウンセラー配置のねらい、専門性、職務内容、身分・服務、効果的な活用のポイント等

###### (2) 周知方法

県内のすべての市町村教育委員会、学校及びスクールカウンセラーへ配布するとともに、県のホームページに掲載し、スクールカウンセラーの活用について周知している。

##### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・ 研修については、「こころのサポート校内研修」として、被災や日常ストレスにより心にダメージを受けた児童生徒へのきめ細やかな対応や、ストレス症状の基本的な理解、学校における組織的な心のサポート対策など、学校の実態に応じた研修会を配置スクールカウンセラーを講師として実施している。

高等学校、特別支援学校：令和3年度から2年に1度実施

中学校：令和4年度から2年に一度実施

- ・ また、①以外の教職員の理解促進に向けた取組として、スクールカウンセラー連絡協議会で、スクールカウンセラーが新規に配置となる学校の教職員も参加対象とし、スクールカウンセラーの役割やその活用方法等について情報共有をしている。

#### (5) オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（ 有  無）

・ 5件あり（小学生の保護者3名、高校生2名）

・ 原則、対面でのカウンセリングにより、言語および非言語によるコミュニケーションを重視し、児童生徒の心理的側面の支援を行っていくこととしているが、不登校や新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、対面によるカウンセリングができない場合、学校及び家庭でインターネット環境が整っており、本人・保護者の同意が得られた場合、オンラインカウンセリングを実施した例がある。

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

### (1) 研修対象

スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者

### (2) 研修回数（頻度）

年2回（4月、10月）

### (3) 研修内容

- ・スクールカウンセラーが担う役割
- ・国及び本県における特別支援教育の推進概要
- ・医療の視点から見た特別な支援が必要な児童生徒への対応 等

### (4) 特に効果のあった研修内容

スクールカウンセラー連絡協議会において、増加傾向にあった希死念慮をもつ児童生徒への対応に関する研修を行った。講師による講演と、講演後のSCによる情報交換により、児童生徒に対する効果的な対応、支援の在り方、医療へのつなぎ方、教職員との連携の在り方に関する基本的な考え方を学んだ。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

#### ○SVの設置（ 有 無）

- ・沿岸部の3教育事務所の巡回型カウンセラーを対象に、県内の大学教授をSVとして派遣している。
- ・県内のスクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者を対象に、県教育委員会学校教育室付きのスクールカウンセラー2名が希望に応じてSVを行う体制を整えている。

#### ○活用方法

スクールカウンセラーへのSVに加えて、スクールカウンセラー及び教職員の研修会等の講師を務めるなど、心理教育や心のケアに関する専門性が求められる場において積極的に活用している。

### (6) 課題

- ・県内において有資格者は増えてきているものの、準ずる者も依然として多く、スクールカウンセラー全体のさらなる資質向上が求められる。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】小中連携のための活用事例（⑪小中連携）<SCの配置形態：単独校配置>

当該校は山間地の小学校であり、SCの配置がない。学校には、動傾向がみられる姉妹が在籍している。学習面では問題はないものの、家庭では落ち着きなく動き回ったり騒いだりするので、保護者はつい威圧的になったり、姉には妹を抑えつける役割を与えてきた。姉妹は、何を望んでいるのか、どんなことで困っているのか、個人として発言する機会がない。そこで進学先となる中学校のSCが年間5回訪問し、個人面接を行った。姉妹は面接を楽しみにして、自分の気持ちを表現したり確認したりする機会としてきた。また、教職員も子どもたちの理解や対応について助言してもらうことで、落ち着いて対処できるようになった。また、中学校では姉の受け入れ態勢づくりに関して、スクールカウンセラーを通じて連携を図る予定である。

#### 【事例2】児童虐待対応のための活用事例（⑫児童虐待）<SCの配置形態：単独校配置>

当該校では、家庭内での虐待の疑いがあることの情報提供をSCから受けた。SCとのカウンセリングの中で学校との情報共有、外部機関への連絡について本人の了承が得られていたため、学校ではスムーズに外部連携を図ることができた。要保護児童対策協議会が開かれ、家庭へは自治体の支援課とSSWが継続して関わることになった。保護者は初め拒否的だったが、支援課とSSWの継続的な対話によって保護者との信頼関係が作られ、医療機関の受診、福祉的援助を受けることになった。虐待は現在落ち着いている。

#### 【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（⑬ヤングケアラー）<SCの配置形態：教育委員会等配置>

当該校では、精神疾患のある母のもとで暮らす中学男子生徒Aの家庭環境を心配し、定期的にSCとの面接を行っていた。これまで母の調子が悪くなることはたびたびあったものの、継父が家事や幼い妹の世話をしているとのことであった。学校でAの変わった様子はみられなかったが、時々体調不良で学校を休むことがあることを担任は気っていた。

ある日のSC面接で、Aは母の調子がまた悪くなっていることを語る。母は起きてくることすらままならない状況であるが、継父は仕事に行ってしまうこともあるとのこと。そのためAは学校を休み、洗濯や掃除、妹の世話をしていたと話した。また、母は時折自傷行為をし、それにどう対処したらよいのか不安であると話した。学校が継父と連絡をとると、母と離婚することが決まっており、近々継父は家を出ることであった。学校は、この家庭を支援している関係機関に連絡をするとともに、SSWも入れた打ち合わせを行った。その後、関係機関とSSWとで家庭訪問をしたところ、母は離婚後の経済面に不安を抱えていることが分かった。関係機関担当者からは経済的な支援を受けられることを伝え、幼い妹は保育園への入園を勧めた。加えてSSWからは、Aが勉強や部活動を頑張れるよう家事負担を減らすため、福祉サービスを利用することを促した。

関係機関やSSWの家庭への支援が進み、Aの生活は安定していった。Aはこれまででも家庭内で我慢することが多かったようだが、大人の助けを得られることが分かり安心した様子だった。学校を休むことは減り、積極的に部活動にも参加した。引き続き学校はAの様子を見守り、SCとの面接を継続した。また、定期的なケース会議で家庭の状況を把握し、支援の確認を行っている。

#### 【事例4】校内研修のための活用事例（⑭校内研修）<SCの配置形態：教育委員会等配置>

本事例は、本県独自調査である「心とからだの健康観察」の活用に関する中学校教員向けの校内研修である。「こころのサポート校内研修会」として年間計画に位置づけられ、二学期に「心とからだの健康観察」を生徒に実施する前に、教員間での共通理解を図る上で行われた。本研修では、心とからだの健康観察について、第一にその目的と実施方法を正しく理解すること、第二に演習を通して生徒の立場を追体験し、実施上の留意点や意義について理解を深めること、を主な狙いとした。SCが講師を務め、学級担任をはじめ、各学年長、養護教諭、生徒指導担当、副校長が参加した。なお、研修時間は1時間であった。

まず講師から、心とからだの健康観察の目的や方法など基本的な事柄について概説を行った上で、アンケート（心とからだの健康チェックリスト）と個別面談（アンケートに基づいた教育相談）の演習に移った。参加者の教師たちは生徒の役に回り、講師による教示に従って、実際にアンケートを自身で回答してみた。次に、そのアンケート用紙を手にしながら、個別面談の演習を行った。参加者同士でペアを組んで、片方が生徒役（アンケート回答者）、もう片方が教師役（聞き手）に回り、模擬の教育相談を行った。一人あたり5分間で行い、終わったら役割を交代して同じく5分間行った。

これらの演習後、率直な感想や気づいたことなど体験のシェアリングを参加者間で行った。その中で「生徒との話の糸口をどこからつかもうかと考えた」「日常会話から入ると良いかもしない」「まず生徒の頑張ったことから聞いて、徐々にアップダウンをつけていく感じ」といった面談のコツに関わる感想が多く聞かれた。またアンケートと個別面談を生徒にとってより意味ある体験とするために留意すべきことという観点で、ディスカッションも行った。そこでは「この人になら話せる、という信頼関係がいかに大事か感じた」といった、教師と生徒の関係性が土台にあることを示唆する意見も交わされた。

最後に講師から、SCとして面談の際に重んじている事柄を3点紹介した。①アンケートを生徒と共に眺めること②生徒の主観を大切にすること③生徒の気づきや理解が生まれる瞬間を共にすること、である。体験してわかるアンケートと個別面談の意義とは何か。それは、言葉にして相手に伝えて、聞いてもらうことで「ああ、自分は今こんなふうに感じているんだなあ」と気づいたり、腑に落ちたりすることに他ならない。アンケートのみでは生徒にとって気づきはなかなか得られにくいものである。そこに教師という相手（聞き手）が存在することによって、はじめて生徒の自己理解は深まるということ。本研修を通して、参加者はそのことを「発見」できたのではないかと思われる。

#### 【事例5】教職員とSC等の役割分担のための活用事例（⑯教職員とSC等の役割分担）<SCの配置形態：単独校配置>

A中学校では、「生徒が安心して通える学校」を目標とし、例年いじめ防止や自殺予防に力を入れてきた。いじめ早期発見・自殺予防について取り組むにあたり、学校がチームとして取り組むことはもちろん、ひとりひとりの教職員がいじめや自殺に関する知識を持ち、普段から生徒の様子を気に留め、何かあれば話を聴く体制づくりが重要だとされた。一方、様子が気になる生徒がいても、声のかけ方や話の聞き方に自信を持てなかつたり、話を受け止められるか不安を覚えたりする教職員がいることも推察された。

このため、まずは生徒指導主事とSCを講師として、年度の初めに教職員向けの研修会を実施した。生徒指導主事がいじめの定義や法律によって定められている部分について説明し、個々人ではなくチームで対応することが重要であるとの理解を図った。また、いじめから自殺に至るケースもあることから、自殺予防のために学校が生徒に対し、SOSの出し方に関する教育を行う必要性を伝えた。続いてSCが、生徒指導主事とロールプレイで面接場面を再現して見せながら、教職員が生徒の話を聴く際に気をつけたいことを説明した。具体的には、生徒が話しやすい雰囲気を作るために、「話を聴く際には周りの生徒から不審に思われないようなタイミングを選ぶこと」、「生徒が感じている主観的事実と、周りから見える客観的事実のどちらも大事に聴くこと」等を話し、教員が生徒の雰囲気に合わせて話すのか、教員の聞きたいように聞いていくのかで、生徒の反応がどう変わるかを演じて見せた。加えて、教職員が「生徒の話が苦しくて、これ以上は聴けない」と感じたときには、生徒に「当然先生も力になるし、先生以外にSCにも話すことができる」と紹介できると改めて伝えた。これは、教職員が負担に感じながら話を聴くような状況になるのを防ぐためであった。また、教職員とSCの「生徒の話を聴く」の背景に、「教育的」「心理的」という視点の違いや、「生徒の不適切な言動に対して指導することもあり得る」「生徒の不適切な言動の意味を受容していく」という持ち味の違いがあることなどから、必要に応じてそれぞれが関わるようとするためであった。

この研修会により、生徒指導主事が生徒指導的な対応について、SCが教育相談的な対応について、必要があ

るときには教職員と情報提供・共有できることを改めて周知した。研修会後は、生徒からの相談があったとき、教職員とSCでそれぞれの視点を共有し、さらにその後教員とSCがどの角度からどのように関わるかの打ち合わせをしている。教員が生徒と関わってSCが後方支援する場合や、SCが直接生徒の話を聴いて教員が知らないそぶりをしながら生徒を見守る場合など、生徒にとって適切な関わりを探るとともに、教職員1人に負担がかかりすぎないようにしている。

## 【4】成果と今後の課題等

### (1)スクールカウンセラー等活用事業の成果

#### <「心とからだの健康観察」集計結果から>

- 本県の「要サポート」（過覚醒、再体験、回避・まひ、マイナス思考の項目において、サポートラインに達している）の児童生徒の割合は減少傾向にあったが、近年は増加がみられる。
- 東日本大震災津波の発災から10年が経過したが、沿岸部はもちろんのこと、内陸部でも一定の割合で「要サポート」の児童生徒が在籍している。
- 小学校低学年の「要サポート」の割合は高いが、学年進行とともに減少に転じている。
- これらのことから、「要サポート」の児童生徒は一定程度存在しているものの、学年が上がるにつれてその割合は減少していることから、スクールカウンセラー等の活用により、学校生活の中で適切な心のケアが行われていると捉えることができる。

#### <資料1> 地域別の「要サポート」の児童生徒の割合の推移

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
県全体 (%)	14.6	12.6	12.0	11.9	11.5	11.5	11.2	11.2	11.3	11.5	12.1
沿岸部 (%)	15.8	13.6	13.6	14.0	13.7	13.3	13.2	12.4	13.1	13.8	14.3
内陸部 (%)	14.3	12.3	11.5	11.3	11.0	11.1	10.7	10.9	10.9	11.0	11.6

(「心とからだの健康観察」より)

#### <資料2> 学校種・学年別の「要サポート」の児童生徒の割合の推移

校 種	小学校						中学校			高等学校			
	学 年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年
H23(%)	19.0	21.4	18.2	16.5	12.9	10.5	12.3	12.1	13.1	12.8	14.4	12.6	
R2 (%)	14.0	18.2	14.0	11.5	9.9	8.4	10.7	10.5	10.8	10.0	11.1	8.8	
R3 (%)	14.8	16.7	15.0	11.8	10.8	9.8	11.4	12.8	11.7	10.4	9.9	9.4	

(「心とからだの健康観察」より)

### (2)課題と課題解決に向けた取組

#### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

#### <課題の概要>

- 被災を経験した児童生徒における「要サポート」の割合は依然として高いことから、一層丁寧な支援の継続が必要であること。
- 今後更に効果的にSCを活用するにあたり、各学校が「心とからだの健康観察」の結果に基づく教育相談や心のケアをSCと協力して実施することができるようすること。
- 学校内でSCがいじめや不登校等の問題に、教職員及び専門機関と連携して対応していくために、一層の資質の向上を図っていくこと。
- 各学校における効果的なSCの活用・専門機関との連携について周知していく必要があること。

#### <課題の原因>

- 震災に起因する様々な環境変化に伴う保護者の持つストレスと、それに伴う児童生徒への影響

- ・ 学校教職員とSCとの連携の在り方

#### ＜解決に向け実施した取組＞

- ・ SC連絡協議会を通じて、「心とからだの健康観察」の集計結果についてSCに周知し、「要サポート」になっている児童生徒のより一層の支援について共通理解を図っている。
- ・ SC連絡協議会において、発達障害等の課題を抱える特別な支援を必要とする児童生徒へのSCの支援のあり方について講演会を開催し、SCの資質向上を図っている。
- ・ 「スクールカウンセラー活用指針」を年度始めに、教育委員会、学校、SCに配付し、SCの効果的な活用のあり方について共通理解を図っている。

#### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### ＜課題の概要＞

- ・ 被災を経験した児童生徒における「要サポート」の割合は依然として高いことから、一層丁寧な支援の継続が必要であること。
- ・ 今後、更に効果的にSCを活用するにあたり、各学校が「心とからだの健康観察」の結果に基づく教育相談や心のケアをSCと協力して実施することができるようになること。
- ・ 「チーム学校」の中での学校教職員とSC、SSW等の専門家（機関）との効果的な連携の在り方。

##### ＜課題の原因＞

- ・ 震災に起因する様々な環境変化に伴う保護者の持つストレスと、それに伴う児童生徒への影響。
- ・ カウンセリングに要する時間が拡大し、十分なコンサルテーション等の時間が確保できないこと。
- ・ 学校のニーズとSCの対応の不一致。

##### ＜解決に向けた取組＞

- ・ 「心とからだの健康観察」における「こころのサポート授業」の充実を図ること。
- ・ 「チーム学校」の中での学校教職員とSC、SSW等の専門家（機関）との効果的な連携の在り方について、SCを対象とした研修を行うこと。
- ・ 「スクールカウンセラー活用指針」により、学校へのSC活用についての周知を徹底すること。

# 宮城県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

本県における児童生徒を取り巻く生徒指導上の諸課題として、不登校や高等学校の中退について、震災前から全国値と比較して高い水準にあり、震災から11年を経た後もその傾向は継続している。地域的には、津波による直接的な被害を受けた沿岸部だけでなく、沿岸部や他県からの避難・移転が多くあった内陸部や県南部地域でも同様の傾向にある。また、インターネットの普及等を背景とする問題行動の広域化・複雑化や、震災による家庭環境の変化、保護者の監護能力の低下等により、対応や指導に苦慮するケースが増加している。

したがって、児童生徒や保護者が速やかに相談できる校内体制を整え、不登校への適切な支援やいじめ等の問題行動、震災の影響等を踏まえた心のケアへの対応を充実させるため、スクールカウンセラーを配置し効果的に対応する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

全ての公立学校に配置できるようにしている。また、いずれの校種においても、学校からの要請に応じてスクールカウンセラーを緊急派遣（追加派遣を含む）ができるようにしている。

小学校 : 全ての市町村教育委員会に広域カウンセラーを配置し全小学校に派遣  
中学校 : 全ての公立中学校にスクールカウンセラーを配置  
高等学校 : 全ての県立高等学校にスクールカウンセラーを配置  
特別支援学校 : 要請のあった県立特別支援学校全てにスクールカウンセラーを配置

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

#### ○ 配置人数（実人数）

小学校	: 120人	中学校	: 102人
義務教育学校	: 4人	高等学校	: 54人
特別支援学校	: 15人	教育委員会等	: 6人

#### ○ 配置校数

小学校	: 243校	中学校	: 130校
義務教育学校	: 2校	高等学校	: 72校
特別支援学校	: 25校	教育委員会等	: 1箇所

#### ○ 資格

##### （イ）スクールカウンセラーについて

① 公認心理師	: 38人	② 臨床心理士	: 15人
③ 精神科医	: 該当なし	④ 大学教授等	: 該当なし
⑤ ①から④以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者	: 該当なし		
⑥ ①②の2つに該当	: 112人	⑥ ①④の2つに該当	: 1人
⑦ ②④の2つに該当	: 2人	⑧ ①②④の3つに該当	: 1人

##### （ロ）スクールカウンセラーに準ずる者について

① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者	1人
② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以	

上の経験を有する者

64人

③ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

該当者なし

④ ①②の2つに該当するもの 該当者なし

⑤ 上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者

7人

○ 主な勤務形態

単独校 中学校 : 30校 (年37回 1回6時間)

高等学校 : 72校 (年24回 1回6時間)

特別支援学校 : 25校 (年9回 1回6時間)

対象校 中学校 : 100校 (年37回 1回5時間)

義務教育学校 : 2校 (年37回 1回6時間)

巡回校 小学校 : 243校 (年20回 1回5時間)

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（**有**・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

スクールカウンセラー活用の手引及びスクールカウンセラー活用指針を令和元年度に作成し、各校に配布・説明し、周知を図った。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

連絡協議会をスクールカウンセラーと学校担当者合同で行っている。

(5) オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（**有**・無）

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

○ 小・中学校 スクールカウンセラー

○ 高等学校 スクールカウンセラー及び学校担当者

(2) 研修回数（頻度）

○ 小・中学校 連絡会議（年2回：内1回は新型コロナウイルス感染拡大のため書面開催）

初任層研修会（年2回），各教育事務所単位のスクールカウンセラー研修会（年1～2回）

○ 高等学校 連絡協議会（年1回），S C研修会（年1回）

(3) 研修内容

○ 小・中学校

- ・ 県の施策やスクールカウンセラーの配置・活用等に係る行政説明
- ・ 事例研究を通したアセスメントの方法等に関する講義及びグループ協議等

○ 高等学校

- ・ 県の施策やスクールカウンセラーの配置・活用等に係る行政説明

- ・ 自死事案が発生したときの対応について
- ・ 学校と S Cとの連携について

#### (4) 特に効果のあった研修内容

- 小・中学校
  - ・ 講義や事例検討会を通して、アセスメントの重要性や事例の見立ての方法等についての見識を深めることができた。また、講師からの指導助言を受け、スクールカウンセラーの力量を高めることができた。
  - ・ 新型コロナウイルス感染症予防として、オンラインでの研修会を開催した。
- 高等学校
  - ・ 自死等が起きた場合の緊急支援について、事例を通し、様々な視点から多くの状況を想定できる力を身に付けることの必要性を再確認する研修となった。グループ協議により、経験者からは実際に起こりうることをあげてもらったり、未経験者は自分が対応することになった際、自分がどう動くか、何に困るかなど、具体的にイメージして考えたりすることができた。

#### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

##### ○ S Vの設置 ( 有 ) ・ 無 )

- ・ 小・中学校
 

5教育事務所に「専門カウンセラー」の名称で14人配置（年間70回）
- ・ 高等学校
 

県教育委員会高校教育課に2名配置（年間36回配置）

##### ○活用方法

- ・ スクールカウンセラー及び教職員への助言及び援助
- ・ 児童生徒、その保護者及び教職員へのカウンセリング
- ・ 各学校及び生徒のカウンセリング等に関する情報の収集及び提供
- ・ スクールカウンセラー及び教職員の研修における指導及び助言
- ・ その他、教育委員会が必要と認める業務（緊急時の派遣対応）等

#### (6) 課題

- ・ スクールカウンセラーが「チーム学校」の一員として、専門的な立場から教育相談体制充実に向けた学校との連携のあり方について理解し、意識を高めること。
- ・ スクールカウンセラーが相談を受けた児童生徒等の問題で、一人で抱え込まないようにスクールカウンセラーの横の繋がりを作ることや、スーパーバイザーに相談しやすい環境をつくること。
- ・ スクールカウンセラーが「集団守秘義務」に留意しながら、必要な情報を学校と共有し、チームとして児童生徒及び保護者の支援に当たること。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】不登校のための活用事例 (①) < S Cの配置形態：単独校配置 >

入学時、不登校傾向のあった生徒が、S Cとのカウンセリングを通して改善していった事例。入学後4月後半より昼夜逆転になり欠席がちとなっていた。話することでストレスを発散できるとのことだったため、S Cと繋がることとなった。一年次の5月半ばからは、保健室に寄ってから休み時間に教室に行っていた。その後も月に1回程度S Cとのカウンセリングを継続し、保健室を経由しなくても教室に行けるようになっていった。S Cとの

カウンセリングを重ねていく中で、少しずつ心身が安定し、一年次後半は、予約を入れることだけで、気持ちの安定を図れるようになってきたため、カウンセリングをキャンセルすることが多くなった。SCとのカウンセリングは、1年次6回、2年次3回、3年次1回と少なくなり、学年主任や担任等、多くの教職員にも相談できるようになった。進路達成に向けてSCや保健室だけではなく、学校全体で支援をしている。

#### 【事例2】児童虐待のための活用事例（13）<SCの配置形態：単独校配置>

5年前父親が現在の母親と再婚してから、継母から虐待を受けるようになった。主な内容は暴力、暴言、食事抜きで、高校入学後は主な虐待対象が弟へと移り、また継母からすると実子である妹にも手を上げるようになっていた。担任より教頭に連絡し、厚生相談部長・生徒指導部長と情報共有を行った。担任から当該生徒にカウンセリング利用を薦め、カウンセリングを受けた。SC、教頭、厚生相談部長、生徒指導部長、担任・副担任、養護教諭、教育相談担当を交えた特別支援員会を開催し、情報の共有と対応について協議した。その後弟の中学校、妹の保育所と連携をとり、中学校の方から児童相談所、子育て支援課に連絡をし、対応を公的機関に委ねた。現在は父、母ともに理解し、収束している。

#### 【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（16）<SCの配置形態：単独校配置>

家族の病気により、ヤングケアラーになっている生徒からの相談があり、自らSCに相談したいと希望した。相談後の情報交換で、SSWに繋ぐこと、校内でケース会議を開くことが必要と確認し、SSWの他校派遣を依頼した。

#### 【事例4】校内研修のための活用事例（17）<SCの配置形態：単独校配置>

「愛着障害」をテーマに、講義をしていただき、理解を深めた。特に、マルトリートメントとの関連、自閉症やADHDの発達障害と間違えられやすいこと、さらにその対処法が異なることは非常に興味深く、実施校においては「愛着障害」を抱えた生徒が多くいるであろうことから、その対応の難しさと生徒理解の重要性を改めて認識するよい機会となった。

#### 【事例5】教職員とSC等との役割分担のための活用事例（19）<SCの配置形態：単独校配置>

学校と児相相談所、市町村の福祉課等で連携した対応が必要となる生徒について、外部機関を含めたケース会議にSCも出席し、心理の面から意見をいただいた。該当生徒は、継続的にSCによる面談を行い、気持ちを整理したり、自分の気持ちを表現したりする方法について相談している。SC来校日に関係機関との連携状況について最新の情報を共有しており、校内外の役割分担を明確化し、足並みを揃えた支援ができるよう工夫している。

### 【4】成果と今後の課題等

#### （1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 友人関係や不登校、学業・進路、家族関係等の相談に応じ、児童生徒への適切な助言とともに、定期的なケース会議の開催等により、教職員との情報共有が円滑に行われ、組織的な支援体制をつくることができた。
- 児童生徒の問題行動が複雑化する中で、家庭環境に関する問題も増加している。SCとSSWの来校日を合わせ、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、教育相談担当と情報共有を行い、児童生徒の日常生活の観察や、家庭との連携に生かした。
- SCを配置校と教育支援センター等の相談機関を兼務することにより、必要度の高い児童生徒への対応ができるようになったり、情報共有が円滑になったりした。
- 発達障害や多様化する問題行動に対しての教職員の相談も増えてきており、学校のみの視点ではない支援の方策を考え、関係機関等と連携しながら、児童生徒及び保護者を支援することができた。

相談人数					
小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校	合計
27,868 人	21,145 人	1,362 人	9,956 人	1,222 人	61,553 人

## （2）課題と課題解決に向けた取組

### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

#### ＜課題の概要＞

- ・ 新型コロナウイルス感染症等、緊急事態における児童生徒への相談支援について
- ・ 保護者と問題を共有し、家庭の協力を得ながらの組織的支援について

#### ＜課題の原因＞

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、児童生徒の不安や問題が複雑化、多様化した。学校行事も制限され、生徒のストレスを発散する場が減少した。
- ・ 保護者自体にカウンセリングやケース会議に抵抗感を持っていたり、困り感が欠如していたりということがある。

#### ＜解決に向け実施した取組＞

- ・ コロナ禍での支援の在り方について、スクールカウンセラースーパーバイザーの協力を得て、教職員に対し生徒対応の際の留意事項をまとめたものを通知した。また、SC向けに研修会を実施し、長期休業明けの生徒への対応の留意点を確認した。
- ・ PTA総会や各種面談、定期配布するカウンセラーだよりをとおして、SCの活用を周知した。

### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

#### ＜課題の概要＞

- ・ 新型コロナウイルス感染症に伴う生活様式の変化を起因とした問題行動における教育相談について
- ・ 発達障害が疑われる児童生徒の困り感及び保護者の困り感に応じた教育相談の在り方について
- ・ 設定日によっては、カウンセリングを希望する人数が多かったり少なかったりするなど、SCの来校日の調整が学校行事等の関係もあり難しい。

#### ＜課題の原因＞

- ・ 新型コロナウイルス感染症により、児童生徒の生活様式が変化し、不安や問題が複雑化、多様化している。学校行事等も制限され、児童生徒の協働の機会、主体的に参加する機会が減少している。
- ・ 保護者自体にカウンセリングやケース会議に抵抗感を持っていたり、困り感が欠如したりしている。
- ・ 発達障害が疑われる児童生徒の特性を理解した支援・対応が適切に行われていないことがある。
- ・ 実施しなければならない様々な行事等があり、学校自体が忙しい状況がある。

#### ＜解決に向けた取組＞

- ・ コロナ禍での支援の在り方について、スクールカウンセラースーパーバイザーの協力を得て、教職員に対し生徒対応の際の留意事項をまとめたものを通知した。また、SC向けに研修会を実施し、長期休業明けの生徒への対応の留意点を確認した。
- ・ PTA総会や各種面談、定期配布するカウンセラーだよりをとおして、SCの活用を周知する。
- ・ 教職員及びSCに対して研修の機会を設定し、発達障害に対する特性の理解を深め、その支援・対応が適切に行える資質・能力の向上を図る。
- ・ 児童生徒等のカウンセリングについてのニーズを的確に把握し、年間を通して計画的にSCの活用を考えていく。

# 秋田県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- いじめ等の児童生徒の問題行動や不登校の対応に当たって、学校における教育相談体制の充実を図るため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者を S C 又は S C に準ずる者として配置している。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- 各市町村教育委員会に対して配置希望調査を実施し、生徒の状況、学校規模等を基に県教育委員会が決定している。 S C 等は中学校に配置され、その中学校を担当するほかに、必要がある場合は配置された中学校区内の小学校を併せて担当することができる。
- 未配置校（小学校）については 3 教育事務所に所属する広域カウンセラーがカウンセリング等を担当する。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

#### 【配置人数】

小学校	：	0 人
中学校	：	3 8 人
高等学校	：	2 6 人
特別支援学校	：	0 人
教育委員会等	：	4 3 人

#### 【配置校数】

小学校	：	0 校
中学校	：	1 0 6 校
高等学校	：	5 0 校
特別支援学校	：	0 校
教育委員会等	：	4 箇所

#### 【資格】

##### ① S C について

臨床心理士等（公認心理師） 4 3 人

##### ② S C に準ずる者について

大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1 年以上の経験を有する者 4 人

#### 【勤務形態】

##### ① S C

- 2 5 中学校 (年間 1 4 0 時間 週 1 日 4 時間 × 3 5 週)
- 1 4 中学校 (年間 1 0 5 時間 週 1 日 3 時間 × 3 5 週)
- 3 7 中学校 (年間 7 0 時間 週 1 日 2 時間 × 3 5 週)
- 3 0 中学校 (年間 3 5 時間 週 1 日 1 時間 × 3 5 週)

※年間の時数を超えないよう、各校において柔軟に運用可

##### ② 広域カウンセラー

- 義務教育課（年間 1 4 0 時間）、3 教育事務所に配置（年間 9 5 0 時間）

※未配置校のカウンセリングや突発的な事故発生時の緊急支援に対応

### （4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ① 活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（・無）

### ○ガイドラインの内容、周知方法

- ・事業内容やSCの役割、活動例について記載したマニュアル「スクールカウンセラーとともに」を作成し、各教育事務所から市町村教育委員会を通じて、各小・中学校に配付した。

### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・SC、SSW、各中学校の教育相談担当者等を対象とした不登校・いじめ問題等対策事業連絡協議会を年1回開催し、SCやSSWの効果的な活用の仕方や、連携の在り方について情報交換及び協議を行っている。

### (5) オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（・無）

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

### (1) 研修対象

- ・令和3年度不登校・いじめ問題等対策事業連絡協議会  
年間時数105時間の新規配置中学校のSC及び教育相談担当職員（生徒指導主事）等

### (2) 研修回数（頻度）

- ・年1回（コロナウイルス感染症の拡大により中止）

### (3) 研修内容

- ・SCの学校における効果的な活用等について情報交換及び協議を行う。

### (4) 特に効果のあった研修内容

- ・中止のため特記事項なし

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（・無）

○活用方法

### (6) 課題

- ・小学校におけるSCのニーズが高まっているものの、SCを活用する小学校に偏りがあった。
- ・SCの人員が不足している県北部では、日程調整が難しく、相談希望者の要望にタイミングよく応えることができない場合があった。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】不登校、いじめ問題の未然防止のための活用事例（①、②）<対象校配置>

A市内各小・中学校では、A市いじめ防止基本方針に基づき、管理職、生徒指導主事、養護教諭等複数の教職員、学校運営協議会委員、S Cをメンバーとして、「学校いじめ防止等対策委員会」を年2回程度実施した。会議において、いじめ問題への学校の取組について検証するとともに、S Cから不登校や不登校傾向の児童生徒の情報提供を行い、教育相談体制や生徒指導上の取組について協議を行った。教職員だけでなく、学校運営協議会委員（PTA役員や地域の方）やS Cの立場からの意見を委員会全体で共有することにより、学校の取組の改善につながった。

#### 【事例2】児童虐待に対応するための活用事例（⑬）<SCの配置形態：対象校配置>

中1男子生徒である。母子家庭で母親はヒステリー気質があり、アルコール依存症、双極性障害の診断がある。当該生徒が3歳時、両親が離婚しており、母親と共にアパートに居住するが、母親のアルコール依存症が絡んだ問題が起こると、母方の実家に逃げ込むことを繰り返した。実家の祖父もアルコール依存症だったため、いずれの環境もアルコールに絡む問題が顕著で、適切な養育環境とは言えなかったが、小学校4年時に母親からの心理的虐待（暴言）、ネグレクトにより児童相談所に入所することとなった。その後、小学校6年生まで諸問題は起こるが一時保護等の強制措置には至らず、中学校入学時から児童相談所を離れ、要保護児童対策地域協議会の対象事例となった。この時点で完全不登校となり、それまで適応指導教室に通っていたが、一方的に職員への不満を抱き、通わなくなった。要保護児童対策地域協議会を開き、母親への指導と教育環境の整備を議論する。母親は、医療の必要性が顕著であるが、適切な医療環境が構築できず、当該生徒も病状を都合よく解釈し、治療が進まない状況であった。一方、当該生徒に対しては、学校、適応指導教室、医療機関のデイケアを活用し、居場所づくりを最優先する方向で連携を図った。S Cは、本来医療機関のデイケアスタッフであり、スクールカウンセラーも兼務していたため、カウンセリングを実施しつつ、医療機関のデイケア導入を図った。また、学校、適応指導教室といった教育環境を適切に活用できるよう、各担当者と情報共有し、適切な連携を図った。当該生徒は、自分の都合が悪くなるとそれぞれの機関の不満や愚痴などを言いふらし、支援者を振り回わすことがあったが、連携機関の情報共有を密にすることで適切な対応を継続することができた。その後も母親のアルコールに絡む問題から、事態の好転、悪化を繰り返したが、当初構築した教育・医療ネットワーク、児童相談所、行政の支援の中で居場所を確保することができた。転機になったのは、当該学校の教諭からの部活動への誘いであった。この間、粘り強く、柔軟に関わり続けていた担任教師から、当該生徒の長所である足の速さを評価され、陸上部に入部したこと自らの居場所を獲得することができた。これまで築き上げて来た担任教師との信頼関係がそれを後押しした。これまで目的をもてず、場当たりでしかなかった居場所が、目的達成のための、そして仲間づくりの居場所となつた。

#### 【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（⑯）<SCの配置形態：対象校配置>

精神障害を抱えた母親と、支配的な父親をもつ女子生徒の事例。父親が支配的な性格であるため、母親とともに怯え、緊張しながら生活してきた。当該生徒は、父親にも母親にも安心感がもてずに育った。母親の調子が悪いと、当該生徒が家事を行わなければならず、欠席が多かった。また当該生徒にも不眠や体調不良があり、精神科に通院していた。学校では明るく、ポジティブな言動ばかりで、困っていることを誰にも言えないでいることを心配した学校が、カウンセリングを本人に勧めた。学校では笑顔で生き生きとし、不安そうな表情は一切見せないが、カウンセリングでは、涙ながらに家の辛さ、不安について語った。当該生徒の了承を得て、通院先である医療機関とS Cが連携し、そこで共有した内容を学校とも共有した。徐々に、学校でも特定の教員に家のことを話せるようになったため、三者面談等、当該生徒の気持ちや希望に寄り添った支援が学校側で可能となつた。当該生徒には、辛くなったら、いつでも助けを求めてよいことを子ども支援課、医療機関、S Cから伝え続けた。当該生徒の変化を目の当たりにした母親が、夫からのDVと当該生徒への虐待を訴え、父親からの隔離を希望し

た。その後、スムーズに転居・転校となった。

#### 【事例4】「ゲームとの付き合い方」を理解する研修の活用事例（⑯）<SCの配置形態：対象校配置>

保護者40名を対象に研修会でSCが講演した。依存症（アルコール、買い物、ギャンブル、薬物、ゲーム等）の定義を確認した上で、ゲーム依存症が中学生の脳に与える影響や、中学生の生活に与える影響について話をした。保護者が分かりやすいように「依存症」について詳しく説明したほか、実例を挙げて話をしたため、保護者は自分の子どもにも起こりうることとして真剣に聞いていた。ゲームとの付き合い方について家族で話をするきっかけとなった。また、教師側も、生徒会が実施しているアウトメディアチェックや、各学年部で実施しているライフスタイルチェックを効果的に実施するきっかけになった。生徒の生活習慣の改善が期待できる取組となつた。

#### 【事例5】役割分担による支援のための活用事例（⑯）<SCの配置形態：対象校配置>

不登校状態が長く続いており、食事以外は自室に長く引きこもり、当該生徒と会うことが難しい中学校2年男子生徒について、校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、学級担任、養護教諭及びSCが参加してケース会議を開催した。当該生徒に対する支援について、教職員とSC等のそれぞれが担うべき役割を明確化した。また、関係機関との連携による支援を進めるために、SCとSSWが連携して関係機関との連携構築を図った。

## 【4】成果と今後の課題等

### （1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・公立の全中学校にSCが配置されており、相談業務を中心に計画的に活用する中学校が多くなった。カウンセリングにより状況が好転した事例も多く見られている。
- ・相談業務以外に、心のサポート授業や集会での講話、教職員向けの研修会における助言など、不登校や問題行動等の未然防止に関わったSCの活用も増えている。

### （2）課題と課題解決に向けた取組

#### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### ＜課題の概要＞

- ・広域カウンセラーは、その都度、派遣を調整するため、必ずしも同一学区の中学校のSCが派遣されるわけではなく、場合によっては様々なカウンセラーが派遣されるので、小中のつながりが薄くなる。
- ・広域カウンセラーの時数が足りず、小学校には時数を制限したり、中学校SCの時数を使ったりして対応した。

##### ＜課題の原因＞

- ・広域カウンセラーの中には、エリアカウンセラーにしか登録をしていないSCもあり、派遣依頼をする上で、同一学区の中学校のSCと機会を均等にする必要があるため。
- ・SC（臨床心理士、公認心理師等）の人員が不足しているため。

##### ＜解決に向け実施した取組＞

- ・エリアカウンセラーにしか登録していないSCには、居住地等を踏まえて派遣地域をある程度絞って派遣することで、継続性をもたせる。
- ・広域カウンセラーの時数を増やし、小学校からの相談に即対応できるようにする。

## ②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

### ＜課題の概要＞

- ・県北部では臨床心理士等の登録が少なく、県内の遠隔地や他県からの派遣で対応している状況にある。
- ・一部の中学校 S C の勤務時間が、相談業務で埋まっており、学校との情報交換やコンサルテーション等に十分な時間を確保できない。

### ＜課題の原因＞

- ・ S C (臨床心理士、公認心理師等) の人員が不足している。
- ・ S C の勤務時間が、相談予約で埋まってしまう。

### ＜解決に向けた取組＞

- ・居住地等を踏まえながら、派遣する地域を広げて、 S C の了承のもと県北部に派遣している。
- ・学校ごとに S C の活用状況・内容を正しく把握し、適切な時数の確保をしている。

# 山形県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等児童生徒の諸課題への対応のため、児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者（以下スクールカウンセラー等という。）として、小学校・中学校・高等学校に派遣し、学校におけるカウンセリング機能を高めるとともに、スクールカウンセラー等の活用により諸課題の解決を支援する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・市町村立中学校への配置は、拠点校方式（中学校を拠点校として、近隣地域の中学校及び小学校を対象とする方式）とし、スクールカウンセラー等未配置校にも対応できるようにした。また、小学校での活用を推進することで、小中連携の強化、諸課題の改善を図れるようにした。
- ・学区が県内全域である県立中学校への配置は、単独校配置とし、自校の対応に専念できるようにした。
- ・市町村立中学校、県立中学校ともに、2～3名のスクールカウンセラー等を配置し、そのうち少なくとも1名はスクールカウンセラーを配置することで、スクールカウンセラー同士の情報交換等を可能にした。
- ・高等学校には、県教育委員会で特に必要があると認める6校に配置することで、配置校の課題解決にあたった。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

#### ○配置人数

小学校	：	中学校に拠点校配置したスクールカウンセラー等が対応
中学校等	：	81人
高等学校	：	11人
教育委員会等	：	9人（うち、8人は中学校配置を兼ねる）

#### ○配置校数

小学校	：	210校
中学校等	：	83校
高等学校	：	6校
教育委員会等	：	1箇所

#### ○資格

##### （1）スクールカウンセラー

①公認心理師	63人
②臨床心理士	58人
③精神科医	1人
④大学教授等	7人

⑤上記①～④以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者  
0人

##### （2）スクールカウンセラーに準ずる者

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年 以上の経験を有する者	1人
②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務につい て、5年以上の経験を有する者	18人
③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人	
④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者 と認めた者	0人

○主な配置形態

単独校	1 中学校	(週 1 日・1 回 6 時間)
	6 高等学校	(年 2 3 回・1 回 4 時間)
拠点校	8 2 中学校等	(週 1 日・1 回 6 時間)
無配置校、緊急対応		(状況に応じて派遣)

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（ 有  無）

○ガイドラインの内容、周知方法

- ・連絡会議において、事業の趣旨、活動方針等をまとめたものを周知し、教育相談体制の構築を図っている。また、県内 4 教育事務所の生徒指導主事会議等で事業の趣旨、活動方針等について周知し、効果的な活用及び改善に向けた方策等について情報交換を行っている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・全県及び県内 4 教育事務所ごとの研修会において、講師による講演や演習、グループ別研修による効果的な活用事例等の情報交換・意見交換を行っている。

(5) オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（ 有  無）

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

スクールソーシャルワーカーや県独自事業の教育相談員等を対象とした全県研修会、教育事務所毎の研修会を開催し、希望制でスクールカウンセラーの参加を募っている。

(2) 研修回数（頻度）

全県研修会：年 1 回 教育事務所研修会：年 2 回

その他、山形県スクールカウンセリング研究会で相談活動に係る資質・能力の向上を図っている。

(3) 研修内容

- ・全県研修会・・・講演「『ネットとの上手なつきあい方』をどう指導するか  
　　-『ルールづくり』と『気をつけなさい』だけでよいの？-」  
　　事例検討を行う分科会
- ・教育事務所研修会・・・関係機関との連携等に関する研修、いじめの対応に関する研修、事例検討

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・具体的な事例や演習を交えた研修
- ・現場のニーズを把握し、それに合った研修内容や講師の選定
- ・参加者から事例を持ち寄ってもらい、様々なケースに対しての意見交換

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S V の設置（ 有  無）

○活用方法

スクールカウンセラーとして任命した者のうちから、特に経験が豊富である者をエリアカウンセラーとして県教育委員会に置く。エリアカウンセラーは、スクールカウンセラー全体の資質向上を図るため、必要に応じて、スクールカウンセラー等に対する指導・助言（スーパーヴィジョン）を行う。

(6) 課題

- ・スクールカウンセラーとしての資質向上に向けた専門性の高い研修機会の設定
- ・県で任用しているスクールカウンセラー全体への指導・助言の機会の確保

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1－1】不適応の未然防止の活用事例（①不登校 ⑫その他の内容）<拠点校配置>

A中学校の課題として、不登校生徒の増加と別室登校生徒の増加が挙げられていた。担任・学年の担任団、養護教諭との情報共有の中で、落ち込むとなかなか立ち直れず、そのまま不適応に陥るケースが多かったことから、スクールカウンセラーがレジリエンスの授業を1年生に対して6時間扱いで実施した。「自分の強みを活かす」「自分のココロのくせを知る」など自己理解を深め、しなやかに立ち直る「レジリエンス」を学ぶことで、不適応や不登校を未然防止することにつながっている。レジリエンスの授業では全体指導を行い、カウンセリングでは個別対応をし、スクールカウンセラーとのつながる機会を多くもつことができた。学年が上がっても、レジリエンスの授業で学んだことを教師と生徒が確認し、学校生活の様々な場面で活かされている。そのような取組みの成果として、不登校の生徒数や別室登校の生徒数の減少傾向が見られる。

#### 【事例1－2】不登校生徒のための活用事例（①不登校 ⑧心身の健康・保健 ⑩発達障害等）<拠点校配置>

小学4年生の児童Bは長期休み明けから不登校になったが、背景に強迫症や自閉症スペクトラム症があることが考えられた。本人は家族や担任以外と話をすることができなかつたため、スクールカウンセラーと母親が面談を継続して行い、児童本人の医療機関受診につなげていった。医療機関と学校が情報共有しながら、担任、校長、教頭、養護教諭が連携を密にして支援を継続した。スクールカウンセラーは母親に児童Bへの接し方を助言するとともに、母親自身も安定できるよう支援を継続した。母親が安定したことで児童Bへの接し方にも変化が見られているため、今後もそれぞれの立場から支援を行っていく。

#### 【事例2】児童虐待の早期発見・初期対応のための活用事例（⑪小中連携 ⑬児童虐待）<拠点校配置>

C中学校では、児童虐待の事案についてスクールカウンセラーと養護教諭、担任との情報共有をこまめに行い、生徒の小さな変化を見逃さないようにしている。生徒Dは別室登校をしており、日常的に教育相談員と過ごす時間が多い。教育相談員とスクールカウンセラーが連携し、生徒が抱えている悩みや小さな変化を見逃さないようにし、相談活動を行ってきた。さらには、若手の教員が増える中、生徒のどのような点を観察する必要があるのか、スクールカウンセラーが教員へ具体的に助言を行った。

生徒Dは6月頃、遅れて登校した際に養護教諭との話の中で、家庭内での虐待が疑われる状況が見られたため、児童相談所と警察に通告・通報した。母親には精神的に不安定な一面が見られ、母親とスクールカウンセラーが面談を行い、母親を医療につなぐことができた。母親の心の安定とともに、生徒も安心して家庭生活を送ることができ、学校内でも多くの教職員とかかわりながら学習に励み、継続して登校している。

また、小学校に兄弟がいるため、スクールカウンセラーが小学校に出向き、教員への助言や児童の様子を観察し、面談を行うなどの支援を行った。さらに、家庭内の問題であるため、自治体の福祉部局や要対協とも情報共有を図りながら、様々な面から支援にあたっている。

#### 【事例3】記載できる事例はない。

#### 【事例4】記載できる事例はない。

#### 【事例5】S C同士が補完し合える配置計画の事例（⑯S Cに準ずる者の効果的な配置）<拠点校配置>

本県では中学校を拠点校とし、1校に2～3名のスクールカウンセラー等を配置している。その際、ペアの組み合わせを臨床経験や専門分野、スクールカウンセラーと準ずる者など工夫することで、効果的な支援体制になるように配慮している。学校では児童生徒の性格や特徴を踏まえ、相談するスクールカウンセラーを決めている。

## 【4】成果と今後の課題等

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

平成27年度と比較して、平成28～令和3年度のいずれも相談件数が大きく増加している。平成28年度以降、全県SC連絡会議において行っている「保護者や域内小学校へのSCの周知徹底」「全校面談の推奨」等により、各校で教育相談体制の整備や相談しやすい環境づくりに取り組んだ成果と考えられる。

相談件数						
H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03
5,572件 (99.5)	9,103件 (162.6)	8,778件 (156.8)	10,051件 (179.5)	12,026件 (179.5)	12,786件 (170.5)	13,521件 (162.9)

※相談件数は延べ数で、( )は一校当たりの平均相談件数

### (2) 課題と課題解決に向けた取組

#### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### ＜課題の概要＞

- ・スクールカウンセラー等と教職員の情報交換等の時間確保
- ・全校配置に拡充するための財源確保と人材確保
- ・小中連携の一層の充実

##### ＜課題の原因＞

- ・限られた時間（6時間）の中での相談件数の増加
- ・スクールカウンセラーの有資格者の人材不足
- ・学校間での情報交換・連携不足

##### ＜解決に向け実施した取組＞

- ・連絡会議等における各学校の好事例の共有
- ・関係機関・団体等との連携及び県ホームページにおいての公募
- ・各地区において、代表のスクールカウンセラーと定期的な情報交換と情報発信

#### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### ＜課題の概要＞

- ・小学校における活用と小中連携の一層の充実
- ・スクールカウンセラーの資質向上

##### ＜課題の原因＞

- ・限られた時間（原則1日6時間、年間210時間）の中での相談件数の増加
- ・悉皆の研修機会が確保できていないこと

##### ＜解決に向けた取組＞

- ・令和4年度は重点校（大規模校）に勤務日数を上乗せできる予算を確保したこと
- ・令和5年度に向けて悉皆研修ができる予算の確保と制度の整理を行うこと

# 福島県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校、いじめ、暴力、高校の中退など、児童生徒の問題行動が多様化・深刻化する状況を踏まえ、スクールカウンセラー（以下、SCとする）等の配置により、教育相談体制の充実を図り、問題行動の未然防止と早期解決を図る。

また、東日本大震災による被災地域の学校及び避難している家庭の児童生徒を受け入れている学校等の児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助、医療機関等との連絡調整を行い、児童生徒がPTSD（心的外傷後ストレス障害）等にならないように心の回復を支援することを目的とする。

### （2）配置・採用計画上の工夫

県教育委員会は、学校の実態及び被災地域の学校や避難している家庭の児童・生徒の受入状況、公立学校からの派遣要請等を踏まえて派遣計画を立案し、小・中・高等学校及び特別支援学校に対して、SCを配置している。

また、中学校に派遣されたSCは、派遣中学校区内で、SCが未配置の小学校についても同様の職務を行い、義務教育段階の児童生徒全体をカバーするよう配慮している。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

#### 【配置人数】

小学校	： 204人
中学校（義務教育学校含む）	： 223人
高等学校	： 85人
特別支援学校	： 2人

#### 【配置校数】

小学校	： 204校
中学校（義務教育学校含む）	： 213校
高等学校	： 84校
特別支援学校	： 2校

#### 【資格】

##### ① SCについて

ア 公認心理師	： 144人
イ 臨床心理士	： 126人
ウ 精神科医	： 0人
エ 大学教授等	： 22人

##### ② SCに準ずる者について

ア 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者	： 19人
イ 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者	： 34人
ウ 医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者	： 0人

#### 【主な勤務形態】

単独校配置	小学校	200校	（週1日・1回6時間）
	中学校（義務教育学校含む）	57校	（週1～2日・1回6～12時間）
	高等学校	84校	（週1日・1回4～6時間）
	特別支援学校	2校	（週1日・1回6時間）
拠点校配置	中学校	156校	（週1日・1回6時間）

### （4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

- ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法
  - ガイドラインの作成（ 有 /  無）

○ガイドラインの内容、周知方法

年度末に配置校にあてて、派遣の目的や派遣期間、職務等の活動方針に関する指針を文書で通知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

生徒指導関連の地区別研修会で事例をもとにSCの活用方法を説明している。

教育相談コーディネーター研修会でSC等との連携の仕方を学ぶことで教育相談担当教員の能力向上を図り、各校で教職員をリードできるようにしている。

**(5) オンラインカウンセリングの実施の有無**

○オンラインカウンセリングの実施（・無）

実施したSCは県外に在住しており、新型コロナウイルス感染症の影響で来校できず、Zoom等を活用してカウンセリングを実施した。

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

**(1) 研修対象**

- ①スクールカウンセラー新任者研修会：今年度新たにSCになった者
- ②域別スクールカウンセラー等研修会（6地区）：小・中・高、特別支援学校に配置された全SC
- ③福島県スクールカウンセラー合同研修会（県臨床心理士会主催）：県内配置SCの希望者
- ④各種生徒指導関係研修会等のSCへの案内：県内配置SCの希望者

**(2) 研修回数（頻度）**

- ①スクールカウンセラー新任者研修会：年3回
- ②域別スクールカウンセラー等研修会（6地区）：各地区年1回
- ③福島県スクールカウンセラー合同研修会（県臨床心理士会主催）：年1回
- ④各種生徒指導関係研修会等のSCへの案内：その都度

**(3) 研修内容**

①スクールカウンセラー新任者研修会

緊急スクールカウンセラー等活用事業において、県内の公立小・中・高等学校に配置された大学院等新卒、または今年度から新たにSCとして勤務している者等を対象に、講義、講話、研究協議、事例研究、情報交換等の専門的な研修会を開催することで、SCとしての資質向上を図る。

- ・ SCスーパーバイザーによる講義・講話
- ・ テーマを設定した研究協議及び情報交換、事例研究
- ・ 情報モラル教育（SNS等の実態）について

②域別スクールカウンセラー等研修会（6地区）

緊急スクールカウンセラー等活用事業において、公立小・中・高等学校及び特別支援学校に配置されたSC等を対象にして、各地区の教育事務所ごとに講義、講話、研究協議、事例研究、情報交換等の専門的な研修会を開催することで、SC等の資質向上を図る。

- ・ SCスーパーバイザーによる講義・講話
- ・ 教育事務所の担当指導主事等による講義・講話
- ・ テーマを設定した研究協議及び情報交換、事例研究
- ・ SC等との個別懇談 など

③福島県スクールカウンセラー合同研修会（県臨床心理士会主催）

SCの資質向上のため、県臨床心理士会スクールカウンセリング委員会が主催する研修会に、会員以外の準S

SC等も参加可能とし、より専門性を高めることができる機会を設定している。

- ・ 事例検討「コロナ禍でのSC活動」
- ・ 話題提供「感染者発生時の対応と支援」
- ・ 域別の情報交換

#### ④各種生徒指導関係研修会等のSCへの案内

県教育委員会が主催、後援する生徒指導や心のケア関連の講演会等をSCにも周知し、教育課題や学校の取組について理解を深めることができるよう配慮している。

### (4) 特に効果のあった研修内容

#### ②域別スクールカウンセラー等研修会（6地区）

原子力災害被災地域が含まれる地区ではSCスーパーバイザーから「スクールカウンセラーの地域理解」という題で講義していただいた。児童生徒の過ごしている地域の状況を把握した上で対応することの重要性について、避難先から帰還した地域の例を自身の経験から説明していただいた。経験年数の異なるSCや原子力災害被災地域に居住していないSCが情報交換しながら対応の仕方について協議することができ、資質能力を高めることができた。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

#### ○SVの設置（（有）・無）

#### ○活用方法

- ・ 対応が困難なケース等についての助言及び支援
- ・ SCの研修会等における助言
- ・ 各学校におけるカウンセリング研修会等の教職員に対する助言
- ・ その他、教育事務所長の必要と認めるもの

### (6) 課題

配置されたスーパーバイザーは研修会等で講師として的確な助言を行うなど、各地区で活用されている。しかしながらスーパーバイザーへの助言や支援については活発な利用までは至っていない。新任者研修会においても、スーパーバイザーから講義をしていただく機会を設けているが、今後はスーパービジョンの場を県教育委員会が設定するなどの工夫により、スーパーバイザーの活用とSCの力量の向上を図っていく必要がある。

## 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

### 【事例1】

#### ○震災の影響による家庭内不和が原因と見受けられるケースの活用事例（①不登校、⑧心身の健康・保健）

##### ＜SCの配置形態：単独校配置＞

震災の影響が一因とみられる家庭内不和により、PTSDとなり不登校傾向とともに自傷行為を行うようになった中学生の姉と、ASDの特徴が見受けられ、学校不適応から同じく不登校傾向をもつ弟に対して、継続的にカウンセリングを行ってきた。姉は精神的に安定する様子が見受けられるようになり、保健室登校し、技能教科を中心に授業に参加できるようになった。進路に向ても前向きに捉えて、取り組むなど、改善が見受けられるようになった。弟も姉の影響を受け、登校して授業に参加するようになった。保護者である祖父母もSCを信頼しており、継続的な関わりが功を奏している。

#### ○継続したカウンセリングによって不登校が改善されたケースの活用事例（①不登校、⑩発達障害等）

##### ＜SCの配置形態：単独校配置＞

現在、中学生の本生徒は、小学校4年生頃から不登校となった。ADHDの診断も受けている。小学校の頃は、ほとんど学校に登校できずにいたが、中学校入学後、心機一転に頑張りたいと登校できるようになった。しかし、友達の視線が怖いということがあり、5月中旬から登校できなくなってしまった。月2回程度のカウンセリングを小学校の時から母親と一緒に受けている。本人から「友達は欲しいが話し方がわからない。」との悩みを受け、

友達との接し方について具体的な方法をSCから学ぶことにより、友達と接するときの準備をイメージすることができるようになった。さらに得意なキャラクターデザインを美術教師に見てもらい、指導を受けたいとして、登校して作品作りを教師と一緒にできるようになった。2年生に進級してからは、SCの働きかけで他教科の学習にも目を向けるようになり、担任が数学担当だったこともあり、一緒に数学の学習をしたり、美術の作品を作ったりと少しづつ不登校が改善してきている。

### 【事例2】児童虐待・性的な虐待に対応したケースの活用事例（⑬児童虐待）

#### ＜SCの配置形態：単独校配置＞

本女子児童は、2年前の9月に父親から身体的及び性的な虐待を受け、児童相談所への一時保護となる。母親は精神的な病を患っていて、父親の言動に対して強く言えない。また、妹が不登校傾向で、姉である本児童に暴言を吐き、暴力をふるっている。両親や祖父母は妹を叱責すると暴れてしまうという理由から、厳しく対応することができない。本児童は祖父母や父親から我慢するように言われ、家庭で辛い思いをしていた。SCは当時からカウンセリングを継続しており、妹との関わり方などについて面談を実施してきた。6年生になって実施した面談において父親から虐待を受けていることが明らかとなり、児童相談所への通告、一時保護につながった。SCは担任や養護教諭と連携・協力を図りながら本児童のカウンセリングを行い、担任は母親に対して状況の改善に向けた面談を実施した。父親に対しては当該自治体の教育委員会や児童相談所など関係機関が指導を行った。

### 【事例3】

#### カウンセリングの継続によりヤングケアラーの状況が判明した活用事例（⑯ヤングケアラー）

#### ＜SCの配置形態：単独校配置＞

高校生のカウンセリングにおいて、当初は友人関係の相談だったが、回数を重ねる中で家庭環境や家族関係について明らかになってきた。中学の頃から幼い3歳の妹と0歳の弟の面倒を見ており、家事に追われ睡眠不足が続いている。すぐ上の兄と比較され差別を感じていること、母親に認められていないこと等を話すようになった。家族関係が複雑で、両親は離婚し母親が再婚、義父は仕事で不在が多い。母親は在宅しているが家事は本生徒が行っている。ヤングケアラーと判断し、SSWに入ってもらい支援を提案する。しかし、本人は頑なに拒否している。無理に進めることができず、現段階では母親との関係改善に向けた助言や、セルフコントロールができるように自律訓練を行っている。家庭での状況改善に向けて継続して取り組む必要があるが、自立訓練を通して本人の気持ちの持ち方に変化が見られるようになってきた。

### 【事例4】

#### OTTによる授業実践における活用事例（⑯教育プログラム）＜SCの配置形態：単独校配置＞

題材「メンタルヘルス講座」～受験期を迎える生徒達のメンタルコントロール～

- ・ 対象学年 中学校3年生
- ・ ねらい 悩みや焦り、不安との向きあい方を学ぶ。
- ・ 授業の実際 日頃の悩みやこれからの受験の時期を迎えて、進路に関する焦りや不安にどう向き合えば良いか、「○年後の自分をイメージする。」「深呼吸する。」などのエクササイズを取り入れながらの活動を通して、「自己肯定感」を持てるよう指導した。

## 【4】成果と今後の課題等

### （1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

全てのSCの配置校を対象に活用状況とその効果についてアンケート調査を実施した。

Q1 「SCの活動について全職員で共通理解を図っている」 99.8%

Q2 「相談内容について、必要に応じて教職員と情報の共有ができている」 100%

Q3 「教職員とSCが互いの信頼関係のもと、協力的に活動できている」 98.6%

Q4 「SCの活動に満足している」 97.1%

※ 数値は質問に対して「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合

また、SCの活用が図られ、効果を上げているとの設問には「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合は98.4%であり、具体的な成果として、不登校の減少52.7%、震災、原発事故関係の心のケア34.9%、いじめの減少18.5%等が挙げられている。一方、震災及び原発事故後のデータをみると不登校の増加傾向は改善されていない。また、震災及び原発事故後の相談件数は毎年7万件を超えており、心のケアが必要な児童生徒は減少していない。震災以後、放射線や復興に対する考え方が家族間で異なるなど、子どもたちを支える家庭そのものが不安定である県内全域の児童生徒にとって、SCは必要不可欠な存在として活用されている。

## (2) 課題と課題解決に向けた取組

### ①昨年度（令和二年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

#### ＜課題の概要＞

震災から10年が経過したが、依然として県内の他地区に避難している児童生徒が多く存在している。また、震災当時中学生や高校生だった生徒が親になり、学校でカウンセリングを受けるケースも増えていることから、チーム学校として児童生徒の支援にあたる必要性を感じる。引き続きSC、SSWの資質向上と教育相談コーディネーターの養成が課題である。

#### ＜課題の原因＞

児童生徒の抱える問題は多様化・複雑化していることに加えて、特別な支援を要する児童生徒の増加や家庭環境の複雑化に伴って相談内容も複合化・複雑化してきている。そのような状況に対応できるようなSCの資質向上の機会が確保できていない。

#### ＜解決に向け実施した取組＞

スーパーバイザー等を活用した域別スクールカウンセラー等研修会を実施し、具体的な例を提示しながらカウンセリングスキルの向上を図った。さらに、臨床心理士会主催の研修会を積極的に周知し、SCが研修できる場を設定した。研修ではコロナ過における対応事例を協議し、相談に関する情報交換を実施した。

また、SCの効果的な活用を図るため、各校に教育相談コーディネーターを養成する研修会を実施した。これは年3回の研修会を実施することで教員の相談スキルの向上とSCやSSW、関係機関との連携方法を身につける研修会である。教育相談コーディネーターとの連携が図られ、早期に適切な対応が取られたとの報告もあがっている。

### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

#### ＜課題の概要＞

震災以後、避難による転居や転職等により家庭環境が安定しない状況は未だに続いている。震災以後に出生した児童生徒に対しても影響が現れている。また、震災時に児童生徒だった者が保護者となって子どもを学校に通わせるようになってきている。そのような家庭の中には、保護者がPTSDとなっており、子どもが安定しない、もしくは子どもに強く依存してしまう傾向も見受けられ、児童生徒のカウンセリングと並行して保護者のカウンセリングも必要となっている。そのため、複合化・複雑化した相談内容に対応できるようSCの資質能力の向上と効果的な活用に向けた学校との連携強化が必要である。

#### ＜課題の原因＞

震災以後の家庭環境の変化やコロナ過による収入等の変化等、家庭の抱える問題が児童生徒に不安定さをもたらし、それが様々な方法・形で表出化している。また、そのような児童生徒が抱える問題は複合化・複雑化しており、対応できる体制やSCの資質向上の機会が確保されていない。

#### ＜解決に向けた取組＞

各校における教育相談コーディネーターの教員の育成を継続し、相談体制を充実させるとともにSCを有効活用したチーム学校として児童生徒の支援を行えるようにしていく。また、SCの資質能力の向上を図る研修会を実施していく。

# 茨城県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為等の児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見及び早期対応を図るため、臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを公立小・中・義務教育学校等に配置し、教育相談体制を充実させる。

### （2）配置・採用計画上の工夫

小中学校では、小中連携を強化し、生徒指導上の諸課題に対応するため、原則として中学校区に同一のスクールカウンセラーを配置した。配置方式は以下のとおりとした。

- ・同一市町村内の中学校1～2校を組み合わせ、183グループを編成する。
- ・中学校を拠点校とし、学区の小学校を対象校とする。
- ・2つの中学校が組んだ場合には、いずれか一方を代表拠点校、もう一方を拠点校とする。

高等学校では、有効なスクールカウンセラーの活用を図るため、各学校の実態等を踏まえ、単独校として配置した。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

① 配置人数 156人（延べ259人）

② 配置校数 小学校458校、中学校205校、義務教育学校12校、市立特別支援学校1校  
中等教育学校3校、高等学校73校（附属中を含む）

#### ③ 資格

（ア）スクールカウンセラー

- ・公認心理師113人、臨床心理士18人、大学教授等4人

（イ）スクールカウンセラーに準ずる者

- ・大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者5人
- ・大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者16人

#### ④ 主な勤務形態

・拠点校：中学校205校、義務教育学校12校（月1～5回・1回3時間又は4時間又は7時間）

・対象校：小学校458校、市立特別支援学校1校（月1～2回・1回3時間又は4時間又は7時間）

・単独校：高等学校73校・・・5校（年32回・1回4時間）、5校（年32回・1回3時間）

63校（年29回・1回3時間）

中等教育学校3校（年32回・1回3時間）

### （4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

① 活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

スクールカウンセラー配置事業の実施要項を作成し、各スクールカウンセラー、各学校、各市町村教育委員会に配付した。実施要項には、本事業の目的・配置期間・配置方式・活用方法・勤務形態・配慮事項等について記載した。ガイドラインについては、令和4年度に策定予定である。

② 研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

教育相談コーディネーターや市町村教育委員会の担当者に対して、上記実施要項の内容とスクール

カウンセラーの効果的な活用方法について書面にて伝達した。

(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年度のスクールカウンセラー配置事業に係る連絡協議会を中止したため)

(5) オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施 (  有 ·  無 )

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

全スクールカウンセラー

(2) 研修回数(頻度)

年1回(令和3年5月書面開催)

(3) 研修内容

- ・スクールカウンセラーの職務において特に力を入れてほしい取組について
- ・スクールカウンセラーの情報共有の在り方について
- ・スクールカウンセラーに対するコンプライアンス研修について
- ・スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの連携の在り方について

(4) 特に効果のあった研修内容

スクールカウンセラーが学校との情報共有における課題等について、県が情報収集、整理を行った。その内容を基に、スクールカウンセラー専門部会と協議し、適切な情報共有の在り方について周知することで、共通理解を図ることができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置 (  有 ·  無 )

○活用方法

- ・緊急時における指導主事等の教育委員会職員に対するスーパーバイズ
- ・新規採用スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずるものを対象とした研修におけるスーパーバイズ

(6) 課題

- ・学校とスクールカウンセラーの適切な情報共有及び対応の在り方

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】不登校のための活用事例 (①⑥) <SCの配置形態：対象校配置>

小学校2年生男子児童は、9月から登校を渋るようになり、10月にはほとんど登校できなくなってしまった。母親が自家用車で送って来るのだが、駐車場で車から降りられないということが多い。登校しようとすると腹痛や頭痛を訴える。車から降りることができ、保健室登校をするようになった段階で、SCと母親との面談を始めた。母親が誘ったところ本人が応じたので、母親・児童面談も一度行った。

男子児童は繊細で気配りができる反面、高い不安傾向が見られた。父方の祖父母と同居していたのだが、もともと母親と祖父母の関係は良くなく、あることをきっかけにさらに悪化していた。その状況は男子児童に対して大きな影響を与えており、母親をかばおうとしている面も見られた。そこで、学校と情報共有等の場を設定し、男子児童のアセスメントを管理職と養護教諭に伝えた。また、駐車場や保健室での対応についても協議し、無理をせず、教職員と関われたこと自体をプラスに考えられるようにするといったことを確認した。

SCは母親と定期的に面談を行い、家庭の様子を聴き母親が安定できるようにサポートとともに、男子児童の対応について話し合った。母親は、男子児童との関わりに関して「宿題に取り掛かるのが遅い」など比較的細かなところまで気にし過ぎる面があったため、その点については担任・養護教諭とも情報を共有し、母親が安心できるように働きかけたことで、教室に行けることもかなり増えた。その後、男子児童はスポーツクラブにも通うようになり、自分のやりたいことがはつきりしてきた。月に2、3日休むことはあるが、特に問題なく過ごせるようになった。

#### 【事例1】発達障害のための活用事例 (⑩) <SCの配置形態：拠点校配置>

中学校3年生男子生徒は、ADHDの診断を受けており、小学校時より特別支援学級に在籍していた。カッとなりやすく、ちょっとしたことをきっかけに周囲への暴言・暴力など級友とのトラブルが頻発していた。中学1年時、周囲への暴言・暴力行為を起こしたことをきっかけに支援学級担任に勧められ、SCと面談を行った。

中学1年2学期～中学2年3月まで、継続してカウンセリングを実施。SCとの面談では、トラブルとなつた相手に対する不満や怒りを表現する一方で、カッとなると手や口が出てしまう自分の傾向について問題意識をもつていていることも語っていた。面接の中では、感情的になった時の自分自身について振り返ること、カッとなりやすいタイミングや時期、自分のコンディションなど、失敗しやすいパターンを見つけることを繰り返した。また、感情的になった時の対処法を考える他、相手の立場や感じ方を想像することを促した。男子生徒は徐々に適切にクールダウンの方法を用いることができる場面が増え、冷静になってから相手に謝ることができるようになるなど、行動に変化が見え、教室での暴言・暴力行為は減少した。面接での男子生徒の様子やカウンセリングで話し合った教室での行動目標、及び日常生活での変化を、支援学級担任・交流学級担任と情報を共有した。男子生徒について多面的に理解するとともに、成長と課題を確認しながら、支援方法を検討してきた。中学3年に進級後、男子生徒は教室内で大きな問題行動は起こしていない。

#### 【事例3】ヤングケアラーのための活用事例 (⑯) <SCの配置形態：単独校配置>

高校1年女子生徒の家族構成は父母と本人の3人家族。中学校2年生の頃から、母親の物忘れが徐々にひどくなり、高校に入学した頃には女子生徒本人のことも忘れているような言動が見られるようになった。これを機に、それまで病院受診を受け入れられなかった父親も母親を病院へ連れて行き、若年性認知症と診断された。母親は身の回りの世話が必要な上、昼夜問わず、一人で外に出たりするので、父親が夜勤で不在の際には、女子生徒が母親の面倒を見ている。母親が寝静まるまでは、母親から目が離せず、自分のことがほとんどできない。女子生徒は、卒業後、大学進学を希望しているが、勉強に集中できずに困っていた。

そこで、SCからSSWの利用や市の福祉課へ相談することを提案するが、「父親にはSCに相談していることを内緒にしているため父親には話せない。」と語っていた。そこで、生徒指導部会において、情報共有し、

本人の意向を大切に、学校ができること(学習面や大学進学に関するサポート、S Cとの面接)を継続して行っていくことを共通理解とし、見守り支援を継続して行った。

#### 【事例4】校内研修（スクールカウンセラー等が、学校の教職員等に行うカウンセリングマインド等に関する研修会）活用事例（⑯）< S Cの配置形態：対象校配置>

「子どもを理解する聴き方・かかわり方」（講話とグループワーク）

##### <講話の内容>

子どもたちの心に寄り添って話を聴くことは、子どもとの信頼関係を築く上で基本となり、子どもたちが指導や助言を受け入れる準備状態をつくるために欠かせないこと。また、指導が必要となる場面で子どもたちが何を経験し、それをどう認知しどのような感情を抱いて行動したかは子どもたちの話を傾聴することで理解可能となり、そこから教員は子どもたちに効果的な助言や指導の内容を探すことができる。傾聴することは最終目的ではなく、教員としてどう子どもたちにかかわるかを考える上で欠かせない手段の一つであることを確認した。

##### <グループワークによる架空の事例検討>

架空の事例を用いて子どもをどう理解し支援するかを話し合うグループワークを行った。研修後、教員から「聴く」ことの大切さを改めて振り返ることができた、子どもの言い分を聴いた上で指導することの意味を確認することができた、と言った主旨の感想が寄せられた。また、研修後に実施した担任と子どもたちの教育相談では、「聴く」ことを意識して面談を実施していた。

#### 【事例5】教職員とS C等の役割分担のための活用事例（⑰）< S Cの配置形態：対象校配置>

小学校6年生女子児童は、2学期が始まっているから、少しづつ休む日が増え、10月初旬には全く登校できなくなってしまった。学校からS C利用を勧められ、S Cが母親と面談を行った。母親との面談の中で、休み始めた当初は体の不調を訴えていたが、この頃になると、身体的不調を訴えることもなくなり、家庭では普段通りの生活ができていること、担任の電話連絡にも本人が対応できていることが語られ、家庭訪問も可能な様子が伺えた。そこで、S Cによる母親との面談後、S Cと担任、生徒指導主事、そして、当日別件で訪問していたS SWも交えてミニケース会議を行った。その中で、これまでの対応に加えて、①本人に家庭訪問を提案してみること、②家庭訪問担当は生徒指導主事が行うこと、③（本人が学習面の不安を訴えていることから）S Cから保護者や本人に知能検査の実施を提案することを決定。その後、本人及び保護者の了承を得ることができ、家庭訪問や知能検査の実施を行うことができた。生徒指導主事は毎日、家庭訪問を行い、学校来校時にはS Cも家庭訪問に同行したところ、本人と和やかに交流できるようになっていった。継続支援中は、月に1度のペースで、保護者（父母）、担任、生徒指導主事、S C、S SW等で対応協議を行い、支援の進行具合や方向性の確認を行った。3学期に入ると、短時間ではあるが別室登校ができるようになり、中学校生活への期待も語られるようになった。そこで、中学校進学を控えた2月後半に、S Cも同行し、本人と保護者で中学校を見学した。中学校の雰囲気や先生方の様子を本人が実感を持って知ることができたことで、より進学への期待が高まった様子であった。その後、短時間ではあるが教室で過ごせるようになり、無事に卒業式を迎えることができた。

## 【4】成果と今後の課題等

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

#### ○ 令和3年度S C関係事業に係る調査（学校対象）結果 [抜粋]

No.	設問	調査結果
1	S Cを活用した校内研修の実施率	96.7%
2	S Cを活用した授業プログラムの実施率	92.9%
3	S Cへの不登校に関する相談のうち状況が改善した割合	77.0%
4	S Cを「チーム学校の一員」として認識していた教職員の割合	94.1%

#### ○ 令和3年度S C関係事業に係る調査（S C対象）結果 [抜粋]

No.	設問	十分できている	部分的にはできているが、要検討である	できていない 早急な検討が必要である	できていない 実施が難しい
1	児童生徒・保護者の客観的な情報について、学校から伝達を受けた	61.7%	35.0%	3.3%	0%
2	管理職や教職員に対して、積極的な連携を図るために、具体的に働きかけた	59.5%	35.0%	5.5%	0%
3	授業参観や校内巡回を行い、児童生徒理解に努めた	51.4%	39.3%	9.3%	0%
4	家庭訪問に同行するなどして、不登校児童生徒や保護者に働きかけた	24.6%	49.1%	23.0%	3.3%
5	校内研修等において、研修資料を提供し、教育相談の在り方等に関する教職員の資質向上に尽力した	49.8%	38.2%	8.7%	3.3%

### (2) 課題と課題解決に向けた取組

#### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### ＜課題の概要＞

- S Cの資質向上、校内研修・授業プログラムの内容の充実  
S Cが自身の勤務について振り返り、学校がS Cの活用について点検する機会が年度末に1回あるだけであり、S C活用の効果を十分に向上させられていないこと

##### ＜課題の原因＞

- S Cの研修機会の確保が難しかったこと

##### ＜解決に向け実施した取組＞

年度末に行っていたS C活用の状況調査（学校対象・S C対象）を年度の中間にも行い、各学校やS Cが現在の状況を振り返り、改善点を明確化することで教育相談体制の充実を図ることができた。

#### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### ＜課題の概要＞

- 学校におけるS Cの積極的かつ有効活用  
S Cの活用が限定的であるため、有効に活用ができていない学校があること

##### ＜課題の原因＞

- S Cに対する教職員の理解促進

##### ＜解決に向けた取組＞

- S C活用ガイドラインの策定及び周知

# 栃木県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者として公立小・中学校及び義務教育学校、高等学校に配置し、学校の教育相談体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラー等の活用、その効果等に関する実践的な調査研究を行うことで、児童生徒の問題行動等の解決に資する。また、本事業をより円滑に実施するため、スーパーバイザー制度を取り入れ、学校及びスクールカウンセラー等への支援を行う。

### （2）配置・採用計画上の工夫

小学校における相談要望の増加やスクールカウンセラーを幅広く活用する観点から、拠点校方式（中一配置及び中一小配置）による配置を基本としている。問題行動等の発生率の高い8学級以上の中学校への配置を平成25年度までに完了した。平成26年度から、スクールカウンセラーの配置率が低い地区に優先的に配置するなど、計画的な配置拡充を進め、令和2年度に県内全ての公立小・中学校に配置が完了した。高等学校においては、地域や学校等の実状に応じて配置している。

また、緊急時の対応や相談体制の支援等を行うために、各教育事務所管内にスーパーバイザーを1名ずつ配置している。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

① 配置人数 中学校 148名 義務教育学校 3名 高等学校 14名

② 配置校数 小学校 348校（対象校）

中学校 153校（拠点校148校、対象校5校）

義務教育学校 3校

高等学校 31校（拠点校 14校、対象校 17校）

### ③ 資格

#### ○スクールカウンセラーについて

公認心理師もしくは臨床心理士 38名 公認心理師・臨床心理士の2つに該当 62名

大学教授等 4名

#### ○スクールカウンセラーに準ずる者について

- ・ 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 6名
- ・ 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 22名

### ④ 勤務形態について

・ 拠点校方式 279時間（拠点校：中学校148校・義務教育学校3校・高等学校13校）

「年間36週・週1回7時間45分」または「年間34週・週2回4時間・年間1週・4時間と3時間」

・ 高等学校（3部制）310時間 「年間40週・週1回7時間45分」

### （4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

##### ○ガイドラインの作成（無）

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・ 栃木県スクールカウンセラー等活用事業リーフレットの作成
- ・ 各教育事務所等におけるスクールカウンセラー等活用事業連絡協議会の実施（4月）

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

##### ○オンラインカウンセリングの実施（無）

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

### (1) 研修対象

- 小・中学校及び義務教育学校の教育相談担当者
- 市町教育委員会担当指導主事
- 教育事務所担当指導主事
- スクールカウンセラー

### (2) 研修回数（頻度）

年1回

- 小・中学校及び義務教育学校…教育事務所ごと（7か所）
- 高等学校…県教育委員会高校教育課主催

※ この他に栃木県臨床心理士会（現栃木県公認心理師協会）が実施する「学校臨床心理士合同研修会」への参加を周知している。（第1回の研修会では、県教育委員会のスクールカウンセラー担当者が講話）  
また、年に2回、県公認心理師会と県教育委員会で共通理解を図るための打ち合わせを設けている。

### (3) 研修内容

- 本事業の内容説明
- 本県における現状と課題について
- 市町教育委員会、学校担当者との打ち合わせ

### (4) 特に効果のあった研修内容

- スーパーバイザーによる講話
- 教育事務所、高校教育課のスクールカウンセラー担当による事業説明
- 市町教育委員会スクールカウンセラー担当、スクールカウンセラー、学校担当者による協議

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置（有）

○活用方法

- 重大な学校事故等への対応
- 臨床心理的訓練を必要とする者への援助
- 学校の教育相談体制への助言及び支援
- 学校への総合的援助（いじめ防止対策推進法における教育相談体制整備等を含む）
- スクールカウンセラー等への適切な指導・援助
- 担当地区の教育相談の向上に資する活動

### (6) 課題

- スクールカウンセラーの資質向上に向けての取組（講話・研修等）を充実させていく必要がある。
- 学校担当者（コーディネーター）の研修機会を確保する必要がある。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】精神発達障害を伴う生徒支援のための活用事例（⑩発達障害等）<SCの配置形態：拠点校配置>

生徒Aは、数多くの障害（ADHD、てんかんなど）を抱えており、服薬を継続している。また母子家庭で、母親は精神疾患があり、子どもの養育が困難なため、生徒Aは乳児期より施設で過ごしてきている。小学生の頃から問題行動を繰り返すようになった。女性教員が苦手であったが、高校からは、担任をはじめ、学年主任や養護教諭等の面談により安定した生活を送っていた。しかし、後期に兄弟の死をきっかけに不安定となり、スクールカウンセラーによるカウンセリングを実施した。また、教員に対して、生徒Aの特性に応じた対応・支援方法について助言を行った。

#### 【事例2】児童虐待に関する活用事例（⑬児童虐待）<SCの配置形態：拠点校配置>

一緒に生活する父親の厳しさに、母親が耐えられなくなり、母親とスクールカウンセラーとの面談を実施した。母親からの情報をもとに、学校と市家庭児童相談課、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーがチームとなりケース会議等を行いながら、対応している。

#### 【事例3】性的な被害や父親からのDVに関する活用事例（⑮性的な被害）<SCの配置形態：拠点校配置>

生徒Bは、性被害や父親からのDVなどの体験から、男性と関わることが難しい側面がある。担任は男性であり関係は悪くないが、性被害に対する不安や悩みについては、養護教諭（女性）に相談をしている。養護教諭への負担が大きくなっていることから、専門的な知見よりスクールカウンセラーがカウンセリングを行った。生徒Bが周囲に対して救いを求めていたことや、現状を変えたいという気持ちが伺えることから、心療系の病院の受診についても促した。また、学校の対応についても、養護教諭の負担が大きくなってしまったため、校内でチームを組織し、生徒を見守る体制の構築を図った。

#### 【事例4】不登校に関する校内研修の活用事例（⑰校内研修）<SCの配置形態：拠点校配置>

テーマ：「不登校児童生徒への適切な支援のあり方～さまざまな事例をふまえて～」

内容：スクールカウンセラーが講師となり、「不登校の要因と背景」、「不登校のサイン」、「事例から考える対応方法」、「効果的な支援」について講話をを行い、事例をもとに演習を実施した。具体的な例示により、対応方法や効果的な支援について理解の促進を図った。

#### 【事例5】役割や業務内容の周知に関する活用事例（⑲教職員とSC等の役割分担）<SCの配置形態：拠点校配置>

栃木県教育委員会が作成したリーフレットを活用し、スクールカウンセラーの主な業務内容や役割について全教職員と共通理解を図った。そして、スクールカウンセラーも学校組織の一員として教育活動の一翼を担うこと、協働の視点で勤めていることを確認した。

## 【4】成果と今後の課題等

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 令和2年度に公立全小・中学校への配置が完了した。
- スクールカウンセラーの配置拡充を行い、教育相談体制の充実を図ってきたことで、児童生徒対象の相談件数、保護者対象の相談件数が年々増加している。これらの相談に対して、スクールカウンセラーが関わることで、課題を解決するなどの成果を上げている。

令和3年度相談件数： 生徒対象 16,436件 (3,036件増)

保護者対象 9,241件 ( 849件増)

教職員対象 20,571件 (4,083件減) ※ ( ) 内は前年度比

### (2) 課題と課題解決に向けた取組

#### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### ＜課題の概要＞

- スクールカウンセラーが、多様な要因を背景とした相談に対応できるよう、研修会等を通して資質の向上を図っていくことが必要である。
- スクールカウンセラーの専門性を活用した効果的な校内研修を実施し、学校の教育相談体制の充実を図ることが必要である。

##### ＜課題の原因＞

- 各種研修会において、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、受講人数の制限や、開催方法や開催の有無等の変更により、県内で受講できる研修機会が減少している。
- スクールカウンセラーが相談業務を多く抱えていることに加え、新型コロナウイルス感染症により対面で研修を実施することが困難となり校内研修の機会が減少している。

##### ＜解決に向け実施した取組＞

- 県公認心理師会は、スクールカウンセラーを対象とした研修会を年間3回実施している。また、学校臨床心理士新人研修会をスクールカウンセラー3年目までの新人を対象に実施している。県では、それぞれの研修会について、スクールカウンセラーへ周知し、引き続き参加を促している。また、各地区で実施されている連絡協議会においても、研修への参加を働きかけている。
- 学校の教育相談体制の充実のためには、スクールカウンセラーの活動をコーディネートできる教員が必要なことから、学校の教育相談担当者の資質の向上を図るため、総合教育センターと連携し、次年度に向けて学校の教育相談担当者を対象とした研修会の開催について検討、調整した。

#### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### ＜課題の概要＞

- スクールカウンセラーの相談時間や研修時間の確保が必要である。
- スクールカウンセラーが、多様な要因を背景とした相談に対応できるよう、研修会等を通して資質の向上を図っていくことが必要である。

##### ＜課題の原因＞

- スクールカウンセラーが相談を多く抱えてしまい、教職員との情報共有や未然防止の取組、研修等の時

間が確保できていないこと。

- ヤングケアラーなど、児童生徒の置かれる環境が多様化する中で、相談内容も複雑化しており、いろいろな相談に対応する必要であること。

＜解決に向けた取組＞

- 相談時間や研修時間を確保するためには、スクールカウンセラーの活動をコーディネートできる教員が必要なことから、学校の教育相談担当者の資質の向上を図るため、総合教育センターと連携し、次年度に向けて学校の教育相談担当者を対象とした研修会の開催について計画した。
- 県公認心理師会主催の第1回研修会において県教育委員会指導主事が講師として参加し、研修の必要性について説明をしている。今後も、スクールカウンセラーに対して、研修機会の確保について働きかけていく。また、県公認心理師会が主催している研修会について、引き続きスクールカウンセラーに対する周知を行い、参加を促していく。研修会の参加については、各地区で実施されている連絡協議会においても、研修会の参加を働きかけていく。

# 群馬県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

学校の教育相談体制の充実やいじめ・不登校等に関する相談対応の充実、さらに家庭環境等の問題を抱える児童生徒への支援のために、公立小・中学校・義務教育学校・中等教育学校、県立高等学校に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等（以下「SC等」）を配置している。

### （2）配置・採用計画上の工夫

公立小・中学校・義務教育学校・中等教育学校、県立高等学校に全校配置しているため、学校の規模や不登校の人数等によりSC等の勤務形態を変えて配置している。できる限り同一中学校区の小・中学校に同じSC等を配置し、小・中学校の連携を取りやすくしている。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

#### ＜配置人数＞

小学校	： 120人
中学校	： 108人
義務教育学校	： 1人
中等教育学校	： 2人
高等学校	： 32人

#### ＜配置校数＞

小学校	： 300校
中学校	： 158校
義務教育学校	： 1校
中等教育学校	： 2校
高等学校	： 59校

#### ＜資格について＞

##### ①スクールカウンセラー

- ・公認心理師 93人
- ・臨床心理士 77人
- ・大学教授等 3人

##### ②スクールカウンセラーに準ずる者

- ・大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 13人
- ・大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 31人

#### ＜主な配置形態＞

##### 単独校配置 300 小学校

（週1日・1回6時間、年12回、15回、18回、30回、35回）

##### 158 中学校

（週1日・1回6時間、年12回、15回、18回、30回、35回）

##### 1 義務教育学校

（週1日・1回6時間、年35回）

##### 2 中等教育学校

（週1日・1回6時間、年29回、年30回）

##### 59 高等学校

（〈全日制〉週1日・1回6時間、年間15回～32回）

（〈定時制〉週1日・1回2時間、年間10回、18回、35回）

（〈通信制〉週1日・1回4時間、年間10回）

### （4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

##### ○ガイドラインの作成（（有）・無）

本県の令和3年度「学校教育の指針」の学級経営・生徒指導に関する項目で、「学校内におけるチーム支援」や「学校外の専門家との連携」として記載した。また、教育相談体制の充実に向けたリーフレットを作成した。

##### ○ガイドラインの内容、周知方法

SC等の役割と効果やコーディネーター役の教員の役割、協働による教育相談体制の充実及びケース会議の具体例等をまとめ、県教育委員会のホームページへ電子媒体として掲載するとともに、市町村教育委員会及び各学校へ紙媒体を送付し周知を図った。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・小・中学校生徒指導対策協議会において、生徒指導担当教諭（生徒指導・教育相談主任等）に対して、作成したリーフレットを用いてSC等の活用事業についての説明に加え、同リーフレットを自校の教職員で共有するよう依頼した。

(5) オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施 (  有 ·  無 )

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

### (1) 研修対象

○ S C (スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者)

※本県では、名称を「スクールカウンセラー」で統一しているため、以下「スクールカウンセラー ( S C ) と記載する。

### (2) 研修回数 ( 頻度 )

○公立小・中学校勤務者と県立高等学校勤務者を同日程で連絡協議会を実施。 ( 年 1 回 )

○新規任用者を対象に「スクールカウンセラー活用事業説明会」を実施。 ( 年 1 回 )

○ S V 連絡協議会を開催し、 S C の抱える課題に対しての協議や情報交換を実施。 ( 年 1 回 )

○ S C 連絡協議会 ( S V も参加 ) を開催し、チームとしての生徒指導・児童生徒支援の在り方について事例検討や情報交換を実施。 ( 年 1 回 )

○県公認心理師会が主催する研修会において、県教育委員会指導主事が講義を実施。 ( 年 1 回 )

○ S V が自主研修会を開催し、資質向上に取り組んでいる教育事務所もある ( 年 8 回 ) 。

### (3) 研修内容

○本県の生徒指導上の課題の把握と S C との役割について

○スクールカウンセラー活用事業の前年度の相談実績と業務に関わる留意点の確認について

○ 1 人 1 台端末の導入と子供たちの心の支援について

○事例検討会 ( 教育事務所主催 )

・学校での S C 業務で困っていること、疑問に思うことなどについて

・事前決めたテーマに沿った情報交換や、講師からの講話

### (4) 特に効果のあった研修内容

○ 1 人 1 台端末の導入や特別支援教育について共通理解を図ることで、チーム学校の一員として組織的に対応したり、子供たちの背景を考えたりする上で参考にすることができた。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ S V の設置 (  有 ·  無 )

・県内 5 教育事務所に計 8 名配置 ( 2 事務所各 1 名、 3 事務所 2 名 )

( 義務教育対応分 ) 1 教育事務所あたり、年間 210 時間または 180 時間

( 高校教育対応分 ) 年間 182 時間

○活用方法

・各教育事務所管内の S C へのスーパーバイズ及び新規任用 S C への指導・助言

・各教育事務所管内の深刻な問題行動や対応困難な事案が生じた場合の支援

・校内研修における講師

### (6) 課題

S C 連絡協議会については、新型コロナウイルス感染拡大を鑑み、集合型ではなくオンラインによる動画配信とした。これまでどおりに S C による情報交換や協議を行う場を設定することに困難が生じている。 S C の抱える課題の解決や資質向上に向けた研修会等の実施方法を見直す必要がある。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】体調不良を訴える児童生徒への支援の活用事例

##### (⑧心身の健康・保健) <SCの配置形態：単独校配置>

中学生Aは、年度初めに不眠を訴えてSCと面談を行った。本人の様子や聞き取った状況から受診が必要と判断し、学校から保護者に連絡を行い、SCが保護者と面談して受診をすすめ、養護教諭から学校医につないだ。受診した結果、起立性調節障害の診断が出たため、本人、両親、担任、学年主任、SCが集まって話し合う場を設定した。話し合いでは、本人や保護者の思いの擦り合わせ、学校として可能な対応などを率直に出し合った。体調管理を優先しなるべく欠席は避けて可能な時間に短時間でも登校を続けることを確認し、保護者も本人のペースを受け入れ見守ることを了承した。1学期は欠席もあったが、服薬の効果も始めて、2学期以降は、ほぼ毎日夕方に登校し、プリント学習等に取り組むことができた。特に、受験前約2週間はSCから受験の時間に合わせて起床するよう家庭にアドバイスし、高校受験をすることができた。

#### 【事例2】親からの虐待を受けた児童生徒への支援の活用事例

##### (⑬児童虐待) <SCの配置形態：単独校配置>

高校生Bは中学生のときから虐待を受けてきた。愛された経験に乏しい生育歴から対人不安が非常に強い一方で対人希求もまた強く、教職員との関係が葛藤をはらんだ両価的なものになりやすい傾向にあった。また、特定の教員に対しては過度に親密さを求める一方、別の教員に対しては強く非難し距離をとって忌避的であるため、周囲が振り回されてしまうことが多かった。

ケース会議を設定し、境界性パーソナリティー障害の傾向があるため、教職員との関係においては生徒の内的なファンタジーの投影が働き、本人に悪意がなくても周囲を混乱させやすいというSCの見立てを伝えるとともに、関係する教職員で支援方法を共有し、連絡を取り合いながら組織的に対応できるようにした。

#### 【事例3】性的な被害を受けた児童生徒への支援の活用事例

##### (⑮性的な被害) <SCの配置形態：単独校配置>

高校生Cは夏季休業中に交際相手から性暴力を受け、Cはそれを一人で抱えていたが、学校生活に支障が出て、保健室に来室するようになった。その中で、養護教諭に対して体調不良に加え、男性が怖いことやフラッシュバックがあることを話せるようになるとともに、CからSCとの面談希望があったことから、カウンセリングを開始した。SCはCに寄り添い、自身を悩ませている精神的・身体的症状の仕組みについて伝えるとともに、Cと相談の上、家族の協力を得て婦人科を受診した。医療機関や警察への相談も含め、保護者をサポートした。医療機関受診後もCと保護者の承諾の上で必要に応じて、管理職、担任、教育相談担当、養護、SCでケース会議を開催し、学校の対応を検討した。Cを取り巻く大人の協力を得るために、SCが保護者との面談を繰り返し実施し、支援体制の構築に努めた。

現在、Cは欠席をすることなく、安定して学校生活を送っている。本人の希望があれば来年度も継続してSCの面談を実施していく。

#### 【事例4】教育プログラムを効果的に実践するための活用事例

##### (⑯教育プログラム) <SCの配置形態：単独校配置>

高等学校においては、SCを講師とし、円滑かつ適切な人間関係を築くための講話及びワークショップを学年ごとに計3時間実施した。

1年生は、「心のサインに気づき、高校生活をよりよく過ごす」というテーマで、「心のバケツ」のワークシートを書いて、「悩める私」と「やれている私」のバランスを見ることで自身の現状を知る活動や、リラクゼーション体験を行った。2年生は、「自己肯定感を高めて、よりよい人間関係を作ろう」というテーマで、「自己肯定感」のワークシートを書いて、自身の現状を知る活動を行った。3年生は、「ストレスケアの方法を知って、不安な時期を乗り越えよう」というテーマで、ストレスチェックを行うとともに、ストレス耐性を強くする方法を学んだり、マインドフルネス体験を行ったりした。

講義を受けた生徒からは、「自分は思っている以上にストレスを感じていることがわかり、その対処法を教

えていただいたいことで、少しだけ気分が軽くなった気がします。」「ストレスに対して、悪いと思い込むのではなく、ストレスと上手く付き合うことが大切であることがわかった。」などの感想が寄せられ、ストレスマネジメントについて、非常に効果的な取組であったと思われる。

#### 【事例5】それぞれの役割を分担し、組織的に対応した事例

(19)教職員とSC等の役割分担) <SCの配置形態：単独校配置>

Dは友人とのトラブルにより、対人不安・被害感が強まり、年度末からクラス・部活動へ行けなくなったり。自傷行為も出現し、不眠・動機などもあることから、精神科クリニックの受診を促した。その後、自分の人生は今まですべて親のためにやっていたような気がすること、そうではなく自分の選んだ人生を生きていきたいと感じること、でも自分の思うように進もうとすると親が怒るのではないかと怖いこと、父親を殺してしまうかもしれないほど憎いことなど、家族との葛藤や両親の問題も明らかになってきた。

SCの助言により、Dの支援について、担任教諭はDに対して、周り（親）のために登校しなくても良いこと、自分の意見を大切に行動して良いこと等を伝えていくようにした。また、SCはD及び母親の面談を行い、管理職は父親への支援的な面談を行った。また、スクールアシスタントはD及び母親の相談に対応するとともに、養護教諭がDの身体的なケアのサポートを継続するようにしたところ、Dの抱える被害感が減少し、ほとんど毎日相談室へ登校できるようになった。

### 【4】成果と今後の課題等

#### (1)スクールカウンセラー等活用事業の成果

○教職員の相談技術が向上した学校は、小学校89%、中学校89%、高等学校92%となっており、SCの配置により、児童生徒の不登校の未然防止等の支援に当たる教職員の対応力の向上を図ることができた。

○校内の教育相談体制の構築が図られた学校は、小学校97%、中学校98%、高等学校99%となっており、各学校の教育相談体制の充実を図ることができた。

○SCが関わった不登校児童生徒の内、小学校55%、中学校57%、高等学校56%の児童生徒の不登校の状況を好転させることができた。

○SCを講師とした児童生徒・保護者・職員対象の講演会や研修会が、県全体で小学校延べ629回、中学校延べ388回、高等学校延べ61回実施された。

#### (2)課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和二年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組  
<課題の概要>

感染症拡大による臨時休業もあり、SCの相談件数総数は減少したものの、心身の健康に関する悩みや、家庭環境に関する相談件数は増加した。また、SCが関わりをもった児童生徒のうち、好ましい変化が見られた割合が、令和元年度に比べ低下（小学校：60%→56%、中学校61%→47%）するなど、事案がより複雑化していることから、継続的な支援の必要性が高まっている。コロナ禍であることを踏まえ、児童生徒の心のケアに対応するため、教育相談体制を一層充実させる必要がある。

#### <課題の原因>

- ・SCが面談対応に追われ、ストレスマネジメントなどについての授業等に関わる機会や、部会等への助言、コンサルテーション等の時間を十分確保できていない状況がある。
- ・限られた勤務回数で効果的な活用を図るために、コーディネート役の教員が中心となって、面談予約以外にも部会の設定やケース会議の開催等、SCの業務内容を調整していく必要がある。

#### ＜解決に向け実施した取組＞

- ・教育相談体制の充実に向け、S C、コーディネーター役の教員の役割や、相談体制、ケース会議の具体例等をまとめたリーフレットを作成し、各校に配布し、校内研修等での積極的な活用により、S Cの効果的活用の充実を図った。
- ・県教委主催の各種会議、研修の場で、S C、S SW等の役割の周知と効果的連携の推進の視点から、教育相談体制の充実に向けて指導・助言を行った。

#### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### ＜課題の概要＞

- ・児童生徒や保護者からの相談件数が増加し、さらに、1度の相談に対しての相談内容が複雑化・多様化している。特に、小学校段階のS Cへの相談が増加傾向にある。
- ・児童生徒や保護者への相談対応と、教職員等への助言を限られた勤務時間内で行う必要がある。

##### ＜課題の原因＞

- ・社会や家庭環境、学校生活等の児童生徒を取り巻く環境の変化が、児童生徒に加え保護者へ大きく影響を与えており、
- ・限られた勤務回数や勤務時間の中で、教育相談体制の充実をさせていくために、教職員等1人1人のカウンセリング能力等を向上させる必要がある。

##### ＜解決に向けた取組＞

- ・昨年度作成したリーフレットの積極的な活用等により、児童生徒に関わる全ての関係職員が支援方針を共通理解し、役割分担をして組織的に支援できる体制づくりを推進する。
- ・S Cとの協働が、学校の教育相談体制の充実につながるよう、S Cの資質向上を目的とした研修会等の工夫に取り組む。

# 埼玉県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校やいじめ、非行問題行動などの課題解決を図るため、児童生徒や保護者、教職員に対し、専門的な知識・経験に基づいて、相談に応じ、適切に助言や援助ができるスクールカウンセラーを設置し、もって健全な児童生徒の育成を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

本県では、令和元年度から小学校全校に配置した。小学校は8校あたりに1人を配置（5. 5週に1回）した。中学校は不登校生徒数、割合の高い中学校の中から単独配置校を選定し、週1日スクールカウンセラーを配置している。令和3年度は、356校中130校を単独配置校とした。それ以外の226校は2週に1日配置した。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

#### ① 配置人数・配置校数について

小学校（義務教育学校前期課程含む）：701校 65人（5. 5週に1回）

中学校（義務教育学校後期課程含む）：356校 175人（130校：週1日、226校：2週に1日）

高等学校 : 28校 19人（全日制18校：2週に1日、定時制10校：週1日）

教育委員会等 : 6か所 22人（4教育事務所×週5日、県立総合教育センター2か所）

#### ② 資格について

公認心理師 204人 臨床心理士 181人

上記以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者 17人

※令和3年4月現在の資格確認による

※スクールカウンセラーに準ずる者については、任用なし

#### ③ 主な勤務形態について

小学校 701校（5. 5週に1日配置 8校で年間44日 1日あたり5時間50分）

中学校 226校（2週に1日配置 2校で年間40日 1日あたり5時間50分）

中学校 130校（毎週、1日配置 1校で年間40日 1日あたり5時間50分）

高校（全日制） 18校（2週に1日配置 2校で年間45日 1日あたり5時間50分）

高校（定時制） 10校（毎週1日、拠点校として配置 年間45日 1日あたり5時間50分）

※高校（定時制）の対象校は、他に13校

教育事務所 4所（毎日配置、1日1人、1人につき、年間45日 1日あたり5時間50分）

※スクールカウンセラー配置校以外の高校（全日制）を対象校とする。

県立総合教育センター（本所：週2日 年間90日 1日あたり5時間50分）

（分室：週1日 年間45日 1日あたり5時間50分）

### （4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（**有**）・ 無

○ガイドラインの内容、周知方法

・活動方針等に関する指針は作成しており、年度当初、実施要綱等とともに、各市町村教育委員会、各学

校、各スクールカウンセラーに配付している。また、市町村教育委員会担当指導主事対象の会議において、活動方針等に関する指針の説明等を実施している。

- ・活用方法について問い合わせがあった際は、活動方針等に関する指針を用いて説明している。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

##### ○研修の実施

- ・年次別研修等、教育相談に関する研修において、スクールカウンセラーの活用について周知している。

##### ○（4）－①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・各教育事務所及び各市町村教育委員会の指導主事対象の会議、市町村教育委員会への訪問等を通じて周知している。

- ・教育事務所や市町村教育委員会の指導主事から各学校へ周知している。

#### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

##### ○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

※ただし、令和4年度から県立高等学校等を対象にオンラインカウンセリングを実施している。

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

### （1）研修対象

#### ○埼玉県スクールカウンセラー

※第2回研修会は、埼玉県スクールソーシャルワーカーとの合同研修会のため、埼玉県スクールソーシャルワーカーも対象

### （2）研修回数（頻度）

#### ○年間2回（令和3年6月、令和3年9月）

※第2回の埼玉県スクールソーシャルワーカーとの合同研修会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

### （3）研修内容

○「不登校等の背景にあるネット・ゲーム依存症の理解と対応について」という演題で、大学講師等が講義講師となり動画作成した。各スクールカウンセラーは動画を視聴し、アンケート回答を通して、理解を深めた。

### （4）特に効果のあった研修内容

○(3)の動画の内容は、実際に児童生徒への対応を普段しているスクールカウンセラーにとって、相談事案やその背景として関わることが多い内容である。このことから、研修を終えたスクールカウンセラーから「現在、中学高校SCとして学校現場で出会うゲーム依存やリストカットおよび摂食障害等の『行動』の背景にある『依存』の背景を的確に整理して頂き、さらに木に例えた①葉っぱ（現象/症状/行動）②幹（現状/問題）③症状や問題行動等の根っこ（背景）に当たる要因へのアセスメントを具体的にイメ

ジさせて頂ける『視覚化』資料およびこのコロナ禍状況下におけるオンライン研修として最良の研修を企画して頂いたことに感謝致します。」等の感想が提出されている。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置（有・無）

○活用方法

#### （6）課題

○限られた時間の中、スクールカウンセラーの資質向上につなげるための研修内容の充実

○スクールカウンセラー同士の連携をより充実させる場の設定

○スクールソーシャルワーカーとの連携した支援を実施するための協議内容の充実

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】不登校のための活用事例（①）<SCの配置形態：単独校配置>

該当校では、不登校及不登校傾向の生徒を対象に「さわやか相談室」や「学習室」等への別室登校をしている。その際、スクールカウンセラーによる社会性の育成を目的とした個別面談やトレーニングを実施している。また、毎週定期に教育相談部会にて、個別の状況や学年の対応について専門的な立場からコンサルテーションしている。さらに、教育相談部会に向けて、校内巡視を実施し、生徒の様子等を観察し、気になる生徒について担任等と情報交換しながら対応している。

#### 【事例2】児童虐待のための活用事例（⑬）<SCの配置形態：単独校配置>

該当生徒の家庭は、父母の不和及び母の不適切な養育（母はうつ病を発症しており、自殺企図等様々な困難が発生している家庭）に端を発し、該当生徒の不登校という状況であった。また、家庭の状況から十分な食事や清潔な環境で生活することが困難となりネグレクトという状況が見られた。該当生徒は、相談室に時折、通うことができており、スクールカウンセラーとの面談を通して、該当生徒の家庭環境等が明らかとなった。その後、学校は福祉課や医療とも連携しながら対応している。

#### 【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（⑯）<SCの配置形態：単独校配置>

該当生徒は、幼い兄弟の面倒を見なければならず、学習や部活動を自分の思い通りに実施することができずに入った。養護教諭が、生徒観察シートを基に、該当生徒の身なり等から気になり、管理職及び担任等に相談したことから分かった事案である。スクールカウンセラーなどに相談したところ、該当生徒及びその保護者との接し方について助言を得た。また、スクールソーシャルワーカーとの情報共有や、福祉課との連携では、スクールカウンセラーの視点からの助言をするなどした。

#### 【事例4】校内研修のための活用事例（⑰）<SCの配置形態：拠点校配置>

該当校は、夏季休業中の教職員対象研修中でスクールカウンセラーを活用した研修会を実施した。研修会テーマ等は以下である。

研修会テーマ：アンガーマネジメント講座～イライラとうまくつきあっていくためのこつ～

研修の目的：怒りの感情について理解する。アンガーマネジメントの知識と技法を学ぶ。アンガーマネジメントを職場や家庭に生かす。

研修内容：講義及びロールプレイング

#### 【事例5】教職員とSC等の役割分担のための活用事例（⑲）<SCの配置形態：単独校配置>

該当校では、自傷行為を繰り返す生徒が在籍しており、担任等はその対応に苦慮していた。スクールカウンセラーは、該当生徒及びその保護者へカウンセリングをするとともに、管理職及び担任等へのコンサルテーションを行った。さらに、スクールカウンセラーとともに「自傷行為対応マニュアル」を作成し、事案発生時等の教職員やスクールカウンセラー等の役割分担を確認するとともに、全教職員が同一行動を実施できるようにした。

## 【4】成果と今後の課題等

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

○小学校配置スクールカウンセラーの増加による、相談件数の増加

・平成30年度：1,799件→ 令和元年度：9,257件→ 令和2年度：8,091件→ 令和3年度：25,288件

・令和元年度から小学校全校に配置したことにより、平成30年度と比較し令和元年度、令和2年度は相談件数が増加しており、小学校における活用が定着してきたと推察される。さらに、令和3年度に相談件数が増加しており、適切に活用が図られていることが推測できる。

○スクールカウンセラーが関わった不登校児童生徒の調査

①…不登校児童生徒の登校復帰 令和元年度：74.2%→令和2年度：69.8%→令和3年度：71.4%

②…不登校児童生徒の学校外通所 令和元年度： 4.5%→令和2年度： 4.9%→令和3年度： 5.2%

③…①、②以外の改善 令和元年度： 9.6%→令和2年度： 8.7%→令和3年度： 8.1%

・スクールカウンセラーが関わった不登校児童生徒に改善が見られることから、学校の生徒指導部会や教育相談部会と連携して対応しているケースが多いと考えられる。

### (2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組。

#### <課題の概要>

○学校の教育相談体制の充実。

○自宅にいる心のケアが必要な児童生徒に対しての相談体制の充実。

#### <課題の原因>

○報告されてくるいじめや不登校等生徒指導上の諸課題について、スクールカウンセラーが効果的に活用されていれば事前に防げたのではないかと思われるケースがみられる。

○新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業によって、心のケアが必要な児童生徒に対しての対応が難しくなった。

#### <解決に向け実施した取組>

○スクールカウンセラーの効果的な活用について、各教育事務所及び各市町村教育委員会の指導主事に周知。また、市町村教育委員会訪問及び学校訪問時に周知。

○臨時休業中にオンラインを活用した教育相談や健康観察の事例を収集し、留意点等をまとめ市町村教育委員会や各学校へ周知。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

#### <課題の概要>

○オンラインを活用した教育相談体制の充実。

○ヤングケアラー等子供が抱える課題へ対応と支援。

#### <課題の原因>

○新型コロナウイルス感染症への感染不安を抱えている児童生徒は対面でのケアが難しい。

○児童生徒を取り巻く環境の変化により、児童生徒が抱える課題は多様化複雑化している。

#### <解決に向けた取組>

○オンラインを活用した教育相談の事例を各教育事務所及び各市町村教育委員会の指導主事に周知する。

○ヤングケアラーをはじめ、児童生徒が抱える課題への理解が進むよう研修を実施する。

# 千葉県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

臨床心理に関して高度な専門的な知識・経験を生かし、児童生徒の相談や、保護者、教職員等への助言・援助を行うことで、いじめ、不登校、暴力行為などの早期発見・早期対応や緊急時の対応等を行う。

### （2）配置・採用計画上の工夫

小学校については、176校へ隔週1日の配置を行い、9月からは、未配置校であった466校に月1回配置した。

中学校については、義務教育学校3校を含む全中学校312校に週1回の配置を行い、令和2年度に引き続き重点校5校（各教育事務所ごとに1校）には、週2日配置するようにした。

高等学校については、配置校と未配置校をペア化し、おおよそ月1回程度、配置校から未配置校へ派遣して未配置校での相談ニーズに応えられるようにしている。また、定時制の課程を有する県立高校には全校配置している。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

#### ■配置人数

小学校	341人	※ 義務教育学校3校を含む
中学校	233人	
高等学校	78人	
中等教育学校	0人	
特別支援学校	0人	
教育委員会等	11人	

#### ■配置校数

小学校	642校	※ 義務教育学校3校を含む
中学校	312校	
高等学校	89校	
中等教育学校	0校	
特別支援学校	0校	
教育委員会等	6箇所	

#### ■資格

##### ○スクールカウンセラーについて

- ①公認心理師 249人
- ②臨床心理士 228人
- ③精神科医 0人
- ④大学教授等 8人

⑤上記①～④以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者 0人

##### ○スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 6人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 19人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 0人

#### ■主な配置形態

単独校	中学校 307校	(週 1回・1回につき5～6時間)
	5校	(週 2回・1回につき5～6時間)
小学校	466校	(月 1回・1回につき 6時間) ※9月から配置
	176校	(隔週1回・1回につき5～6時間)
高等学校	85校	(週 1回・1回につき5～6時間)
	4校	(週 2回・1回につき5～6時間)
児童生徒安全課	1箇所	(週 1回・1回7時間45分)
教育事務所	5箇所	(週 1回・1回6時間)

#### (4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

##### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（ 有  無）

○ガイドラインの内容、周知方法

スクールカウンセラー取扱要綱とは別に「活動の指針」を作成し、配付・周知している。全体研修会でスクールカウンセラー及び教育事務所、各市町村教育委員会担当指導主事に周知している。

##### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

管理職を対象とした会議で周知を図る他、各教育事務所主催の研修会で、小学校・中学校・高等学校の生徒指導主事を集め、スクールカウンセラー等の活用を促している。

#### (5) オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（ 有  無）

### 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

#### (1) 研修対象

全スクールカウンセラー

#### (2) 研修回数（頻度）

年2回（全体研修会1回、地区研修会1回）

#### (3) 研修内容

○全体研修会（5月）

- ・生徒指導の現状と本年度の基本方針
- ・スクールカウンセラーの業務について
- ・不祥事防止について

※令和3年度は新型コロナウィルス感染症の影響により、集合開催は行わずオンライン研修及び資料配付に変更

○地区別研修会（7月～9月） ※5教育事務所ごとの計画で実施

- ・講演、講話
- ・事例検討会、情報交換会
- ・グループ別協議 等

#### (4) 特に効果のあった研修内容

地区ごとに分かれての研修会において、それぞれが抱える様々なケースに対する事例検討会を行ったことは、実践力を高めていく上で大変有効であった。

#### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置（ 有  無）

- ・県児童生徒安全課 1名
- ・教育事務所 10名（各教育事務所2名ずつ）
- ・県立高校 4名

○活用方法

- ・スクールカウンセラー等への指導・助言（特に新規採用者は重点的に）
- ・特に困難と思われる事例への対応・援助
- ・児童生徒のカウンセリング等に関する情報提供及び助言
- ・いじめ問題対策支援チーム派遣事業におけるチームの一員として、派遣先の学校職員に助言等

- ・その他、学校における教育相談体制の充実強化に関する活動

#### (6) 課題

小中学校の新規スクールカウンセラー採用者を中心に、教育事務所スーパーバイザーが訪問し、指導・助言を行った。しかし、緊急派遣の依頼も多くなっており、所定の配置時間で十分な時間を確保することが難しかった。

スクールカウンセラーの新規採用者数が増えていることから、全体研修会や地区別研修会で小グループによる事例検討を積極的に行い、個々の抱える事案への対応について意見交換をする中で、各スーパーバイザーとの連携に努めていく必要がある。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】心身の健康・保健のための活用事例 (8) <SCの配置形態：単独校配置>

中学1年のAは、部活動や学級において、中心的な役割を担いながら活動していたが、1学期の途中から、体調不良で保健室を利用することが増えてきた。Aの話を聞いた養護教諭が、SCとの面接を促したことがきっかけとなり、SCとAとの面接が開始された。Aは「両親からレベルの高い高校に入学することを期待されていること」「高校受験に向けて学校生活を頑張りたいが、体調が思わしくなくとても歯がゆい思いをしていること」を、SCに話した。SCは、Aの心身の状態をアセスメントしながら、Aの了解を取って体調不良に対しての医療的ケアの必要性について、母親と話し合うことにした。

母親は、はじめAの体調不良を「頑張りや努力が足りない」「怠け」と捉えていたが、SCからの強い勧めで、Aを小児科に連れていくことを承諾した。結果として、重篤な疾患に罹患していることが明らかになり、Aは長期の入院となった。Aの訴えにある背景要因を、心理的要因のみに言及していた場合、Aの疾患を見逃す危険があった事例である。

#### 【事例1】教職員のための活用事例 (7) <SCの配置形態：単独校配置>

生徒から「担任をかえてほしい」という相談が寄せられたことを受け、教育相談担当が生徒とSCをつなぎ、面談が実施された。

SCとの面談では、以下のようなことが話された。「自分が我慢をしているのに、担任からいつも叱責があること」、「身に覚えがないのに他生徒へのいじめを指摘されたこと」、以上の理由から担任を変えてほしいとのことであった。SCが、さらに生徒の話を聞くと「友達がたくさん欲しいこと」、「じっとしているのが苦手なこと」などが話された。

SCは本人の話から、「人と関わることが好きで、担任を含めた他者に好かれたいこと」、「他者の心情を図ることが不得手で、自分の気持ちを押し通そうとするところがあること」などの見立てを持った。

SCは、関係職員に見立てを伝え、どうすればいいか具体的に伝えること、望ましい言動には些細なことでも言葉にして褒めることを提案した。これまでの指導方法とは異なるため、戸惑いの声もあったが、SCの見立てには多くの教員も同意した。

担任は、好かれたい気持ちがあるという見立てには半信半疑でもあったが、学年主任の勧めもあり、SC提案の対応策を承諾し、本人と定期的に面談する機会を設けた。その結果、本人は、行動に移す前に担任に相談することが増え、授業中の不規則な言動も減った。

#### 【事例2】児童虐待のための活用事例 (13) <SCの配置形態：単独校配置>

中学3年生女子から父親からの虐待について相談を受ける。父親からの暴力、暴言、学校にいけないこと（幼い弟の面倒を見るためや、新型コロナウイルスに感染したら父親の収入が減るという理由で学校を欠席させられる）がつらくてリストカットをしてしまうとのことある。

母親も父親と同様に暴言を吐き、リストカットに気づいても本人をバカにすることがあり、家に居場所が感じられない状況であり、両親の喧嘩が自分のせいではないかと感じ、罪悪感も強く感じていた。

本人の安全を守るために、関係職員とSCで話し合いをもち対応についての共通理解をした。担任はクラス内でのサポートを行い、養護教諭も関わるようにし、複数の目で本人を見ていく体制をとった。SCとの面接も継続し、本人に関係機関を紹介するなど対応し、その後管理職が児童相談所に相談した。現在は、児童相談所の職員と連携して見守りを続けている。

### 【事例3】性的な被害のための活用事例（15）<SCの配置形態：単独校配置>

中学時から虐待の疑いがある生徒で、教室での落ち着きのなさ、他者とのコミュニケーションの問題など、本人の学校適応の問題もあることから、高1夏休み明けの学校生活アンケートをきっかけにSCとの定期的な面接をスタートする。面接では必ず家庭の状況についてたずね、毎月のケース会議で管理職、学年主任、担任、養護教諭との情報共有を図った。

高2の夏休み明けの面接で、本人からSCに「父親から性的ないたずらを受けている」との話があった。本人は「自分が我慢すればいい。高三で家を離れるつもりなので大丈夫、誰にも言わないで欲しい。」と述べていたが、このことは他の先生にも伝えるべきことで、虐待通告しなければならないと説得した。これまでの1年間の継続面接で信頼関係が築けていたこともあり、本人も最終的には納得し、父親からの性的虐待があったことを伝え、その場で校長から児童相談所へ虐待通告を行い、一時保護につなげることができた。

### 【事例4】校内研修のための活用事例（17）<SCの配置形態：単独校配置>

学校の教育相談部主催でSCを講師とした職員研修を行った。多くの生徒が不登校経験を持つ高校のため、研修目的は、生徒理解を深めることであるが、背景には、初めて学級担任をする教員が多いこともあった。実施は、担任による生徒面談や保護者面談を控えた時期（6月）とした。教員の具体的な困りごとについては、事前に教育相談部内でリサーチした。

まず、提示した4つの質問項目に挙手で回答し、自身の「価値観」に目を向けてもらうことから始めた。

続いて、例を挙げて、価値観や考え方が異なると、見えてくる世界が異なることを説明した。生徒面談の要としては、その生徒が見ている世界を知ろうとすること、その生徒に関心を向けることを挙げた。

次に、寡黙な生徒との面談を例示し、グループ協議で、展開のアイデアを出してもらった。その中で、ベテラン教員のアイデアも披露され、若手教員は貴重な具体策を得た。その後、SC作成の案（シナリオ）を2人の教員に先生役、生徒役になって朗読してもらった。臨場感があり、聞き入る方が多かった。

最後に、コロナ禍以来増えている「不安」や「こだわり」を主とする相談について、成り立ちや対応を説明した。研修後、学年や担任、あるいは他の分掌から、教育相談部に生徒対応についての相談や担任との面談後に担任を通じて、カウンセリング予約が入ることも増えた。

### 【事例5】教職員とSC等の役割分担のための活用事例（19）<SCの配置形態：単独校配置>

不登校児童生徒支援チームの活動として、SCやSSWなど多職種チームで、学校の要請に応じて60～80分ほどの校内研修を行った。研修の内容は、年度初めや夏休み前などの実施時期と、校内のニーズに合わせ、「不登校の理解と支援について」「未然防止と初期対応」「自立支援に向けて」などのテーマで伝えた。

研修の後半は、架空事例を用いて2～3人でのグループ協議を行った。どの学級でも起こりそうな不登校架空事例を提示し、「どんな児童生徒でしょうか？」「かかわりの糸口は？」などの質問に、先生方がそれぞれアイデアを出す形態とした。その結果、具体的な発想が湧きやすく、さらに他のグループと意見を交流することで、柔軟な支援策を共有することができた。

## 【4】成果と今後の課題等

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

令和3年9月から、これまで未配置校であった466校に月1回の配置を行い、千葉市を除く全小中学校（義務教育学校2校を含む）にスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図ることができた。

その結果、令和3年度のスクールカウンセラーへの相談件数は小学校が29,061件、中学校が66,960件、高等学校が15,779件、事務所等が1,196件で合計112,996件となっており、令和2年度と比較すると12,788件増加している。中でも、小学校の増加が顕著であり、その相談件数は、令和2年度から8,872件増の2,9061件であった。新たに配置された小学校において、積極的な活用が図られた結果である。

また、高等学校については、配置校数89校に対し未配置校が32校だが、配置校からスクールカウンセラーを派遣して未配置校での相談に対応をした件数は2,229件であった、未配置校1校当たり69.7件の要請に対応することができた。

全体での相談内容としては、「不登校に関するもの」の31,262件（27.7%）、次いで「心身の健康・保健に関するもの」が26,132件（23.1%）、「発達障害等」が12,917件（11.4%）と続いている。児童生徒や保護者、学校が抱えている課題等にスクールカウンセラーが積極的に関わっている状況である。

### (2) 課題と課題解決に向けた取組

#### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### ＜課題の概要＞

- ・小学校、高等学校未配置校からのニーズに対応したスクールカウンセラー配置の拡充。

##### ＜課題の原因＞

- ・小学校や高等学校にスクールカウンセラーの未配置校がある。

##### ＜解決に向け実施した取組＞

- ・令和3年9月から、これまで未配置であった小学校466校に月1回の配置を実施した。また、高等学校については、令和2年度から配置校を4校増やすとともに、配置校と未配置校をグループ化し、未配置校への派遣回数を増やし拡充を図った。

#### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### ＜課題の概要＞

- ・小学校の配置時間及び高等学校未配置校への配置の拡充

##### ＜課題の原因＞

- ・小学校でのスクールカウンセラーへのニーズが高まり、特に小学校の月1配置校では、SCへの相談件数等が限られてしまう。
- ・高等学校の未配置校においても、不登校や暴力行為の低年齢化、精神的に不安を抱えた生徒等、スクールカウンセラー活用のニーズが高い。

##### ＜解決に向けた取組＞

- ・スクールカウンセラーの小学校配置の計画的な拡充。
- ・スクールカウンセラーの高等学校配置の計画的な拡充。
- ・高等学校未配置校へ継続的に派遣するための方法の検討。
- ・活動報告書等の分析による、よりニーズに則した配置計画の見直し。

# 東京都教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童及び生徒の心理に関して、高度に専門的な経験を有する者をスクールカウンセラーとして配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図ることを目的とする。

（東京都公立学校スクールカウンセラー取扱要項より）

### （2）配置・採用計画上の工夫

東京都公立学校会計年度任用職員設置要綱及び東京都公立学校スクールカウンセラー取扱要項に基づき、スクールカウンセラーとしての役割を理解し、その職務を遂行する熱意がある者のうち、資格要件を満たし、東京都教育委員会が選考した者を「東京都公立学校スクールカウンセラー」として任用している。

任用期間は1年以内とし、かつ、2会計年度にわたる任用はできない。ただし、一定の要件を満たす場合、4回を上限として、公募によらない再度任用が認められることがある。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

#### ア 配置人数について（延べ人数）

・ 小学校（義務教育学校前期課程を含む）	1357人
・ 中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程を含む）	711人
・ 高等学校（中等教育学校後期課程を含む）	247人

#### イ 配置校数について

・ 小学校（義務教育学校前期課程を含む）	1274校
・ 中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程を含む）	622校
・ 高等学校（中等教育学校後期課程を含む）	192校

#### ウ 資格について

- ① 公認心理師
- ② 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士の資格を有する者で、採用予定年度の4月1日現在で、臨床心理士資格登録証明書の交付日以降、1年以上が経過している者
- ③ 精神科医
- ④ 児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学及び同法第97条に規定する大学院（以下「大学等」という。）における心理学系の学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る。）若しくは助教の職にある者又はそれらの職にあった者

なお、①～④の資格を有する者の人数は以下の通りである。

① 公認心理師	1308人（臨床心理士資格を有する者を含む）
② 臨床心理士	198人
③ 精神科医	0人
④ 大学教授等	2人

#### エ 主な勤務形態について

1校につき年間38日 1日あたり7時間45分勤務

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

① 活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（ 有  無）

○ガイドラインの内容、周知方法

スクールカウンセラーの配置の目的、職務、教育相談体制の充実に向けた組織づくり、教員への助言と連携の推進、児童・生徒・保護者への対応、服務の厳正等に関する内容について掲載したガイドラインを学校及びスクールカウンセラーに配布し、その内容について周知・徹底するよう、区市町村教育委員会及び都立学校長に依頼した。

② 研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

新型コロナウイルス感染症対策の状況を鑑み、例年参集型で開催している新規スクールカウンセラー及び区市町村教育委員会のスクールカウンセラー活用事業担当者を対象とした連絡会を動画配信により実施した。また、学校に向けても生活指導に関する通知や動画等により、スクールカウンセラーの職務内容や学校組織内における位置付け、効果的な活用方法等について理解促進を図った。

(5) オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（ 有  無）

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

### (1) 研修対象

- ア 都内公立学校に勤務する東京都公立学校スクールカウンセラー
- イ 令和4年度に新規採用予定の東京都公立学校スクールカウンセラー

### (2) 研修回数（頻度）

- ア 都内公立学校に勤務する東京都公立学校スクールカウンセラー対象（1回）  
※令和3年度は感染症のまん延防止のため動画配信で実施
- イ 都立学校配置の東京都公立学校スクールカウンセラーのうち、希望者対象（6回）
- ウ 令和4年度に新規採用予定の東京都公立学校スクールカウンセラー対象（1回）  
※令和3年度は感染症のまん延防止のため中止

### (3) 研修内容

- ア スクールカウンセラー連絡会
  - ・都内公立学校にスクールカウンセラーを配置する目的
  - ・教育相談体制の充実に係る現状及び成果と課題
  - ・課題の改善、解決のための組織的対応
  - ・東京都公立学校スクールカウンセラー服務について
  - ・不登校の子供たちへの支援のポイント
  - ・コロナ禍における心の健康とストレスへの対処
- イ 管内スクールカウンセラー連絡会
  - ・学校における生徒の自殺予防対策
  - ・校内連携、関係機関との連携
  - ・都立高校における通級による指導に関して
  - ・危機介入と緊急支援の具体的な対応
  - ・自殺予防教育

### (4) 特に効果のあった研修内容

都立学校に勤務するスクールカウンセラーの希望者を対象とした連絡会において、学校における生徒の自殺予防対策をテーマにし、連携や校内研修について協議を設定することで、参加者の主体的な問題解決を促すことができた。また、同地区に勤務するスクールカウンセラ一同士が情報交換を行える機会となつた。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ S Vの設置（有・無）

### (6) 課題

スクールカウンセラーと管理職や教員との連携について、学校やスクールカウンセラーによって差がある。都内各校におけるスクールカウンセラーを活用した教育相談体制の質的向上と、スクールカウンセラーの資質・能力向上の機会確保が必要である。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】不登校支援のための活用事例（例：①不登校、④友人関係）<SCの配置形態：単独校配置>

当該児童は、進級時に登校渋りとなり、欠席が増えた。初めのころは、母親に付き添われて登校していたが、母親から離れられない状況が続いた。母親は、担任や学校の対応について、スクールカウンセラーに相談を続けていた。2学期に入ると欠席する日も増えた。スクールカウンセラーは、母親との面談を定期的に継続し、不安な気持ちを整理したり、子供への関わり方をアドバイスしたりしたが、父親が学校の対応について不満をもつようになった。スクールカウンセラーと母親の面談に父親を呼び、カウンセリングを続けると父親の子供に対する関わり方に変化が見られ、徐々に登校できるようになった。3学期になると、表情も明るくなり、朝から登校できるようになった。

#### 【事例2】貧困問題改善のための活用事例（⑭貧困の問題）<SCの配置形態：単独校配置>

当該生徒は、クラスに居場所がないとの理由から、休み時間は相談室に毎週来室するようになった。話を聞く中で、家庭に支援が必要であることが分かり、民生委員や子供家庭支援センターと連携を図りながら支援してきた。家族の世話をする役割を担っており、失敗したときには強く咎められたり、食事が十分に取れていなかったりするなどの訴えが続いた。その後、不登校になったが、母親との面談やタブレットを活用したりモート面談を重ねることで関係性を保つことができた。担任とも連携を図り、参加できる授業を共通理解するなど、見通しのもった生活を送るように支援した。スマールステップで教室復帰に近付けたケースであり、継続的に相談室を利用しながら、完全復帰へと繋がった。

#### 【事例3】ヤングケアラー改善のための活用事例（⑯ヤングケアラー）<SCの配置形態：単独校配置>

生活面、経済面ともに生徒本人へ影響が及んでいる状況であったため、家庭内での本人を取り巻く状況を、教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育センターと情報共有した。生活面や経済面に関してはスクールソーシャルワーカーを通じて家庭支援を行い、本人の家事負担を軽減させるよう働きかけた。スクールカウンセラーは、冷静に状況を振り返る力や、家庭の状況を認識する力、困っていること発信し相談する力を育てることを中心とした面接を実施した。また、支援先を紹介するだけでなく、具体的な支援機関との関係の築き方を助言することで、当該生徒も家族に関する困り感を話してよいと認識でき、状況が徐々に改善されている。

#### 【事例4】実態に応じた教育プログラムのための活用事例（⑯教育プログラム（ストレスマネジメントや援助希求行動などについて、スクールカウンセラー等が教職員と協働して実施するプログラム））<SCの配置形態：単独校配置>

心の健康に関する授業を全学年に対して実施した。スクールカウンセラーを中心に、養護教諭や学級担任と連携して、学年ごとの教育的・心理的ニーズ、テーマを把握した上で内容を構成し、年間の計画の中で系統的にプログラムを進めた。1回目は自己理解をメインとして簡易な自己アセスメントを行い、物事を柔軟に考えるためのリフレーミング技術の演習、サポートリソースの見付け方などを共有した。2回目は、セルフマネジメントと他者理解を中心に、ストレスマネジメントの方法を実践し、不安や悩みを他者とどう共有するかのアサーティブなコミュニケーション等について体験した。3回目は1年間の振り返りも兼ね、成功体験の確認や、課題や問題の解決などを意図した内容とした。プログラム内でのコミュニケーションが日常につながり、行動に反映され、相談につながった。

#### 【事例5】教職員とSC等との役割分担における活用事例（⑯教職員とSC等の役割分担（教職員の負担軽減に資するチーム学校としての取り組み）<SCの配置形態：単独校配置>

スクールカウンセラーが対応した事例を基に、アセスメントやカウンセリングの実際、学級担任や関係教員との連携と役割分担、他機関との連携等について紹介するとともに、同様な事例があった際の参考になるよう解説を行った。また、事前に教員に対してアンケートを実施し、そこで質問のあった、生徒との関わり方や効果的な指導方法等について、スクールカウンセラーから助言を行ったり、スクールカウンセラーがカウンセリングの際に心掛けたり気を付けたりしていることを紹介するなどして、生徒対応についての理解が深まるようにした。

## 【4】成果と今後の課題等

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

過去3年間の「児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」の調査結果から、「スクールカウンセラー等の外部の相談員がいじめの発見のきっかけとなった件数」が、平成30年度は200件、令和元年度は209件、令和2年度は206件と200件を超えており、都内全公立小・中・高等学校において、小学校第5学年、中学校第1学年、高等学校第1学年を対象とした実施している全員面接等により、児童・生徒とスクールカウンセラーとのつながりをつくり、相談しやすい環境を整備することにより、いじめ問題をはじめとする問題行動等の未然防止や早期対応を図ることができている。

また、令和2年度の調査において、「スクールカウンセラー等を活用して教育相談体制の充実を図った」と回答した学校の割合は100%であり、都内全公立小・中・高等学校がスクールカウンセラーを積極的に活用し、学校教育相談体制の充実に向け取り組んでいる。

### (2) 課題と課題解決に向けた取組

#### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### ＜課題の概要＞

- 子供の不安や悩みを解消に導くために、スクールカウンセラーと教員が緊密に連携する体制を確立するとともに、スクールカウンセラー個々の資質を向上させることが必要である。

##### ＜課題の原因＞

- スクールカウンセラーの資質・能力、組織の一員であることの意識に個人差があること。
- 教育相談体制の構築について、学校間で差があったり、管理職の意識差があったりすること。

##### ＜解決に向け実施した取組＞

- 校長やスクールカウンセラー対象のそれぞれの連絡会で、解決困難な事例へのチームとしての対応について協議する場を設けるなど、学校の相談体制の一層の充実を図る。

#### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### ＜課題の概要＞

- 子供の不安や悩みを解消に導くために、カウンセリング内容の管理職へ報告したり、担任等と情報共有、情報交換を図ったりすることができるよう、教育相談体制を充実させることが必要である。

##### ＜課題の原因＞

- 生活指導主任や教育相談担当とスクールカウンセラーが情報交換を行う機会が計画的に設定されていないこと。
- 学校だけで解決していくことが難しい場合、地域関係機関と情報交換や連携を図る必要があること。

##### ＜解決に向けた取組＞

- 校長やスクールカウンセラーを対象とした連絡会で、学校相談体制の成果事例を紹介したり、事例対応について協議する場を設けたりするなど、学校の相談体制の一層の充実を図る。

# 神奈川県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめ、暴力行為等の問題行動、不登校、発達上の課題など、児童・生徒が抱える様々な課題について、児童・生徒、保護者、教職員にカウンセリングやアセスメント（情報収集・見立て）及びコンサルテーション（指導・助言を含めた検討）等を行い、心理面から課題の解決を図るため、スクールカウンセラー等を配置している。

### （2）配置・採用計画上の工夫

#### 〔小学校・中学校〕

政令市（横浜、川崎、相模原）を除く全174中学校に配置（週1回）することで、学区内の小学校にも対応している。そのうち、中学校23校を重点配置校（週2回）としている。また、本県採用3年以下のスクールカウンセラーの資質向上や教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーアドバイザーを中核市（1市）及び4教育事務所に、それぞれ1名（計5名）を配置している。

#### 〔高等学校・中等教育学校〕

140校のうち92校を拠点校として、1～2校を1学校群とする拠点校方式でスクールカウンセラーを配置し、全校に対応している。（単独配置校は38校〔高等学校36校、中等教育学校2校〕）

#### 〔県教育委員会〕

スクールカウンセラーのスーパービジョンや学校で重篤な事案が発生した場合の児童・生徒へのカウンセリング及び教職員へのコンサルテーションのため、スクールカウンセラースーパーバイザー（S C S V）を1名配置している。

※ 平成22年度から勤務状況評価制度を導入し、県教育委員会が勤務成績優秀と認めるものは原則2回まで公募によらない再度の任用ができるものとしている。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

#### ※配置人数

中学校	：	197人
高等学校	：	88人
中等教育学校	：	4人
教育委員会	：	1人（S V）

#### ※配置校数

中学校	：	174校
高等学校	：	138校
中等教育学校	：	2校
教育委員会	：	1箇所（S V）

#### ※資格

ア スクールカウンセラーについて  
① 公認心理師のみ 25人

- ② 臨床心理士のみ 40 人
- ③ 公認心理師及び臨床心理士 134 人
- ④ 精神科医 0 人
- ⑤ 大学教授等 0 人
- ⑥ 上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の地域及び経験を有すると認めた者 0 人

イ スクールカウンセラーに準ずる者について

- ① 大学院修士課程を修了（経験 1 年以上） 5 人
- ② 大学若しくは短期大学を卒業（経験 5 年以上） 8 人
- ③ ①と②を満たす者 5 人
- ④ 医師（経験 1 年以上） 0 人
- ⑤ 上記①～③以外の者で地方自治体が認めた者 2 人

※主な配置形態

単独校	151	中学校（週 1 日・1 回 7 時間）
	36	高等学校（週 1 日・1 回 7 時間、うち 1 校は週 2 日・1 回 7 時間）
	2	中等教育学校（週 2 日・1 回 7 時間）
重点配置校	23	中学校（週 2 回・1 回 7 時間）
拠点校	51	高等学校（月 1 ～ 2 日・1 回 7 時間）
対象校	51	高等学校（月 1 ～ 2 日・1 回 7 時間）

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（ 有 ·  無）

○ガイドラインの内容、周知方法

教職員やスクールカウンセラーが理解しておくべき、スクールカウンセラーの業務内容や、学校での活用方法等についての指針を示したガイドラインを、年度当初に学校やスクールカウンセラーに送付し、周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

教育相談コーディネーターの養成研修やスクールカウンセラー本人による校内研修、生徒指導担当者会議等を通して、学校におけるスクールカウンセラーの効果的な活用についての理解促進を図っている。

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（ 有 ·  無）

※高等学校、中等教育学校のみ実施

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

### (1) 研修対象

- ・全スクールカウンセラー

### (2) 研修回数（頻度）

[小・中学校]

- ・年2回（うち1回は地区別による開催）

[高等学校・中等教育学校]

- ・年2回（うち1回は書面開催）

### (3) 研修内容

[小・中学校]

スクールカウンセラースーパーバイザーとスクールソーシャルワーカースーパーバイザーそれぞれからの講演とその後、スクールカウンセラー同士でグループ協議を行い、情報の共有・意見交換を行った。スクールカウンセラースーパーバイザーからは「学校緊急事案」について講演を行い、S C の役割と専門性について研修を行った。

[高等学校・中等教育学校]

「家庭環境に課題を抱える生徒への対応」についてスクールカウンセラー同士でグループ協議を行い、情報の共有・意見交換を行った。その後、スクールカウンセラースーパーバイザーより、「『経験した』ことと『体験する』ことについて」をテーマに講演を行った。

### (4) 特に効果のあった研修内容

[小・中学校]

スクールソーシャルワーカースーパーバイザーによる講演では、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの役割を再確認する場となった。今後、それぞれの専門性をいかし、連携しながら支援体制の充実が図られることが期待できる研修内容となった。

[高等学校・中等教育学校]

各学校の事例をもとに、諸課題の解決に向けてグループ協議を行うことで、スクールカウンセラーの資質向上を図ることができた。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置（④有 ⑤無）

○活用方法

- ・スクールカウンセラーに対する指導・助言
- ・スクールカウンセラー連絡協議会や生徒指導担当者会議等の各種会議における講演及び指導・助言
- ・採用1年目のスクールカウンセラーに対するスーパービジョン
- ・学校で重篤な事案が発生した場合の児童・生徒への緊急カウンセリング及び教職員へのコンサルテーション

### (6) 課題

- ・オンライン研修の実施に向けて、スクールカウンセラーのI C T環境の整備。
- ・経験の浅いスクールカウンセラーが、経験のあるスクールカウンセラーと情報共有等ができる環境を整え、スクールカウンセラー同士でスキルアップが図れるような研修内容を検討する。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】不登校のための活用事例（①）<SCの配置形態：拠点校配置>

級友との関係悪化や部活動の退部をきっかけに学校に登校できなくなった生徒の事例。生徒に対するカウンセリングでは、友人への気持ちを傾聴しながら励ますなど、支持的にカウンセリングを継続した。また、教職員へコンサルテーションや環境調整が必要であることを提案することにより、当該生徒は登校ができるようになった。

#### 【事例2】児童虐待のための活用事例（⑬）<SCの配置形態：拠点校配置>

スクールカウンセラーとの面談を通じ、児童虐待（ネグレクト）が疑われたため児童相談所への通告を学校に提案した結果、親戚の協力を受けながら、生徒の身の安全確保につなげることができた。また、継続的にスクールカウンセラーのカウンセリングを行い、生徒の気持ちに寄り添いながら、生徒の心理的な部分に働きかけることで、充実した学校生活を送ることができた。

#### 【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（⑯）<SCの配置形態：拠点校配置>

両親に代わり夕食の支度や弟の世話を任せられ、生活習慣の乱れから不登校となった生徒の事例。スクールカウンセラーとのカウンセリングでは、生徒の心情を聞きながら心のケア及び本人のパーソナリティのアセスメントを行った。また、スクールソーシャルワーカーと連携したことにより、地域支援者からの家庭へのサービス提供につながり、生徒の不登校傾向は徐々に改善された。

#### 【事例4】校内研修のための活用事例（⑰校内研修）<SCの配置形態：単独校配置>

スクールカウンセラーが講師となり配置校での研修会を実施した。全3回、年間を通して実施され、カウンセリングマインドの理解を深める講演や、不登校や自傷行為等について、ケース会議を想定した事例検討会が行われた。カウンセリングに関する基礎知識を得ることや、具体的な事例を取り扱いグループで協議しながら、教職員同士で考えを深める場となった。児童・生徒、保護者への関わり方を見つめ直す機会となった。

#### 【事例5】教職員とSC等の役割分担のための活用事例（⑲教職員とSC等の役割分担）<SCの配置形態：単独校配置>

支援会議で情報共有された事案について、教職員へのコンサルテーションを行った。対象となる児童・生徒について、再度情報収集し、今後の支援についてそれぞれの役割を明確にした。状況の整理、事案に至るまでの背景、聞き取りの目的・目標を確認し、教育相談コーディネーターは本事案が他機関との連携が必要であること、聞き取る教員は注意点や持つべき視点を持つことなど、スクールカウンセラーが専門性を生かしたコンサルテーションによる役割の明確化、共通理解を図ったことで、組織（学校全体）で取組めるようにした。

### 【4】成果と今後の課題等

#### （1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

##### [小学校・中学校]

令和3年度の相談件数は、61,789件で、令和2年度より7,304件増加している。内訳は、小学校児童の相談件数が2,969件、中学校生徒の相談件数が15,796件、保護者の相談件数が13,606件、教職員の相談件数が29,418であった。特に、保護者や教職員の相談件数が増えている。学校の支援体制の構築が少しずつ見られスクールカウンセラーの専門性が学校の中で大きく活用されていることが伺える。

## [高等学校・中等教育学校]

令和3年度の相談件数の合計は、140校で19,070件であった。昨年度と比較して149件増加している。相談者の内訳は、生徒の相談が9,087件、保護者の相談が1,983件、教職員の相談が8,000件である。相談内容としては、長期欠席・不登校が3,534件と最も多く、次いで自己性格が2,518件、家庭環境が2,429件となっている。スクールカウンセラーへの相談後に解決・好転したケースの割合は、68.9%となっており、スクールカウンセラーの専門性が効果的である。

### （2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

#### ＜課題の概要＞

- 多くの学校で相談業務にスクールカウンセラーの勤務時間の大半を費やしているが、面談に要する時間が不足し、時機を得た相談に繋ぐことが困難となっている。
- 教職員へのコンサルテーションやケース会議への参加などの時間を確保することができず、教職員と協働した教育相談体制づくりが困難な状況が続いている。
- 生徒の相談内容が多様化・重篤化しており、スクールカウンセラー有資格者の人材確保やスクールカウンセラー全体の資質の向上が求められている。

#### ＜課題の原因＞

- カウンセリングが必要な生徒が増加しており、面談に要する時間が不足していることに加え、教育相談体制づくりに要する時間が不足している。
- 教職員に対するコンサルテーションや支援に向けての的確な助言ができるSCが不足している。

#### ＜解決に向けた取組＞

- 配置人数の拡大、勤務時間の拡充に向け予算の確保に努める。
- コロナ禍における研修会の実施形態の工夫を図る。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

#### ＜課題の概要＞

- コロナ禍の長期化により、児童・生徒を取り巻く環境が大きく変化する中で、児童・生徒の抱える課題が一層複雑になり、深刻化している。
- 支援が必要な生徒へのタイムリーな面談を行うことができないとともに、ケース会議等の協議の場への参加が難しく、教職員との情報共有のみにとどまっている。

#### ＜課題の原因＞

- 生徒の抱える課題が潜在化し、見えづらく気づきにくくなっている。
- スクールカウンセラー等の専門家によるカウンセリングが必要な生徒が年々増加しているとともに、生徒や保護者からのニーズも高まっており、面談に要する時間が不足している。
- 重篤なケースを優先的にスクールカウンセラーが対応しているため、早期対応や未然防止への対応ができない。

#### ＜解決に向けた取組＞

- 生徒が抱える課題を積極的に把握するためのスクリーニングに関するスキルアップを図る研修を実施する。
- 連絡協議会やスクールカウンセラースーパーバイザーによるスーパーバイズの実施形態や内容の工夫を図る。
- 配置人数や勤務時間の拡大に向け予算の確保に努める。

# 新潟県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ① 新潟県の生徒指導上の最重要課題であるいじめ・不登校への適切な対応を目指し、学校における相談機能の充実を図るために、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー（以下：SC）を学校に配置する。
- ② 児童生徒・保護者へのカウンセリング、教職員や保護者へのコンサルテーションやカウンセリングを行い、指導の在り方の検討や校内指導体制の確立等に役立て、問題の解消や児童生徒・保護者等の精神的苦痛の解消・軽減を目指す。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ① 令和元年度からすべての公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に配置した。
- ② 小中学校・義務教育学校、特別支援学校においては、中学校区単位を1グループとし、グループごとにカウンセラーを1人配置した。
- ③ 高等学校においては拠点校方式を採用し、全ての学校に配置した。
- ④ できるだけ多くの学校に配置できるよう、臨床心理士等の資格のあるSCだけでなく、SCに準ずる者も含めた計画的な採用をした。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

＜配置人数＞（重複あり）

小学校	82人	中学校	82人	義務教育学校	1人	高等学校	45人
中等教育学校	6人	特別支援学校	16人	教育委員会	0人		

＜配置校数＞

小学校	334校	中学校	166校	義務教育学校	1校	高等学校	83校
中等教育学校	6校	特別支援学校	33校	教育委員会	0箇所		

＜資格＞

公認心理師	65人	臨床心理士	47人	精神科医	0人	大学教授等	6人
-------	-----	-------	-----	------	----	-------	----

### （4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

- ・ 年度当初に、SC事業連絡会を開催し、活動方針や勤務について周知を図った。
- ・ 小・中学校、義務教育学校、特別支援学校においては、SC等、学校の教育相談担当職員、市町村教育委員会担当者、県教育委員会担当者が出席し、活動方針等の説明を行った。
- ・ 高等学校、中等教育学校においては、副校長及び教頭と新規採用のSCを対象とし、活動方針等の説明を行った。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・特記事項なし

(5) オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施 (  有 ·  無 )

- ・自宅にいる不登校児童生徒とオンラインカウンセリングを実施した。

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

○小・中学校、義務教育学校、特別支援学校に勤務するSC及SCに準ずる者

○高等学校、中等教育学校に勤務するSC及びSCに準ずる者、SC等配置拠点校及び派遣校の管理職

(2) 研修回数(頻度)

○年間1回

(3) 研修内容

○小・中学校、義務教育学校、特別支援学校 (7月:オンラインによる複数会場参集型研修)

- ・講義「SCとして児童生徒の希死念慮をどのように扱うか」講師 新潟大学准教授

- ・グループ協議「希死念慮をもつ児童生徒への対応について」

○中等教育学校、高等学校 (7月:地区別参集型研修)

- ・架空事例による事例研究(グループ協議)コーディネーター 生徒指導課所属臨床心理士

(4) 特に効果のあった研修内容

○中等教育学校、高等学校の研修会において、同一地区の副校長・教頭及びSC等が集まり、グループ協議及び情報共有を行うことで、SC等及び学校間での連携の促進を図ることができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 (  有 ·  無 )

○活用方法

- ・特記事項なし

(6) 課題

○スクールカウンセラー等の研修会アンケートからは、研修会に対する肯定的な意見が多く、有効性を確認できた。年1回ではなく、複数回の実施を望む声が多いが、財政面から実現が厳しい状況にある。また、感染症拡大の状況に応じた研修会の運営など、新しい課題が生じている。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】帰宅したがらない児童生徒の心のケアのための活用事例（⑥家庭環境）<SCの配置形態：拠点校配置>

Aは友人宅で遊んでいたが、帰宅すると保護者から叱責を受けるのではないかと不安になり、帰宅したくないことを友人に打ち明けた。Aらは友人宅から少し離れた公園で過ごすことにした。A保護者は学校職員とともに捜索し、21時ごろAらを発見した。

学校は、Aに対し、心配なことは近くの大人に相談するように伝えるとともに、SCとの面談を設定し、自分の気持ちを誰かに話す機会とした。SCはAから友人のことや家族のことについて語ってもらい、Aの話を傾聴した。Aの保護者とも面談を行い、保護者の困り感を傾聴するとともに、Aの心情などを伝えた。A及び保護者との面談内容については管理職と学級担任と情報共有を行った。

#### 【事例2】児童生徒の心のケアのための活用事例（⑬児童虐待）<SCの配置形態：拠点校配置>

Bの家庭は保護者によるネグレクトが疑われ、数年前から市の福祉課や児童相談所等が支援をしている。Bは学校で落ち着きがなく、授業に集中できず、友達への攻撃性も強い。教育補助員は常にBの近くにいて支援をしている。

SCはBやB保護者との面談だけでなく、教職員との面談を行い、疲弊する教職員のケアと助言を行った。Bに関するケース会議では、管理職、学級担任、生徒指導担当、特別支援教育コーディネーターのほか、市教育委員会指導主事、市の福祉課職員、児童相談所職員らが参加し、学校での支援と家庭への支援について話合った。Bは以前よりも落ち着いており、改善が見られる。

#### 【事例3】児童生徒の心のケアのための活用事例（⑮性的な被害）<SCの配置形態：拠点校配置>

Cはチャットアプリを通じて、県外の成人男性と知り合い、ホテルにてわいせつ行為の被害を受けた。周囲からこの情報を得た学校職員がCから話を聴き、事実を確認した。SCはCとの面談を優先して設定し、定期的に相談できるようにした。面談の中でCは普段の生活に不満があることを話し始めた。SCはCの心情に寄り添って傾聴した。また、C保護者とも定期的に面談を行い、Cとの面談の様子やCが抱えている不安など（Cから了承を得た内容）を保護者に伝えるとともに、保護者が抱える困り感について傾聴した。面談を半年近く続け、親子の心のケアに努めた。

#### 【事例4】生徒理解のための活用事例（⑯校内研修）<SCの配置形態：拠点校配置>

県立学校において、生徒理解のための研修を実施した。生徒の特性理解、その対応方法等において職員によるグループディスカッションを行った後、SCによる具体的な対応例と生徒理解に関する講義を行った。

#### 【事例5】専門的な知見から教職員に助言をするための活用事例（⑰教職員とSC等の役割分担）<SCの配置形態：拠点校配置>

県立学校において、SCをいじめ対策組織の一員として位置付け、可能な範囲で会議に参加し、生徒や保護者との面談内容について情報共有したり、生徒や保護者からの聞き取りや傾聴の仕方について専門的な知見から教職員に助言を行ったりした。

## 【4】成果と今後の課題等

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

○令和3年度の相談件数 ( ) 内は令和2年度の数値

小・中・義務教育・特別支援学校の相談件数 30,536件 ( 29,429件)

中等教育・高等学校の相談件数 11,974件 ( 11,311件)

○S Cを活用した校内研修等の実施 106回

相談件数は前年度から増加した。学校は、S C配置を効果的と受け止め、生徒や保護者、教職員の悩みの軽減に効果があると考え、積極的に面談を設定している。

また、S Cによる児童生徒理解の校内研修の実施等の活用が進んでいる。

### (2) 課題と課題解決に向けた取組

#### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### ＜課題の概要＞

- ・大規模校が集まる中学校区と小規模校が集まる中学校区とではS C 1人あたりの相談者数に差がある。大規模な中学校では相談の日程調整が困難になっている。
- ・希死念慮等のハイリスクな児童生徒が増加している。S Cの有資格者の人材確保や資質の向上が必要である。

##### ＜課題の原因＞

- ・各校でのS Cの活用が進んでおり、決められた勤務時間及び勤務日数では足りなくなっている。
- ・財政上の問題で、S C等の増員が難しい。
- ・公認心理師、臨床心理士の資格を取得する準カウンセラーが増えている。しかし、有資格者数は全国と比べ少ない。

##### ＜解決に向け実施した取組＞

- ・学校規模を考慮したS C配置を見直す。
- ・学校教育法施行規則の一部改正を受け、幼稚園におけるS C活用に向けた配置方法の検討や人材確保等の準備を進める。
- ・スクールカウンセラー研修会において、希死念慮等ハイリスクな児童生徒の相談について、大学教授または准教授、臨床心理士等による講を設定する。

#### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### ＜課題の概要＞

- ・相談希望件数の学校間格差が大きく、面談希望が多い学校において、勤務回数増加の要望がある。
- ・相談希望が多いため、S Cの校内研修等への活用が難しい。

##### ＜課題の原因＞

- ・新型コロナウイルス感染症による学校や家庭、社会の変化に伴い、様々な悩みや困り感を抱えた相談者が増えている。
- ・S C等の増員は、財政面や人材確保の面から早急な対応が難しい。

##### ＜解決に向けた取組＞

- ・S Cの1日の勤務を最大3分割での対応を認めている。学区の小・中学校間で情報交換をし、分割勤務を行うことで効率的に実施する。
- ・校内研修等の活用よりも児童生徒、保護者等との相談業務を優先するよう、年度初めの事業連絡会で説明し、周知を図る。

# 富山県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校に児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者を配置し、悩みを抱える児童生徒、保護者への相談・支援を行うなど、教育相談体制の充実を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

○県内全公立小・中・義務教育学校（小学校176校、中学校74校、義務教育学校3校）にスクールカウンセラーを配置する。

○中学校区内での中学校と小学校間の情報共有や連携がスムーズに行われるよう、小中連携型スクールカウンセラーの配置時間の充実を図る。

○学校が対応に苦慮するいじめ等の事案発生時に、いじめ対策カウンセラーを機動的に派遣する。

○県立高等学校拠点校16校にスクールカウンセラーを配置し、周辺の県立高等学校も支援する。

○県公認心理師協会と連携し、人材確保に努めている。

○令和2年度より、会計年度任用職員となり、公募による採用を行っている。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

#### ○配置人数

小学校	： 85人	小学校	： 176校
中学校	： 68人	中学校	： 74校
義務教育学校	： 3人	義務教育学校	： 3校
高等学校	： 31人	高等学校	： 16校
教育委員会等	： 14人	教育委員会等	： 2箇所

#### ○資格（重複して資格を有している場合①→②→③→④→⑤の順に整理）

##### 〈スクールカウンセラー〉

①公認心理師	61人	④大学教授等	1人
②臨床心理士	8人	⑤①～④以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者	1人
③精神科医	0人		

##### 〈スクールカウンセラーに準ずる者〉

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者	2人
②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者	18人
③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者	0人
④複数に該当する者及び、地方公共団体が認めた者	2人

#### ○勤務形態について

単独校	31小学校	週1時間	61小学校	週2時間	15小学校	週3時間
	69小学校	週4時間				
	4中学校	週2時間	43中学校	週4時間	27中学校	週6時間
	3義務教育学校	週6時間				
拠点校	16高等学校	実態に応じて	週1日1回4時間等			

#### (4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

##### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

活動方針等に関する指針（ガイドライン）は策定していないが、それに準じたものとして、県教育委員会が作成したリーフレット「SC&SSWとのよりよい連携を目指して」「不登校児童生徒への支援の在り方について」を配付し、その中でスクールカウンセラーの役割や活動方針等、学校の教育相談体制の充実について周知している。

##### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

学校の管理職等を対象とした生徒指導推進会議（年2回）や学校訪問研修等において、教職員の理解促進に向けて周知を図っている。

#### (5) オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

### 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

#### (1) 研修対象

○富山県スクールカウンセラー、市町村教育委員会事業担当者、県教育委員会事業担当者

#### (2) 研修回数（頻度）

○年1回

#### (3) 研修内容

○スクールカウンセラーの資質向上を目的とした講演の実施

・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、急遽、オンデマンド型研修に変更し実施した。

#### (4) 特に効果のあった研修内容

○SOSの出し方教育の進め方

○SC・SSWの連携のポイント

#### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有・無）

○活用方法

・他のスクールカウンセラーの資質向上のため、申請を受けてSVがアセスメントの妥当性やスクールカウンセラーの在り方について助言等を行う。

#### (6) 課題

○スクールカウンセラーの資質・能力に応じた研修内容を組み立てることが難しい。

○研修会において講演を行う際の講師人材の確保が難しい。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】人付き合いやコミュニケーションが苦手な生徒に対する活用事例

(④友人関係⑨学業・進路⑩発達障害等) <SCの配置形態：拠点校配置>

- ・高校2年生の生徒Aは、人付き合いやコミュニケーションが苦手で、仲良さそうに話している人を見るとうらやましくなると担任に打ち明けた。
- ・自閉スペクトラム症傾向の強い生徒である可能性が高いというカウンセラーの見立てからケース会議を開き対策を話し合った。
- ・本人はスクールカウンセラー等からの助言を参考に学校生活を行うことができている。
- ・学年や学校としてもケース会議で情報を共有することで個別のバラバラの対応でなく、学校全体で生徒のサポートができるようになった。
- ・本人は多少の困難はあるものの、進級や卒業に向けて前向きに学校生活を送っている。

#### 【事例2】被虐待歴のある生徒に対する活用事例 (⑬児童虐待) <SCの配置形態：拠点校配置>

- ・被虐待歴のある生徒であり、現在は当該保護者とは疎遠であるが、家庭でのマルトリートメントは継続中であり、マルトリートメント症候群、愛着障害とみられる状態・症状を示していた。
- ・スクールカウンセラーとの継続したカウンセリングの中で、親を嫌いだと思うことはいけないことではないことを教わり、自分を大事にする方法について助言を受けた。
- ・校内でもものにあたるなどの行動が見られなくなり、その後も定期的に教員に話すことなどでアウトプットもできるようになり、以前見られたような症状はなくなりつつある。

#### 【事例3】家庭環境の影響で心身に不調を感じる生徒に対する活用事例 (⑯ヤングケアラー) <SCの配置形態：単独校配置>

- ・両親、祖母、幼い妹2人の6人家族の中学1年生Aは、多忙な両親や祖母の力になりたいという気持ちが強く、帰宅後に食事の支度や洗濯等、家事を概ね引き受けている。
- ・不眠や体調不良を訴え、保健室を利用するが増えたため、養護教諭がストレスチェックを実施したところ、高ストレスの状態が見受けられた。
- ・学校は、SC、SSWを交えてケース会議を行い、担任、養護教諭、カウンセリング指導員等でいつでも相談できる体制を整えた。保護者には、保健室利用の回数が増えたAの体調面を切り口として、Aの抱える状況について、話をする機会をもった。
- ・経済的に福祉サービスが必要であると考えられるため、SSWとの連携も提案した。
- ・Aの体調は少しづつ改善したが、長期的に支援していく体制が必要であると考えている。

#### 【事例4】いじめ案件への適切な対応のための活用事例 (⑰校内研修) <SCの配置形態：単独校配置>

- ・A中学校では、夏季休業中の校内研修時にSCが講師となり、「いじめ案件への適切な対応」について研修会を実施した。
- ・SCは、いじめ案件への対応について、事例に基づいて、具体的に講話した。
- ・研修会を通して、予防の重要性や担任の関わり方が明確に示され、いじめの対応について深く理解でき、実際の対応の参考になった。

#### 【事例5】中学校進学に向けたSCの効果的な活用事例 (⑳SCに準ずる者の効果的な配置) <SCの配置形態：単独校配置>

- ・A小学校では、中学校進学に向けて、元中学校教員であるSCがゲストティーチャーとして、6年生の学習に参加した。

- ・中学校の生活や学習活動、人間関係作りに不安を抱いていた児童に対し、S Cの専門的な立場からの話や心温まる助言を行い、中学校進学に対する不安を和らげるとともに、児童の前向きな気持ちを育むことができた。

## 【4】成果と今後の課題等

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

#### ①相談等を行った人数（延べ人数）の増加

- ・令和3年度は、新型コロナウイル感染症の感染防止のための臨時休校措置等の影響により、相談等を行った人数（延べ人数）は、令和2年度と同程度であった。

$$\left. \begin{array}{l} \text{H29 43,089人 H30 51,589人 R元 53,319人 R2 42,659人 R3 42,547人} \\ \text{※H30に全小中学校にスクールカウンセラーを配置} \end{array} \right\}$$

#### ②学校における教育支援体制の充実

- ・スクールカウンセラーが、スクールソーシャルワーカーや、学級担任、養護教諭、生徒指導主事等と情報交換を行うことで、気になる児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒が置かれた現状、今後の支援の在り方や関わり方について共通理解を図ることができた。このことで、それぞれの立場でできる関わり方や接し方で対応することができ、保護者がもつ悩みや児童生徒が抱える不安等に対するきめ細やかな支援につながった。
- ・小中連携型のスクールカウンセラーを配置することで、教育的支援が必要な児童生徒へのこれまでの支援の状況や、家庭環境等の情報等について、小中学校間の情報交換や支援の連携がスムーズに行われた。
- ・若手教員で児童生徒理解や保護者の対応に苦慮した場合、Q-Uの結果や生活アンケート、保護者との連絡帳によるやりとり等、具体的なものをもとに、スクールカウンセラーの専門的な見地からの意見やアドバイスを受けることができた。助言を受けた若手教員が自信をもって対応することができるなど、若手教員の育成につながった。

#### ③児童生徒及び保護者に対する教育相談の充実

- ・スクールカウンセラーが守秘義務を踏まえ、第三者的な立場で専門的な視点から助言や支援を行うことが、保護者の間で語り継がれており、保護者は安心して悩み等を相談することができる状態になっている学校が多い。具体的な子どもへの接し方や受け止め方についてアドバイスを受けることで、スクールカウンセラーと保護者との信頼関係が構築され、学校と家庭の連携した支援を効果的に行うケースが多く見られる。
- ・スクールカウンセラーが全校生徒と個人面接を実施している学校では、普段の学校生活における何気ない悩みや不安を気軽に相談できる信頼関係が構築され、いじめや不登校等の未然防止、早期発見・早期対応につながった。
- ・小中連携型のスクールカウンセラーが、小学校で教育的な支援を行った児童や保護者に対して、中学校での学校生活の様子や小学校との違い等について、具体的な話をすることができた。このことで、中学校に入学後予想される学校不適応にも事前に対応することができ、不登校の未然防止につながった。

#### ④職員研修等における教職員の資質向上の充実

- ・全職員が参加する校内研修等で、相談事例を用いた事案対応をもとに「支援の仕方」や「対応の方法」について意見交換の機会をつくり、スクールカウンセラーが講師となって助言する学校が見られた。教職員が児童生徒に対する見方や接し方等の改善や指導力向上を図ることができ、学級や学年運営に生かすことができた。

## (2) 課題と課題解決に向けた取組

### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

#### ＜課題の概要＞

- ・コロナ禍における不安や悩みへの対応や自殺予防のためのSOSの出し方教育の実施等のために、新たな人材の確保及びスクールカウンセラーの資質・能力の向上を図ることが必要である。

#### ＜課題の原因＞

- ・コロナ禍における不安や悩み等へ対応するための専門性を有する有資格者等の人材確保が難しい。
- ・スクールカウンセラーとしての資質・能力の向上を図るための研修会を開催する際に、全てのスクールカウンセラーの要望や力量に応じた研修会になるように企画することが難しい場合がある。

#### ＜解決に向け実施した取組＞

- ・令和2年度に引き続き、県のホームページを利用した公募を行い広く周知させたことで、専門性を有する有資格者等の新しい人材を確保することができた。
- ・学校の教育相談体制の充実のため、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが参加し、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの連携やSOSの出し方教育についての合同研修会（対面・集合型研修）の実施を予定していたが、新型コロナ感染症の拡大防止のため、オンデマンド型研修に変更し実施した。

### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

#### ＜課題の概要＞

- ・コロナ禍における不安や悩みへの対応や自殺予防のためのSOSの出し方教育等の研修を実施し、スクールカウンセラーの資質・能力の向上に努めてきた。今後は、新たな人材の確保とともに、SOSの受け止め方等に関する研修を実施する等、スクールカウンセラーの資質・能力の向上を図ることが必要である。

#### ＜課題の原因＞

- ・コロナ禍における不安や悩み等へ対応するための専門性を有する有資格者等の人材確保が難しい。
- ・スクールカウンセラーとしての資質・能力の向上を図るための研修会を開催する際に、全てのスクールカウンセラーの要望や力量に応じた研修会になるように企画することが難しい場合がある。

#### ＜解決に向けた取組＞

- ・令和3年度に引き続き、県のホームページを利用した公募を行い、専門性を有する有資格者等の新しい人材を確保する。
- ・学校の教育相談体制の充実のため、新型コロナウイルス感染拡大の対策を施しながら、対面・集合型によるスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー合同研修会を実施し、最新の生徒指導上の課題を状況提供するなど、様々な問題に適切に対応できる資質・能力の育成に努める。

# 石川県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校やいじめなど、児童生徒の問題行動等に対応するため、学校における教育相談体制の充実を図ることを目的とし、児童生徒の臨床心理に関して高度で専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者として配置し、児童生徒へのカウンセリング、教職員や保護者に対する助言・援助などを行う。

### （2）配置・採用計画上の工夫

#### 単独校方式

- ・スクールカウンセラー等を1校に配置し、当該校を担当する方式。
- ・近隣未配置校より要請があった場合は、スクールカウンセラー等を派遣できるものとする。ただし相談に要する時間は配置校の配当時間を活用するものとする。

#### 拠点校方式

- ・中学校区程度の地域を単位とし、その域内にある学校の中の1校を拠点となる学校（拠点校）としてスクールカウンセラー等を配置し、当該校と域内の他の学校（対象校）を併せて担当する方式。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

#### ※配置校人数について

小学校	:	95人
中学校	:	73人
高等学校	:	23人
義務教育学校	:	3人
教育支援センター	:	7人

#### ※配置校数について

小学校	:	198校
中学校	:	81校
高等学校	:	30校
義務教育学校	:	3校
教育支援センター	:	7箇所

#### ※資格について

##### （1）スクールカウンセラーについて

①公認心理師	61人
②臨床心理士	13人
③精神科医	0人
④大学教授等	3人

##### （2）スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以

上の経験を有する者	4人
②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者	51人

※主な配置形態について

単独校	(週2日・1日3時間)	22中学校
	(週1日・1日4時間)	27中学校・1義務教育学校・19高等学校
	(週1日・1日3時間)	129小学校・20中学校
		2義務教育学校・11高等学校
	(隔週1日・1日3時間)	45小学校
拠点校	(週2日・1日3時間)	2中学校
	(週1日・1日4時間)	3中学校
	(週1日・1日3時間)	7中学校
対象校	(月3~4時間)	24小学校
教育支援センター	(月3~6時間)	7箇所

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ガイドラインの作成（有）
- ガイドラインの内容、周知方法

事業実施前に、各学校の教育相談担当者（S C担当）とカウンセラー等を招集し、「スクールカウンセラー等活用事業に係る打合せ会」を開催。指針の内容について説明し、確認している。

各学校担当者とスクールカウンセラーとが、実施に向けて事前打合せを行うことで、有効な活用に向けて計画することができる。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・スクールカウンセラー全員を対象とする研修会を実施し、資質向上を図っている。
- ・石川県教員総合研修センターと連携し、スクールカウンセラーに準ずる者に対して研修の充実を図っている。

(5) オンラインカウンセリングの実施の有無

- オンラインカウンセリングの実施（無）

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

### (1) 研修対象

- ・スクールカウンセラー77名、スクールカウンセラーに準ずる者55名全員を対象として行うもの。

### (2) 研修回数（頻度）

- ・県教育委員会主催の、全員を対象にした研修会…年間1回。
- ・県教育委員会主催の、準ずる者を対象とした研修会…年間10回。

### (3) 研修内容

- ・県教育委員会主催で不登校やいじめなど、児童生徒の問題行動等に関する専門的な知識を持った方を講師に招き、スクールカウンセラー等に対して学校への支援等の在り方について指導、助言を行う。

### (4) 特に効果のあった研修内容

- ・ネット社会の情報モラル教育についての研修
- ・発達障害についての研修
- ・不登校の未然防止や不登校児童生徒への支援についての研修
- ・子どもの不安の解消についての研修
- ・児童虐待への理解及び児童相談所の役割と連携の方法についての研修

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有）

○活用方法

- ・SVを高等学校に配置し、近隣の小中学校に勤務するSCに対し、必要に応じて助言を行う。
- ・SC等全員を対象とした研修会において、準ずる者に対し、助言を行う。

### (6) 課題

- ・スクールカウンセラー等の勤務日や勤務時間に制限があり、十分な研修日を確保することが困難。
- ・スクールカウンセラー等の資質向上を効率よく行うこと。
- ・スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフや外部機関との円滑な連携。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】不登校改善のための活用事例（①不登校）<SCの配置形態：単独校配置>

母親が小学生児童Aの育てにくさを訴え、SCとの面談を開始する。児童Aに登校渋りが見られるようになつたため、児童Aとの面談も始めた。担任と相談室に訪れ、初めのうちは、緊張してなかなか話せない状態だったが、徐々に話せるようになってきており、今では、面談を楽しみにしている。一人で相談室に行き、絵を描いたり、手紙を書いたりしてリラックスする中で、SCとのコミュニケーションをとっている。学校でのケース会議にもSCに参加してもらい、母親と児童の困り感を共有した。その後、関係機関と連携し、発達検査をするなど、母親とAともにチームで支援している。

#### 【事例2】心の安定のための活用事例（⑭貧困の問題）<SCの配置形態：単独校配置>

小学生児童3兄弟。家庭の貧困により生活が苦しく、学校生活のリズムが身についていない不登校の傾向がある3兄弟に対して、SCとの面談を継続的に行った。面談で長男と三男に愛着障害の可能性があることに気づいたため、SCの提案により、校内で週に1回ケース会を開き、役割分担や方策について話し合いを行った。その後、不登校傾向の対応として、関係機関と連携することで母子との関係を築いた。関係機関においては、臨床心理士によるカウンセリングを月1回行うことで、児童は思いを受け止めらうことができ、少しずつ心が安定してきている。

#### 【事例3】精神安定のための活用事例（⑯ヤングケアラー）<SCの配置形態：単独校配置>

高校生女子C。成年兄姉がやや重篤な精神的不調を抱えている状態で、生徒Cも含めて家族的に彼らの日常的ケアにあたっている家庭環境。生徒Cは、末っ子ということやもともとの感受性の強さもあって、日々母親の苦労を傾聴する”精神的保護者”の役を果たしている状態にある。自身の進路決定という契機もあり、精神的不全を起こしかけていたところで当人の希望もあって面談対応で対処した。担任にも現状をSCから報告し、担任や生徒Cに対して適切な社会資源の情報提供をしつつ、該当生徒の将来的な生き方についての一つの捉え方として、『今・伝えられること』を助言する支援を行なった。必要に応じて卒業までの期間で継続的に関わる方針である。

#### 【事例4】アンガーマネジメントのための活用事例（⑯校内研修）<SCの配置形態：単独校配置>

アンガーマネジメントについての校内研修を行った。研修を通して、怒りの感情は、マイナスなものではなく人間の自然な感情のひとつであり、どうコントロールするかで役に立つこともあれば、役に立たないこともあると学ぶことができた。教職員として怒りをうまくコントロールしていき、児童にも怒りを適切に表現する方法を知らせ、よりよい良好な人間関係を促進できるようにしていくための具体的方法についても学ぶことができた。

#### 【事例5】役割分担の明確化のための活用事例（⑯教職員とSC等の役割分担）

SC等とSC等が配置される学校の教育相談担当教員に、SC等活用事業の事業説明を行うことで、学校とSCの担う業務を明確化している。また、学校では、校内研修、教育プログラムの実施や関係機関との連携についてSCの果たす役割が大きいことから、SC等との業務内容について確認を適宜行っている。

## 【4】成果と今後の課題等

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・令和2年度より教育支援センターへの配置（7箇所）ができたことで、相談体制の充実を図ることができた。
- ・スクールカウンセラーの勤務日や勤務時間が増えた学校では、相談件数も増加し、不登校やいじめ相談をはじめ、児童虐待や学業不振など、児童生徒の相談に幅広く対応することができた。
- ・令和3年度の相談件数は、前年度から約2,000件増加した。相談内容別相談件数では、いじめ問題に係る相談が36%増、教職員との関係に係る相談が30%増となる一方で、貧困に係る相談は56%減、暴力行為に係る相談が40%減、家庭環境に係る相談が14%減、学業に係る相談は10%の減少が見られた。また、教員が対応に苦慮するケースについては、スクールカウンセラーが関わるケースも増えてきている。

### (2) 課題と課題解決に向けた取組

#### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### ＜課題の概要＞

- ・担い手が少ない地域での、スクールカウンセラー等の人材の確保。
- ・経験年数の少ないカウンセラー等に対するフォロー、育成体制の充実。
- ・スクールカウンセラーに準ずる者を中心とする資質向上。

##### ＜課題の原因＞

- ・有資格者の居住地が都市部に多いため、通勤距離が長い地域への配置が難しい。
- ・令和2年度では、令和元年度より9人のスクールカウンセラー等を増員した。  
結果、スクールカウンセラー等としての経験の浅い方が増加してくることとなった。

##### ＜解決に向け実施した取組＞

- ・配置できるSCが不足している地域の市町教育委員会と協力し、幅広く人材の確保に務める。本年度も、その地域は、教員OB等にスクールカウンセラーに準ずる者として配置している。
- ・年度末に、次年度勤務予定のスクールカウンセラーに準ずる者を対象とする研修を実施する。
- ・スクールカウンセラーに準ずる者が参加できる研修の場を設定する。

#### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### ＜課題の概要＞

- ・担い手が少ない地域での、スクールカウンセラー等の人材の確保。
- ・経験年数の少ないカウンセラー等に対するフォロー、育成体制の充実。
- ・スクールカウンセラーに準ずる者を中心とする資質向上。

##### ＜課題の原因＞

- ・有資格者の居住地が都市部に多いため、通勤距離が長い地域への配置が難しい。
- ・小中学校全校配置に向け、毎年10人前後のスクールカウンセラー等を増員してきた結果、スクールカウンセラー等としての経験の浅い方が増加してくることとなった。

##### ＜解決に向けた取組＞

- ・配置できるSCが不足している地域の市町教育委員会と協力し、幅広く人材の確保に務める。その地域は、教員OB等にスクールカウンセラーに準ずる者として配置した。
- ・年度末に、次年度勤務予定のスクールカウンセラーに準ずる者を対象とする研修を実施した。
- ・教員総合研修センターとの連携のもと、スクールカウンセラーに準ずる者が参加できる研修を設定した。

# 福井県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為等の諸問題行動に対応し、児童生徒や保護者との心のケア、教職員への助言等を行うために心理の専門家を配置し、問題行動等の未然防止や初期対応（早期発見・早期解決）、自立支援等を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

#### ○配置について

- ・小中学校の配置について、単独校以外の中学校を拠点校、単独校以外の小学校を対象校とし、全校配置としている。対象校においては、中学校スクールカウンセラーが校区内対象校に対し、定期訪問および要請訪問を実施している。
- ・常駐のスクールカウンセラーを県教育委員会に2名配置し、緊急な事案や困難な事案等に対応できるようとしている。
- ・スーパーバイザーを県教育委員会に3名配置（1名は学校配置SC兼務）し、緊急な事案や困難な事案等に対応できるようにしている。

#### ○任用について

- ・設置要綱に示す資格を有し、スクールカウンセラーとして採用を希望する者は、別に定める手続きにより教育長に申請するものとする。
- ・教育長は、申請者について面接を行い、任用の可否について総合的に判断する。ただし、良好な勤務実績があって再任を希望する者については、面接を省くことがある。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

#### 【配置人数】

小学校	： 124人
中学校	： 78人
高等学校	： 7人
特別支援学校	： 6人
教育委員会等	： 2人

#### 【配置校数】

小学校	： 184校
中学校	： 75校
高等学校	： 28校
特別支援学校	： 11校
教育委員会等	： 1箇所

#### 【資格】

##### （1）スクールカウンセラーについて

- ①公認心理師 16人
- ②臨床心理士 52人（※①②の資格を重複して所持している人は、②の資格者として記載。）
- ③精神科医 0人
- ④大学教授等 1人
- ⑤上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者 0人

##### （2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以

上の経験を有する者	6人
②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者	16人
③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者	0人
④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者	1人

#### 【主な勤務形態】

単独校	15中学校	(週1日・1回3時間)	(週1日・1回4時間)	(週1日・1回5時間)
		(週1日・1回6時間)	(週1日・1回7時間)	(週2日・8時間)
	65小学校	(週1日・1回2時間)	(週1日・1回3時間)	(週1日・1回4時間)
拠点校	59中学校	(週1日・1回2時間)	(週1日・1回3時間)	(週1日・1回4時間)
		(週1日・1回5時間)	(週1日・1回6時間)	(週1日・1回7時間)
		(週2日・8時間)		
	7高等学校	(週1日・1回4時間)	(月2回・1回2時間)	
	1特別支援学校	(月1回・1回3時間)		
対象校	1中学校	(週2日・1回3時間)		
	119小学校	(年間32時間)	(年間36時間)	
	21高等学校	(月2回・1回2時間)		
	10特別支援学校	(月1回・1回3時間)		

#### (4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

##### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

福井県教育委員会が策定した活動方針に関する指針「スクールカウンセラーの効果的な活用について」を、年度初めの教育相談業務担当者研修時に配付し、SCの職務の内容や校内における体制づくり等について職員会議等で情報共有を依頼している。

##### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

SCによる校内研修を職員会議や長期休業時に実施している。また、SCの校内巡回、SCとTTによる授業、給食の時間を教職員と共有することで、生徒理解が進むことはもとより、SCの職務の理解促進にもつながっている。さらに、教育相談通信等により、SCの活動の周知を行っている。

#### (5) オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（・無）

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

### (1) 研修対象

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（辞令交付式時）
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、電話相談員（教育相談業務担当者研修時）

### (2) 研修回数（頻度）

年3回（4月・8月・11月）

### (3) 研修内容

- 業務についての指導・助言
- 教育相談業務関係に精通した大学教授等の講演・講義
- グループ別協議等

### (4) 特に効果のあった研修内容

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・学校の教育相談担当等がグループになり、ロールプレイをして事例検討を行った。各々の立場について考えることができ、より良い連携の在り方について、理解を深めることができた。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有・無）

#### ○活用方法

- ・県内を2地域に分け、それぞれが担当している。
- ・緊急の事案や困難な事案等に対応している。
- ・採用年数の短い（1年目・2年目）スクールカウンセラー等へのスーパービジョンを行っている。
- ・その他、スクールカウンセラーの有効な活用方法等

### (6) 課題

配置の拡大により、若いスクールカウンセラーの数が増えてきており、教育相談技術や保護者とのかかわり方、教職員との連携等、経験豊富なスクールカウンセラーがもつ知識や技術の伝達が必要である。スクールカウンセラー同士の交流の機会や積極的にスーパーバイズを受けられる仕組みを構築したい。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】児童を取り巻く家庭環境の改善のための活用事例（⑥家庭環境（児童虐待、貧困の問題を除く）、⑧心身の健康・保健）<SCの配置形態：単独校配置>

母親がうつ病を患っており、両親の仲が悪く、もやもやしている姉弟の児童。大人の事情に子どもを巻き込まないでほしいということを、SCとのカウンセリングで話した。

SCが、母親と父親とのカウンセリングを継続して行った。児童から聞き取った要望を伝えたことで、両親とも子どもたちへの接し方に、気を付けるようになった。子どもの育て方に夫婦ともに困難を感じているので、関わり方やストレス解消法についてSCが助言した。

2人の児童に関しても、管理職、担任、SC、養護教諭で情報共有を図った。家庭の安定、子どもたちの情緒の安定にもつながっている。

#### 【事例2】児童虐待の疑いのある家庭支援のための活用事例（⑬児童虐待）<SCの配置形態：拠点校配置>

生徒Aは、発達障害をもつ特別支援の生徒であり、虐待の疑いがあるということでSCにつないだ。SCとの面談で、生徒Aは小学2年生の頃から、父母から暴言を言われたり、食事をさせてもらえなかつたりしたことがあると話した。また、中学校に入って、特別支援教室に入ったことで、以前より宿題を提出することができるようになったためか、虐待が改善されていることが分かった。SCの情報を共有し対応を考え、担任、学年主任、母親で話し合いをもち、家庭での様子や養育方法についてじっくり話し合った。懇談後、家庭生活での問題は改善に向かい、生徒Aの表情は明るく、元気に登校している。今後も、教員、SCと連携して、生徒の変化を見逃さないよう経過観察を継続していく必要がある。

#### 【事例3】ヤングケアラー支援のための活用事例（⑯ヤングケアラー）<SCの配置形態：拠点校配置>

7月教育相談アンケートをきっかけに、中学1年生の生徒BとSCが面談を行った。両親の不仲についての相談だったが、面談を継続していくうちに、母親の仕事が忙しく、本人の家事負担が大きいことが明らかになってきた。弟妹を入浴させたり宿題をさせたりしていることに負担感が大きいようだった。面談は、10月に終結したが、ヤングケアラーの疑いがあることを担任に伝え、管理職と情報共有の元、経過観察してもらうことにした。2月の教育相談で、本人が担任に、家事負担が増え学習時間が確保できない等困り感を訴えたので、管理職と相談の上、児童相談所に現状を相談した。

#### 【事例4】ストレスマネジメントのための活用事例（⑰校内プログラム）<SCの配置形態：単独校配置>

4年生を対象に心理教育（アサーション）を行った。自分も相手も大切にできる断り方を学んだ、SCと担任が3つのパターンの断り方を役割を演技して見せ、児童がどう感じて、その場合はどうすればよいのかを考えた。クラスによっては様々な反応や質問があり、児童とSCが一緒になって答えを考えていくことができた。児童からは、これから友達関係に役立てたいという声が聞かれた。

#### 【事例5】児童生徒のストレスチェックのための活用事例（⑲教職員とSC等の役割分担）

#### <SCの配置形態：拠点校配置>

欠席が目立ち始める10月や進路に係るテスト前の10月にストレスチェックを実施した。一人ずつに用紙にて結果をフィードバックした。その際、各生徒のストレス反応（身体・思考・行動）と反応に応じたストレス解消法を記した。全員のストレス度合いを表にし、学年の教員に結果を伝えた。教員間で気がかりな生徒とストレス度合いの高さが相応しており、生徒理解の一助としている。

## 【4】成果と今後の課題等

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

配置校（単独校と拠点校）に対して、年度末に調査研究報告書の提出、および年2回（7月と12月）活用状況調査（スクールカウンセラーへの評価を含む）の提出を依頼している。また、スクールカウンセラーに対し、年2回（7月と12月）自己振り返り調査を実施している。

成果として、学校で行われている定期的な個人面談、グループ面談では、学校生活の不適応の初期発見、児童生徒の変容や人間関係の情報を得ることができ、問題行動等や不登校の未然防止に大いに役立っている。さらに、教育プログラムを積極的に行うことにより、児童生徒がストレスとの向き合い方や、人との接し方を学べる等不登校の原因の一つである、不安感の解消の一助となっている。また、スクールカウンセラーは、専門的な知識をもち合わせており、教職員と異なる視点からのアドバイスがあり、生徒理解や生徒指導において、効果を発揮している。さらにケース会議や専門機関との連携に際し、助言はもとより、各機関を紹介したり、機関同士をつなげたりと重要な役割を担っている。

＜参考＞

相談者数推移（実人数）

	児童・生徒	保護者	教職員	その他	計
29年度	8,366	1,312	5,236	306	15,220
30年度	8,529	1,461	5,933	353	16,276
元年度	8,486	1,623	5,793	360	16,262
2年度	9,806	1,562	5,889	227	17,484

県内の問題行動について【国公私立】

#### ■ 1000人あたりのいじめの認知件数の推移

H29：14.0件 H30：18.7件 R元：17.2件 R2：12.3件（全国39.7件）

#### ■ いじめの解消状況推移

H29：83.1% H30：81.3% R元：85.2% R2：78.3%（全国77.4%）

#### ■ 1000人あたりの不登校児童生徒の推移（小中のみ）

H29：11.7人 H30：11.6人 R元：13.3人 R2：14.0人（全国20.5人）

※平成28年度～令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

### (2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

#### ＜課題の概要＞

- ・コロナに関する相談が加わり相談件数が増加傾向にある中での、スクールカウンセラーの効果的な活用
- ・問題を抱える児童生徒や家庭に対してケース会議を継続的に開催しての支援

#### ＜課題の原因＞

- ・コロナ禍における学校生活で、漠然とした不安を感じる、無気力になる、集団生活に適応できない、という児童生徒ができている。
- ・スクールカウンセラーの面談を調整する段階で、配置時間がほとんど埋まってしまい、急な面談やケース会議の時間の捻出が困難

#### ＜解決に向け実施した取組＞

- ・児童生徒が気軽に相談できるように、全員面談、スクールカウンセラーの学級訪問等、スクールカウンセラーと触れ合う機会の充実

- ・全教職員がスクールカウンセラーの役割、活用の仕方について共有するなど、各学校における教育相談体制の充実

## ②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

### ＜課題の概要＞

- ・児童生徒や保護者がSCに気軽に相談できていない現状がある。
- ・チーム学校としてのSC

### ＜課題の原因＞

- ・児童生徒や保護者の中には、「カウンセリング＝精神的な疾患」ととらえている場合がある。
- ・教員とSC双方によるチーム学校としての役割の確認、共通理解の不足

### ＜解決に向けた取組＞

- ・学校の広報だよりを活用し、SCを紹介したり、カウンセリングの効用について理解を深めたりする。  
また、教育相談に関する心のハードルを下げたり、理解を促すために、定期的に「教育相談ウィーク」等を設定する。
- ・年度初めの職員会議等で、教育相談体制についてSCを交えて共通理解の場を設定する。
- ・全員面談や教育プログラム等、気がかりな児童生徒の早期発見にSCを活用する。

# 山梨県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図り、もって教員の資質能力の向上に資することを目的としている。

### （2）配置・採用計画上の工夫

令和3年度は、全公立小学校（166校）、全公立中学校（80校）並びに県立高等学校（12校）に配置した。可能な限り、中学校区単位で同一のスクールカウンセラーを配置することで、義務教育9年間を見通した支援ができるよう体制を整えた。特に、不登校児童生徒数が多い中学校区のうち、12学級以上的小学校には重点的に小中連携配置を行い、専門的な知見からのアセスメント及び対応が図られるよう工夫した。

また、スクールカウンセラーは、配置された当該校を担当するほか、地域や学校の実情により、当該校の校長の指示により複数の学校を担当することができるようしている。

さらに、令和2年度より、総合教育センターに指導的なスクールカウンセラーを配置した。児童生徒への相談や支援員への指導等のための定期的な訪問の他、学校配置スクールカウンセラーのみでは対応が困難な、長期不登校児童生徒への対応ができるよう体制を整備している。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

小学校	配置人数 67人（うち準ずる者6人）	配置校 166校	1日 2～4時間×35週
中学校	配置人数 60人（うち準ずる者5人）	配置校 80校	1日 4～8時間×35週
高校	配置人数 9人（うち準ずる者6人）	配置校 12校	1日 4時間×35週
①公認心理師	9人	②臨床心理士	14人
③精神科医	0人	④大学教授	2人
①②	45人	①④	1人
⑤大学院修了	1人	⑥大学・短大卒	5人
⑦医師	0人	⑧その他で地方公共団体が認めた者	6人

### （4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ○ガイドラインの作成（・無）

##### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

平成19年にガイドラインを策定し、その都度、必要に応じて改訂を行ってきた。また令和2年度には、小学校への全校配置に合わせ、職能団体である臨床心理士会からの助言をいただきながら大幅な改訂を行った。

##### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

管理職を対象とした研修会において、事業説明を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用目的や意義、違い等についてガイドラインをもとに説明を行った。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

#### ○オンラインカウンセリングの実施（・無）

対面によるカウンセリングを原則とするが、感染症の蔓延等により対面でのカウンセリングが困難である場合は、個別でオンラインによる対応も可能とする。現段階では、オンラインカウンセリングを広く周知することはせず、あくまでも個別の対応にとどめる。令和3年度においては、数例だが、実施したとの報告を受けた。

令和4年度より総合教育センター内に設置した相談支援センターでは、オンラインによる教育相談を行うこととしており、パンフレットにもその旨を記載して周知している。

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

### (1) 研修対象

スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者  
教育相談担当教員

### (2) 研修回数（頻度）

年3回（5月・9月・1月）

5月：配信動画の視聴  
9月：収集及びオンラインによる併用開催  
1月：収集及びオンラインによる併用開催

### (3) 研修内容

5月：事業概要、勤務について、ガイドライン、児童生徒を取り巻く状況  
9月：「愛着障害」、情報交換  
1月：「いじめ防止対策推進法」、情報交換

### (4) 特に効果のあった研修内容

「いじめ防止対策推進法」  
法に定める「いじめ」と「重大事態」の定義、学校における「いじめ」と「重大事態」に対する措置と姿勢、スクールカウンセラーが調査委員会から調査協力を求められたときに留意することについて、学習と協議を行った。法に沿った対応が求められる中で、スクールカウンセラーの役割や立ち位置は重要であり、児童生徒や保護者等への対応をするにあたり、チーム学校の一員であることを念頭に置くことを全体で再確認することができた。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

スーパーバイザーは設置していないが、総合教育センターに指導的なスクールカウンセラーを配置し、スクールカウンセラーの抱えているケースについての相談に対応した。

### (6) 課題

ヤングケアラーの問題や家庭の就労状況、感染症対策によるコミュニケーションの在り方、ゲーム・インターネット依存等、児童生徒の置かれている状況が刻々と変化しているため、これまでの考え方方にこだわらず、大学や職能団体と連携し、多角的な視点からの児童生徒理解、保護者対応等が求められる。

本県は、東京都や神奈川県から通勤するスクールカウンセラーもいるため、カウンセラ一人の状況及び地域の状況を十分に考慮した上で、柔軟な勤務ができるよう配慮する必要があった。また、オンラインカウンセリングを試みているが、ソフトの安全性等について検証が求められる。

新型コロナウィルス感染症対策により、収集による研修会の実施が困難であるため、動画視聴やZoom等によるオンライン研修を試みた。90%以上の参加者から、高い満足度が得られた一方で、インターネット環境や操作技能等の違いにより、十分な研修とならなかったという意見もいただいている。今後は、開催者並びに参加者相互の機器操作やオンラインミーティングソフトの利用頻度を高くしていく必要がある。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】不登校のための活用事例（①⑨）<単独校配置>

女子生徒Aは一人っ子で、小学生の頃から不登校傾向であった。中学生になり間もない時期は教室でクラスメイトと一緒に生活していたが、しばらくして不登校となり、そのまま卒業を迎えた。小学校ではスクールカウンセラーとのつながりがほとんどなかったが、中学校で新たなスクールカウンセラーと出会い、相性も良かったせいか、定期的に面談をするようになった。担任は毎年替わったが、スクールカウンセラーは継続した配置をすることができ、Aと長期的な面談を行うことができた。登校復帰することはできなかったが、各担任や学年職員等と情報共有し、希望する進路の実現に向けて、放課後を中心に学習や面接練習等を行い、多くの教職員が関わり支援にあたることができた。

#### 【事例2】児童虐待のための活用事例（⑬）<拠点校配置>

女子生徒Bには年の離れた姉と兄が3人いた。また小学校からネグレクト傾向の家庭であるとの申し送りがあり、すでにケース会議が開かれていた。中学校に入学後も大きな改善が見られなかつたため、ケース会議にスクールカウンセラーも参加し、Bから家庭の状況を聞き取ってもらうことになった。兄は県外で一人暮らしをして専門学校に通っていたため、姉からの支援を期待したが、聞き取りの状況からそれも困難な家庭環境であることが分かった。結果的にはスクールソーシャルワーカーに関わってもらい、児童相談所で一時保護となつたが、スクールカウンセラーとは素直に話ができる良い関係であった。

#### 【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（⑯）<拠点校配置>

事故の後遺症による障害のある母親をもつ中学生の姉Cと小学生の弟Dに対して、スクールカウンセラーが困り感や悩みを聞き取った。中学校区で同一のスクールカウンセラーを配置していたので、カウンセリングで話したことをCもDも家庭内で話しており、授業参観等で来校した際には感謝の思いを伝えていた。C、Dともに心優しい性格で、父とともに家族ぐるみで母を支えて生活する温かい家庭であった。そんなこともあり、担任には話さない悩みをスクールカウンセラーには話しており、貴重な情報を得ることができた。

#### 【事例4】SOSの出し方教育に関する活用事例（⑰）<単独校配置>

夏季休業中の校内研修において、SOSの出し方に関する研修を教職員向けに実施した。

児童生徒の実態として、人間関係が希薄になっていることを踏まえて、エンカウンターを用いた人間関係づくりを取り入れながら、SOSの出し方に関するスキルと受け取る側のスキルの習得を目的に、教職員が授業で実践できる内容として研修を行つた。

その後、教職員が、SOSの出し方に関する教育の授業実践及び日頃のエンカウンターへの取り組みにより、親和的な集団づくりが促されるとともに、場面に応じたSOSの出し方に関するスキルと受け取る側のスキルの幅が広がっている。

拠点校や近隣の対象校においても実践が広まりつつある。

#### 【事例5】教職員とSC等の役割分担のための活用事例（⑲）<拠点校配置>

年度初めの職員会議の際に、教職員とスクールカウンセラーのそれぞれの業務分担について確認がなされた。教育相談担当はいくつかの事例を挙げ、お互いが手を引くことでこぼれ落ちる子を生まないよう、かつ、お互いの役割が明確になるよう、補足で説明をした。スクールカウンセラー本人にも管理職から伝えて理解を得て、コンサルテーションの時間を有効に活用することで相互に情報を提供し合い、業務の改善を図っている。

## 【4】成果と今後の課題等

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

#### ・スクールカウンセラーへの相談状況（件）

年度	H29	H30	R1	R2	R3
相談件数	15,384	16,176	17,355	19,272	20,002

児童生徒数は年々減少しているが、相談件数は年々増加している。スクールカウンセラーが学校に定着していることと併せて、悩みを抱える児童生徒や保護者も増加していることが要因として考えられる。

#### ・不登校児童生徒へのスクールカウンセラーによる支援状況

年度	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	99	124	128	168	190
中学校	337	307	403	434	420

令和2年度よりスクールカウンセラーを全公立小・中学校へ配置したことにより、スクールカウンセラへの相談を行った不登校児童生徒数が増加している。小学校で増加、中学校で高止まりとなった。

### (2) 課題と課題解決に向けた取組

#### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### ＜課題の概要＞

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策による児童生徒の置かれている状況について、いじめの状況や不登校等の実態の把握が必要である。
- ・ スクールカウンセラーが公立小・中学校に全校配置され、配置拡充がされている。今後は、より効果的な活用を行うため組織マネジメントの視点にたった教育相談体制を整える必要がある。

##### ＜課題の原因＞

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策により、児童生徒のコミュニケーションのあり方、ワクチン接種の状況や家庭の就労状況も異なり、差別や偏見、いじめ等の態様が変化していることが考えられる。また、ヤングケアラーの問題も新たに浮上している。
- ・ 心理職がもつ専門性を学校の教職員が理解するとともに、学校の文化や制度をスクールカウンセラーが理解することが必要である。

##### ＜解決に向け実施した取組＞

- ・ 各種調査の結果から読み取れる児童生徒の状況を、スクールカウンセラーに周知した。
- ・ スクールカウンセラーと学校の連携における好事例を取り上げ、研究協議を行った。

#### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### ＜課題の概要＞

- ・ スクールカウンセラーのスキルアップと人材確保。
- ・ 教職員とスクールカウンセラーの相互理解。

##### ＜課題の原因＞

- ・ スクールカウンセラーが職として安定しない労働環境であること。
- ・ 教職員とスクールカウンセラーが相互理解をする機会が少ないこと。

##### ＜解決に向けた取組＞

- ・ 公務員としての側面に対して理解が得られるよう、会計年度任用職員の制度についての研修を行う。
- ・ 職能団体との打ち合わせを定期的に行い、スクールカウンセラーが抱える課題や任用上の問題、研修内容のニーズについて共有し、研修に取り入れる。
- ・ 配信動画の視聴による研修をスクールカウンセラーと教職員が一緒に視聴し、相談体制の構築に向けて共通理解を得られるようにする。

# 長野県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒が安心して学校生活を送り、学習に取り組めるよう、児童生徒の悩みに適切且つ迅速に対応できるスクールカウンセラー（公認心理師・臨床心理士等）を配置し、学校内における相談体制の充実を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

#### ○配置及び派遣により、県内全ての公立学校に対応

- ・全ての市町村立小・中・義務教育学校（小学校 351 校、中学校 183 校、義務教育学校 3 校）にスクールカウンセラーを配置した。
- ・全ての県立高等学校（82 校）および特別支援学校（18 校）に学校からの要請に基づきスクールカウンセラーを派遣するため、教育事務所に（東信 18 名、南信 34 名、中信 24 名、北信 29 名）スクールカウンセラーを配置した。

#### ○学校規模、児童生徒数、生徒指導上の課題等と S C の希望も考慮し各校の配置時間を決定

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

#### ○配置人数

- ・小学校 : 88 人
- ・中学校 : 89 人
- ・義務教育学校 : 3 人
- ・高等学校 : 70 人（教育事務所配置の高等学校担当スクールカウンセラー数）
- ・特別支援学校 : 学校からの要請により教育事務所から派遣
- ・教育委員会等 : 1 人（県総合教育センター）

#### ○配置校数

- ・小学校 : 351 校
- ・中学校 : 183 校
- ・義務教育学校 : 3 校
- ・高等学校 : 82 校（教育事務所からの派遣対応）
- ・特別支援学校 : 18 校（教育事務所からの派遣対応）
- ・教育委員会等 : 1 箇所（県総合教育センター）

#### ○資格

##### （ア）スクールカウンセラーについて

- ① 公認心理師（⑤から⑧の者を除く） 27 人
- ② 臨床心理士（⑤から⑧の者を除く） 13 人
- ③ 精神科医（⑤から⑧の者を除く） 0 人
- ④ 大学教授等（⑤から⑧の者を除く） 0 人
- ⑤ ①② 2 つに該当する者 44 人
- ⑥ ①④ 2 つに該当する者 0 人
- ⑦ ②④ 2 つに該当する者 1 人
- ⑧ ①②④ 3 つに該当する者 4 人 計 89 人

(イ) スクールカウンセラーに準ずる者について

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 (④の者をを除く) 2人
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 (④の者をを除く) 14人
- ③ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ④ ①② 2つに該当する者 0人

計 16人

○主な配置形態について

- ・ 小学校 (週1回・各1時間)
- ・ 中学校 (週1回・各3時間)
- ・ 義務教育学校 (週1回・各4時間)
- ・ 高等学校 (週1回・各3時間)
- ・ 特別支援学校 (週1回・各1時間)
- ・ 教育委員会等 (週2回・各3時間)

○勤務形態

- ・すべての県スクールカウンセラー（スクールカウンセラー、スクールカウンセラーに準ずる者）は会計年度任用職員
- ・県スクールカウンセラーの令和3年度年間配当時間は1人あたり平均378時間
- ・県スクールカウンセラーと担当校で打ち合わせを行い、勤務日及び勤務時間を決定

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有）

○ガイドラインの内容、周知方法

- ・活動方針等に関する指針として「県スクールカウンセラー事業の実施の手引き」を作成し、すべての配置校、派遣校に送付した。
- ・例年4月の教育相談関係者連絡会議において、「県スクールカウンセラー実施の手引き」を資料として、すべての公立中学校・高等学校の教育相談担当者とスクールカウンセラーに対して説明を行っている。令和3年度は新型コロナウィルス感染症対策のため、スクールカウンセラーのみを参考し、同会議を実施。各学校担当者には、手引き等資料を郵送し、周知を図った。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・スクールカウンセラー事業クイックマニュアル（学校がスクールカウンセラーをスムーズに活用するための手引き）を発出し、スクールカウンセラーの効果的活用について周知を図った。

(5) オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有）

- ・R3年度実績：実施校 46校 実施回数（のべ）136回

→オンラインカウンセリングは、実施校から、臨時休業等の対応に限らず、引きこもりや学校に来られない生徒へのカウンセリングの方法として効果があるとの報告

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

### (1) 研修対象

長野県スクールカウンセラー

### (2) 研修回数（頻度）

・教育相談関係者連絡会議	(年1回・4地区開催)	全員参加
・S CとS S Wとの合同研修会（連携に係わる事例検討会）	(年1回・4地区開催)	全員参加
・いじめ・不登校地域支援事業「地区推進会議」	(年2回・4地区開催)	希望参加
*新型コロナウィルス感染症対策のため、開催地区の状況により収集かオンラインで実施。		
・いじめ・不登校地域支援事業「全県研修会」	(年2回開催)	希望参加
*新型コロナウィルス感染症対策のため、2回ともオンラインで実施。		
・自殺予防に関する教員研修会	(年1回・2地区開催)	希望参加
*新型コロナウィルス感染症対策のため、1地区・オンラインで実施。		

### (3) 研修内容

#### ○教育相談関係者連絡会議（4月）

- ・県スクールカウンセラー及び各校教育相談担当者が参加し、事業説明を行う。

#### ○スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーとの合同研修会（11月、12月）

- ・スクールカウンセラーの任務の確認及びスクールソーシャルワーカーとの協働体制構築を図る。
- ・事例研究を通して支援の質の向上を図る。

#### ○いじめ・不登校地域支援事業「地区推進会議」（5月、10月）

- ・教育相談体制の充実に係わる県の施策及び本県における生徒指導の現状と課題についての確認。
- ・いじめや不登校の防止、早期発見、早期対応に係わる研修を実施。

#### ○いじめ・不登校地域支援事業「全県研修会」（7月、11月）

- ・いじめや不登校の防止、早期発見、早期対応に係わる研修を実施。

#### ○自殺予防に関する教員研修会（7月）

- ・自殺予防に資する取組を、教員の指導力向上を目的として実施。

### (4) 特に効果のあった研修内容

- ・S CとS S Wとの合同研修会（連携に係わる事例検討会 同地区で開催）を令和2年度から実施。互いの連携経験が少ないことが課題であったが、合同研修を行うことで、協力体制の構築が図られている。効果として、それぞれの特性を生かした支援に繋げることで、学校の負担減や児童生徒の支援にさらに結びついている。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

#### ○S Vの設置（無）

### (6) 課題

- ・支援の質の向上
- ・スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの連携の促進

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】不登校のための活用事例（①不登校）<教育委員会等配置>

##### ○家族構成

- ・A（高校1年男子）、父、母、兄

##### ○概要

- ・Aは入学後しばらくしてから、朝遅れて登校はするが教室に入れない日が続き、空き教室等で自学自習することが多くなった。
- ・中学校では、3年次のほとんどを中間教室で過ごした。
- ・Aは入学した学科を希望しておらず、他校への転学を考えている。家族の反対もあり、今後の進路に関する家族との考え方の相違も本人を悩ませている。

##### ○対応と成果

- ・特別支援教育コーディネーターは、生徒の状況、家族の様子について多くの情報を集め、必要な対応をコーディネートした。
- ・スクールカウンセラーは、Aと母親のカウンセリングを実施した
- ・本人は、カウンセリングが、自分の過去を振り返り、今後どのような学校生活を送りたいのか考えを整理するきっかけとなつた。
- ・母親は、カウンセリングをとおして、Aの苦しい胸の内を次第に理解するようになっていった。家庭内でAの不登校を責める言動があることに気付き、Aのありのままの状況を受け入れるように努めた。
- ・カウンセリングを継続することで、家族納得の上で転学することになった。本校継続には至らなかったが、顔色も以前より良くなり、家庭の状況も改善の方向に向かっているとスクールカウンセラーより報告があった。

#### 【事例2】児童虐待のための活用事例（⑬児童虐待）<教育委員会等配置>

##### ○家族構成

- ・A（高校2年）、父、母、弟（小学生）

##### ○概要

- ・Aが保健室に来室。養護教諭が事情を確認したところ、父親からの暴力を確認した。
- ・高校1年次より、父親の酒量が増え、両親のけんかが増えている。
- ・学校は児童相談所に通告し、A及び弟は親戚宅に避難した。
- ・父親は警察で事情聴取になり、事実を確認し、警察から指導を受けた。

##### ○対応と成果

- ・スクールカウンセラーは、本人の状態の確認や心のケアをはかり、並行して、児童相談所・市は本人と面談を行った。父親は、関係機関で、酒量の制限を図ることになった。
- ・スクールカウンセラーは、母親の心のケアや、夫との関わり方等、母親の支援を実施した。母親は、自らの思いを話すことでの、前向きな気持ちになっていった。
- ・担任は、スクールカウンセラーから、Aがフラッシュバック等の症状が出たときの関わり方等、助言を受けた。
- ・父親は、今までのことを深く反省し、Aや弟との関係を改善できるよう努力している。
- ・Aは、父親の変化に対して疑念があるため、父親と一定の距離を保っているが、安心して家で生活できるようになった。
- ・スクールカウンセラーは、定期的に面談をおこない、本人の状態の確認をおこなっている。また、学校は、弟が在学している小学校とも連携し、状態の確認をおこなっている。

#### 【事例3】性的な被害のための活用事例（⑮性的な被害）<教育委員会等配置>

##### ○家族構成等

- ・A（高1女子）、母、兄。母はネグレクト傾向。
- ・Aは、場面緘默と中学校から申し送りあり。

## ○概要

- ・Aがクラス男子への嫌悪感等を担任に相談。担任がSCによるカウンセリングを勧める。

## ○対応と成果

- ・スクールカウンセラーは、定期的にカウンセリングを実施した。徐々に、友人関係、家庭環境、本人の抱えている不安等が表出し、スクールカウンセラーはAが抱えている悩みを軽減できるよう対応した。
- ・スクールカウンセラーは、カウンセリングで兄からの性的被害(詳細不明)と、家庭で頼れる人がいないことから、家庭環境で不安を抱えている訴えを受け、Aの支援会議で情報共有を行った。性被害については、小さく頷くだけで言葉としては伝えられずにいる。
- ・Aは数回のカウンセリングを経て、男性は怖いという言葉を口にする。スクールカウンセラーは、嫌なことは嫌だと助けを求めていいことを伝え、いつでも相談し助けを求められることを伝えた。
- ・学校は、養護教諭を中心として、校内で安心して相談し助けを求められるよう体制を準備した。
- ・家庭環境について、学校はSSWと連携。SSWは関係機関とともに、家庭支援に入る。並行して、スクールカウンセラーは母親と面談を行い、Aの思いを伝え、Aとの関わり方について助言した。
- ・スクールカウンセラーは、Aへの支援を継続して対応した。性被害については、その後Aから訴えはない。すぐに相談できる場所が学校にあることで安心感があると、Aから話があった。

## 【事例4】教育プログラムのための活用事例（⑩教育プログラム）<教育委員会等配置>

### ○スクールカウンセラーはファシリテーターとしてグループに入り、1年次対象にクラス単位で実施

#### （1）目的

- ・互いに相手の気持ちを思いやり前向きに学び合う仲間作りを育てる

#### （2）内容

- ・明るい挨拶の習慣がなぜ人間関係に大事なのか理解し、実践しようとする意欲の醸成
- ・互いの話を聞く姿勢づくり
- ・アサーショントレーニング

#### （3）成果

- ・入学時にプログラムを実施することで、今後の学級づくりのアセスメントとして有効であった。
- ・仲間や、教職員へ、困ったときや悩んだときに実際に相談する抵抗感を軽減できた。
- ・「挨拶は大事」や「今日学んだ話の聴き方を実践していきたい」等、生徒の感想は良好であった。
- ・アサーショントレーニングでは、「自分の気持ちを我慢しない、相手の意見を攻撃的に否定しない」というスタンスで、自分の意に沿わない提案に対してどう断ればいいのか、互いにアイディアを出し合い、グループで考えた様々な断り方を発表した。自己尊重のコミュニケーションのスタートになった。

## 【事例5】教職員とSC等の役割分担のための活用事例（⑪教職員とSC等の役割分担）<教育委員会等配置>

スクールカウンセラーの常駐日に相談係会を設け、情報共有等のコンサルテーションを行っている。対応に悩む事例へ助言やスクールカウンセラーに多くの生徒と関わってもらうことで、教職員も安心して様々な悩みを抱えた生徒の対応ができるようになってきた。

### （1）教育相談体制について（支援会議等）

#### ○配置時間等

- ・年間200時間、最低月2回は終日スクールカウンセラーが常駐できる体制を構築  
→常駐日には、入り口に相談したい生徒が、あらかじめ「○」をつけられるよう予定表が掲示されており、空き時間を確認しながら、「学校を通さずに」自由に相談できる体制を整えている。必要な時に来室希望を出す生徒が、定期的なカウンセリングに繋がり、支援会議等で、迅速な対応ができた事例が報告されている。
- ・カウンセリングルームを設置し、スクールカウンセラーが不在の際は、教員が常駐できるような体制をつくっている（教育相談担当教員が常駐）。

## ○支援会議等

- ・支援会議では、教育相談担当教員を中心に、対応をコーディネート。必要があればスクールカウンセラーや関係機関等につなぐ対応を行っている。
- ・困難事例（虐待やL G B T等）の児童生徒の悩みに対応できるよう、教育相談担当教員とスクールカウンセラーが相談しながら、係会等で対応等を共有・検討している。

## （2）教職員の負担軽減に資するチーム学校としての取組

- ・学校長は、集団守秘の意識の徹底を職員会等でその都度周知している。
- ・情報共有の共通理解を図っている（教育相談担当教員から担任、養護教諭等へ）。また、困難な事例は職員会議で取り上げ、職員全体の周知の元、見守りや情報交換等が共通理解の元で行われるよう取組んでいる。

## （3）成果

- ・集団守秘の徹底が図られていることで、今後の生徒指導に必要な情報が的確に共有され、相談体制が効率的に運営されている。
- ・上記のような教育相談体制を構築することで、「何かあつたら相談したいと思える雰囲気」が校内にできている。

## 【4】成果と今後の課題等

### （1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・限られた時間の中で、児童生徒、保護者、教職員へのカウンセリングをバランスよく実施
- ・学校からは、教職員との情報共有や支援に関わるコンサルテーションを丁寧に行うことによる効果が報告されている
- ・スクールカウンセラーがチーム学校の一員であるという意識の浸透が進んでおり、学年会・職員会へ参加し、教員に対して専門的立場からの助言を積極的に行っている。
- ・心の問題に関わる相談件数は年々増加（R 2年度比 1.1倍）
- ・児童生徒の相談者数（のべ人数）は年々増加。特に、小学校の相談者数は年々増加している。

（児童生徒相談者数： R 1：16,992 人→R 2：17,531 人→R 3：18,201 人）

（小学校 相談者数： R 1：12,158 人→R 2：12,790 人→R 3：13,144 人）

- ・コロナ禍においても継続的に児童生徒の心のケアが行われるよう、対面だけではなく電話やインターネットを用いたカウンセリングも可能とし、実施した。

### （2）課題と課題解決に向けた取組

#### ①昨年度（令和二年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### ＜課題の概要＞

- ・S Cの計画的任用
- ・S Cを活用した「予防的な取組」、「早期発見の取組」、「S O Sの出し方に関する教育」の推進

##### ＜課題の原因＞

- ・県内における公認心理師、臨床心理士の人材不足
- ・コロナ禍において不登校等、不安定な子どもの状況が増加している。

##### ＜解決に向けた取組＞

- ・平成30年度、元年度で「予防的な取組」、「早期発見の取組」、「S O Sの出し方に関する教育」の推進を県内5校でモデル実施した。成果として、モデル実施校では新規不登校者が減少し、新規不登校発生防止に効果が見られた。令和2年度以降は全公立小中学校で取組の実施を推進。（R 3実施率 小学校4.5[%]、中学校26.9[%]、高等学校[14.6%]）
- ・年に2回、県心理士協会との懇談の場を設け、スクールカウンセラー事業への協力について共通理解を図る。
- ・公認心理師養成コースを設置している2大学から学生実習を受け入れ、スクールカウンセラーの必要性ややりがいについて講義。

## ②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

### ＜課題の概要＞

- ・SCの支援の質の向上
- ・SCの計画的任用

### ＜課題の原因＞

- ・SCへの助言・バックアップサポートを行うスーパーバイザーの設置がない
- ・県内における公認心理師、臨床心理士の人材不足

### ＜解決に向けた取組＞

- ・令和2年度からSCとSSWの合同研修会を計画。同地区のSSWと事例検討を行うことで、連携体制の構築を図り、専門的資質の向上を目指した。
- ・年に2回、県心理士協会との懇談の場を設け、スクールカウンセラー事業への協力やSCの専門的資質の向上（研修体制の見直しやSCへの助言・バックアップサポートを行うスーパーバイザーの設置等）等、意見交換を行っている。

# 岐阜県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校やいじめ、暴力行為等の生徒指導上の問題への対応にあたっては、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図るとともに、生徒指導上の問題への早期発見・早期対応、未然防止の取組を行うことで、学校における教育相談体制の充実を図る。（岐阜県スクールカウンセラー事業実施要項より）

### （2）配置・採用計画上の工夫

#### ■小・中学校配置について

- ・県内全中学校を拠点校として、各中学校区にスクールカウンセラーを配置し、校区の全ての小学校を対象校とした。
- ・問題行動等の発生件数や別室登校の児童生徒数を踏まえ、100中学校区にスクールカウンセラーに準ずる者（以下スクール相談員）を配置した。
- ・令和2年度より問題行動等の多い22中学校区にスクールカウンセラー及びスクール相談員を常駐的配置とした。
- ・令和元年度より、全小学校に年間2回12時間の配置拡充し、SCの「顔の見える紹介」と「人間関係形成の集団指導」を進めた。令和3年度にはSCを活用した生徒向けの「SOSの出し方に関する教育」に係る予算を計上し、不登校などの児童生徒が抱える諸課題への未然防止、早期支援につなげている。
- ・市町村教育委員会の指導のもと、校区の小・中学校が相談して活用計画を立て、全ての学校においてスクールカウンセラー等が活用されるようにしている。

#### ■公立高等学校・特別支援学校配置について

- ・1回2時間を原則とし、月1回～3回、全ての公立高等学校及び特別支援学校へスクールカウンセラーを配置した。
- ・入試について県外募集を実施している18校に対して、通常配置に加えて年9回配置した。
- ・配置回数にはSCを活用した校内研修1回の実施を含む。

#### ■教育委員会等配置について

- ・1回4時間を原則とし、週5日配置した。
- ・岐阜県教育支援センター「Gープレイス」に配置した。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

#### ■配置人数

##### 〔スクールカウンセラー〕

中学校区	：	121人（義務教育学校含む）
高等学校	：	42人
特別支援学校	：	17人
教育委員会等	：	4人
SV専任	：	4人

##### 〔スクール相談員〕

中学校区	：	74人
高等学校	：	19人

#### ■資格

##### 〔スクールカウンセラー〕

- ① 公認心理師 103人
- ② 臨床心理士 110人
- ③ 大学教授等 8人

### [スクール相談員]

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 14人 (①②に該当する者は①とする。)
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について5年以上の経験を有する者 67人

### ■配置校数

- 小学校 : 359校
- 中学校 : 175校うち100校にスクール相談員を配置 (拠点校配置)
- 義務教育学校 : 2校
- 高等学校 : 66校 (単独校配置) うち16校にスクール相談員を配置
- 特別支援学校 : 22校 (単独校配置)
- 教育委員会等 : 2箇所

### ■主な勤務形態・配置形態について

#### 【小・中・義務教育学校】

学校規模、教育相談ニーズ等に応じて5段階の配置

	[スクールカウンセラー]	[スクール相談員]
A配置 (22校区)	1回3時間週5回	1回3時間週5回
B配置 (39校区)	1回6時間週1.5回	1回6時間週1回
C配置 (38校区)	1回6時間週1回	1回6時間週1回
D配置 (33校区)	1回6時間週1回	
E配置 (43校区)	1回6時間週0.5回	

#### 【高等学校】勤務時間 : 1回2時間

学校規模、教育相談ニーズに応じて3段階の配置

年間28回	・	・	・	9校
年間19回	・	・	・	26校
年間10回	・	・	・	31校

#### 【特別支援学校】勤務時間 : 1回2時間

年間10回

#### 【教育委員会等】勤務時間 : 1回4時間

教育事務所 年間35回 総合教育センター 週5回

### (4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（ 有  無）

○ガイドラインの内容、周知方法

- ・年度当初の研修会等において、教育相談担当者、スクールカウンセラー等及びスクールソーシャルワーカーへ「SC、S相及びSSW活用ハンドブック～SC等やSSWの連携による教育相談体制の充実を図るために～」について情報提供をした。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・SC等連絡協議会において、各校の教育相談担当者に対して、事業概要や重点施策に係る説明会を実施。
- ・教職員対象経年研修「教育相談」の講座において、教育相談体制の充実に向けてSC及びSSW専門スタッフの参画について周知。
- ・高校、特別支援学校担当者会議において、SC、SSWの活用を促進。

## (5) オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

- ・オンラインカウンセリングについては岐阜県スクールカウンセラー・スーパーバイザーとも協議し1対1のカウンセリングの保障ができないことや表情の見えづらさがあることから実施していない。

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

### (1) 研修対象

- ①スクールカウンセラー等連絡協議会
  - ・各小・中・義務教育学校 教育相談担当者
  - ・スクールカウンセラー、スクール相談員
- ②スーパーバイザーによる個人面接と訪問指導
  - ・スクールカウンセラー

### (2) 研修回数（頻度）

- ①県内6教育事務所において年間2回（4月～5月と8月）開催した。新型コロナ感染症対策のためWeb（オンライン）にて実施。
- ②個人面接を、スクールカウンセラーとしての勤務3年未満の者は年2回、3年以上の者は年1回実施。訪問指導は本人又は学校、スーパーバイザーの希望により年2回（1～2時間/1回）実施。

### (3) 研修内容

- ①スクールカウンセラー等連絡協議会
  - ・スクールカウンセラー等活用事業の概要と事務手続きについて
  - ・教育相談担当者、スクールカウンセラー、スクール相談員の役割と心構えについて
  - ・各教育事務所管内の不登校の現状と課題
  - ・大学教授による講話
  - ・各中学校区別連絡会
- ②スクールカウンセラー個別研修
  - ・児童生徒理解の在り方
  - ・教職員への支援・助言の在り方
  - ・児童生徒、保護者への教育相談の手法
  - ・その他教育相談に関して必要と認められるもの

### (4) 特に効果のあった研修内容

- ・スーパーバイザーによる個人面接では、スクールカウンセラーの見立ての妥当性等について示唆を受けることができた。特に、経験の浅いスクールカウンセラーにとっては、スーパーバイザーからの指導・助言が有効であり、カウンセラー業務で生かすことができた。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置（有・無） 6教育事務所に7名配置

### ○活用方法

- ①スクールカウンセラーに対する指導・助言
  - [活用の場] スクールカウンセラー等連絡協議会、スクールカウンセラーへの個別研修
- ②県内の活動状況のとりまとめ、事業の方向性等についての検討
  - [活用の場] スクールカウンセラーS V連絡協議会（年2回開催）
- ③児童生徒の抱える課題解決を図るために必要と認められること
  - [活用の場] 教育事務所や市町村（組合）教育委員会、学校等の主催する教育相談に関する研修
  - 学校でのコンサルテーション等

### (6) 課題

- ・スクールカウンセラー等の配置拡充に伴い、新規スクールカウンセラー等が増加しており、県内のスクールカウンセラー等の力量に差があることは否めない。スクールカウンセラー等の専門性の向上に

資する研修について検討する必要がある。

- ・スクールカウンセラー等に求められる学校現場のニーズに応じた研修内容を検討し、S C等連絡協議会において研修を企画する必要がある。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】不登校のための活用事例（①不登校）<拠点校配置>

- ・不登校児童の母親へのカウンセリングを定期的に行うことができ、家庭を支えることができた。また、S Cの助言により、学校としてどのように接していくとよいかなど適切に対応することができた。引きこもっていた児童が、S Cとのカウンセリング後には、適応指導教室に通うことができるようになった。
- ・両親共に障がいのあるご家庭で、不登校傾向となった中学1年の生徒について、S C、S SW共にかかわって、該当市の児童福祉課とのネットワーク会議が開かれ、家族全体の支援につなげることができた。
- ・母親と死別した姉弟やその父親のカウンセリングを丁寧に実施し、一時的に学校に来ることができなくなった姉について、父親と連携して支援することで、以前のように登校できるようになった。

#### 【事例2】⑬児童虐待 ⑭貧困の問題について記載できる具体事例はない。

#### 【事例3】⑮性的な被害 ⑯ヤングケアラーについて記載できる具体事例はない。

#### 【事例4】教育相談体制の充実のための活用事例（⑰校内研修 ⑱教育プログラム）<拠点校配置>

- ・「Q Uの活用や学級集団づくり」「発達障がい傾向のある児童生徒に寄り添う教育相談」「ストレスマネジメント」「予防教育に関する研修会」など、スクールカウンセラーを講師として、内容を工夫した職員研修が実施された。
- ・全校生徒への「S O Sの出し方に関する教育」、3年生への「受検に向けて」の集団指導の中で、不安や悩みがあるときの対処の仕方の一つとして、リラックス法についてS Cの助言を受け、実際に体験することができた。また友だちから相談された場合の対処方法について話を聞いた後、生徒同士でペアを作り、相談する役、話を聞く役になり、相槌を打ちながら聞く体験を行った。体験後、生徒たちは、「そうだね。と言って話を聞いてもらえると安心する。」「うなずきながら聞くことはできたけど、何か一言言ってあげることは難しい。」などの感想を話していた。

#### 【事例5】チーム学校としての活用事例（⑲教職員とS C等の役割分担）<拠点校配置>

- ・生徒へのカウンセリングや心理教育プログラムを行った後に、S Cと担任と教育相談主任でコンサルテーションを行うとともに、生徒指導主事や管理職と情報を共有し、チームで対応することができた。
- ・学級担任がS Cの助言をもらいながら、「S O Sの出し方に関する教育」の指導案を作成し、全学級で実施することができた。実施後、相談希望者が増加したという学校が複数あった。
- ・学級担任がS Cから日常的にできる簡単なエンカウンターや活動のアイデアをいただき、朝や帰りの会で実施することで、温かい学級の雰囲気づくりや、仲間との親和的な関係づくりに生かすことができた。

## 【4】成果と今後の課題等

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

表2②「相談者別相談人数の推移（人）」にあるようにカウンセリングのニーズは右肩上がりで高まっている。表2②の合計数を昨年度と比較すると3560人の増加となる。また、表2①にあるように校種を問わず年々増加している。

相談内容別人数では「⑪心身の健康・保健」の数が特に多く、実施報告の内容からは自傷行為などの行為に顕在化されるケースや自己肯定感の低下等、心身の不調に関わる相談内容がみられる。こうしたケースに配置SCが継続的に関わったり保護者や兄弟関係も含め対応を図ったりすること、適宜、助言をしたり教職員に情報共有をしたりすることで児童生徒やその保護者の心の安定を生み出すことができたことが報告されている。また、①不登校や③暴力行為、④児童虐待、⑬発達障害について、教職員の相談者数が児童生徒や保護者の相談者数を上回っている。カウンセリングにつなぐ教職員の意識の高まりや協同・連携して児童生徒や保護者の不安や悩みに寄り添おうとしていることが垣間見える。

自殺・不登校未然防止に関わる「SOSの出し方に関する教育」を協力して進めるなどSC等はチーム学校の一員として重要な役割を担い続けている。

【表1：令和3年度相談内容別・相談者別人数（延べ人数）】

相談内容 相談者	①不登校	②いじの問題	③暴力行為	④児童虐待	⑤友人関係	⑥貧困の問題	⑦ケヤアンラグ	⑧非行不良行為	⑨家庭環境	⑩教職員との関係	⑪心身の健康	⑫学業・進路	⑬発達障害等	⑭その他の内容	相談者人合計
児童生徒	2,876	123	29	47	2,263	0	4	23	2,239	152	5,656	1,435	1,166	1,782	17,795
保護者	3,269	42	37	23	266	1	0	35	673	78	1,668	352	1,242	198	7,884
教職員	3,224	53	49	91	1,152	0	1	39	1,445	200	4,441	755	1,716	1,134	14,300
その他	20	0	0	0	1	0	0	0	11	0	21	0	15	52	120
合計	9,389	218	115	161	3,682	1	5	97	4,368	430	11,786	2,542	4,139	3,166	40,099

【表2①：学校種別相談者数の推移（人）】

	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	12,220	13,143	14,975	14,847	16,743
中学校	18,203	17,964	18,562	17,854	18,969
義務教育学校	125	70	344	150	113
高等学校	2,263	2,494	3,001	2,989	3,504
特別支援学校	486	559	602	699	770

【表2②：相談者別相談人数の推移（人）】

	H29	H30	R1	R2	R3
児童生徒	12,806	13,000	15,438	15,614	17,795
保護者	7,449	7,193	7,867	7,110	7,884
教職員	12,691	13,943	14,009	13,659	14,300
その他	351	94	170	156	120
合計	33,297	34,230	37,484	36,539	40,099

### (2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和二年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

#### ＜課題の概要＞

- ・人材の確保
- ・すべての相談希望に対応できる時間の確保

#### ＜課題の原因＞

- ・有資格者の少なさ。
- ・配置時間の不足や相談ニーズの高まり。

#### ＜解決に向け実施した取組＞

- ・県HPでの公募等、募集についての周知を図り、SC等の増員ができた。
- ・A配置ではSC等の常駐化を図り、スクールカウンセラーに準ずる者（スクール相談員）が児童生徒の心のより所となり登校ができるようになったり、スクールカウンセラーや教職員につないだりすることで相談者的心の安定を生み出すことができた。

- ・緊急支援が必要な際に配置SCによるカウンセリングが間に合わない場合は、県単事業のスペシャリストサポート事業で心理の専門家を派遣している。

## ②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

### ＜課題の概要＞

- ・より多くの相談希望に対応するための相談時間の確保。
- ・教育プログラム等を含めたチーム学校の一員としてのSC等の資質向上。

### ＜課題の原因＞

- ・児童生徒の多様化する相談内容や相談ニーズの高まり。
- ・SC等の配置時間拡充に伴う新規採用者の増加。

### ＜解決に向けた取組＞

- ・小学校へのスクールカウンセラーに準ずる者（スクール相談員）の配置。
- ・スクールカウンセラー等連絡協議会、SV面接を実施するとともに、必要に応じてSV訪問指導を行いSVから学校現場における助言を受けられる研修体制を維持する。
- ・スクールカウンセラー・スーパーバイザー連絡協議会を年2回、連絡会を年3回実施し、SCに指導・助言をするスーパーバイザーと事業の方向性等について協議する。

# 静岡県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者を配置し、その専門性を生かして学校における教育相談機能を高め、問題行動や不登校等の未然防止や早期発見、早期対応を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

#### ア 小・中学校

原則として中学校校区ごとに同じスクールカウンセラーを配置している（小中連携型）。小学校で関わったスクールカウンセラーと中学校でも関わりを持てることは、子供や保護者に大きな安心感を与える、「学区のスクールカウンセラー」として、小・中学校9年間を見通した支援が可能となっている。

問題行動等への早期対応を図るため、学校規模（児童生徒数）に応じて配置時数を細かく定めている。特に近年は、小学校への配置時数拡充を図っている。

採用については、県教育委員会がホームページにて選考・登録案内を掲載して募集を行い、新規任用希望者は面接により選考する。継続任用希望者は、勤務校の校長による勤務評価等をもとに判断する。

#### イ 高等学校

不登校を始め、悩みを持つ高校生や保護者の相談等に適切に対応するため、県内32校（単独校18校、拠点校7校、重点巡回対象校7校）にスクールカウンセラーを配置している。1拠点校当たり年間145時間の業務を行う。このうち、重点巡回校に指定されている7拠点校においては、年間24時間を重点巡回校への派遣に充てる。また、各拠点校は年間40時間までは他の県立高等学校からの要請に応じた派遣に充てることができる。

#### ウ 特別支援学校

県立特別支援学校に12人のカウンセラーを拠点校配置した。県内に学校が点在しているため、カウンセラーの担当範囲が広く、人材が不足していることが課題である。

採用に当たっては、スクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者として必要な資格の確認のほか、志願資料や面接等で特別支援学校該当児童生徒についての知識や対応の経験等を確認した上で選考する。心理面だけでなく、業務を進める上で障害についての理解も必要であり、その条件を満たす人材を確保することが困難であるため、公認心理師協会に照会を依頼している。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

○配置人数 小・中学校：139人（義務教育学校を含む） 高等学校：33人 特別支援学校：12人

○配置校数 小学校：311校 中学校：169校（義務教育学校を含む） 高等学校：32校

特別支援学校：13校（拠点校方式。全38校に派遣）

#### ○資格

##### <スクールカウンセラー>

①公認心理師：45人 ②臨床心理士：22人 ③大学教授：3人 ④①、②に該当：63人  
⑤②、③に該当：1人 ⑥①、②、③に該当：1人

##### <スクールカウンセラーに準ずる者>

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者：0人  
②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者：44人  
③①、②に該当する者：4人

#### ○主な配置形態

<単独校> 2中学校（月3日・1回7時間） 18高等学校（週1日・1回4時間）

<拠点校> 169中学校（月3日・1回7時間） 7高等学校（週1日・1回3・5時間）

13特別支援学校（週1日・1回6時間）

<対象校> 311小学校（月2日・1回7時間） 7高等学校（年24時間） \*重点巡回校

38特別支援学校（週1日・1回6時間）

### （4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

##### ア 小・中学校 ガイドラインの作成無

4月に「スクールカウンセラー等活用事業合同連絡協議会」を開催し、基本方針や事業内容の概要について、スクールカウンセラー等、学校担当者、市町教委担当者に伝達している。

協議会の中では、業務内容、相談体制の充実、小・中学校の連携、市町教育委員会の連携等を、基本方針として伝達している。また、活動内容の詳細は、Q&A集として示し、周知を図っている。

**イ 高等学校 ガイドラインの作成有**

県スクールカウンセラー派遣事業実施要項を定め、すべての県立高等学校に周知している。

**ウ 特別支援学校 ガイドラインの作成無**

ガイドラインは作成していないが、Q&Aを作成している。相談体制や校内連携、カウンセラーの活用事例等を掲載し、全カウンセラーと全校に周知している。

**②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組**

**ア 小・中学校**

生徒指導担当者連絡会の行政説明の中で、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題についての現状を伝え、スクールカウンセラーの効果的な活用を呼び掛けている。

**イ 高等学校**

生徒指導主事研修会の所管事項説明で事業について取り上げ、周知している。

**ウ 特別支援学校**

各校で、年度初めの学校だより等を通じてカウンセラーの紹介をし、相談体制について周知している。また、カウンセラーによる教職員向けの校内研修を取り入れることで、カウンセラーの存在やカウンセリングの効果について理解促進に取り組んでいる。

**(5) オンラインカウンセリングの実施の有無**

**ア 小・中学校無 イ 高等学校無 ウ 特別支援学校有**

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

**(1) 研修対象**

**ア 小・中学校 全スクールカウンセラー等 イ 高等学校 未実施**

**ウ 特別支援学校 全スクールカウンセラー等**

**(2) 研修回数(頻度)**

**ア 小・中学校**

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同連絡協議会(年1回)
- ・スクールカウンセラースキルアップ研修会(年2回 1、2年目+希望者対象)
- ・スクールカウンセラー研修会(年1回)

**イ 高等学校 未実施**

**ウ 特別支援学校**

- ・県立特別支援学校スクールカウンセラー連絡協議会(年1回)

**(3) 研修内容**

**ア 小・中学校**

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同連絡協議会  
基本方針や事業内容の概要について、スクールカウンセラー等、学校担当者、市町教委担当者に伝達するとともに、中学校区ごとに本年度の勤務計画を立て、本事業の推進を図る。  
(事業の概要説明、事務手続きの説明、中学校区別分散会等)
- ・スクールカウンセラースキルアップ研修会  
経験の少ないスクールカウンセラー等が、職責を自覚し、学校での勤務の在り方や心構えについて理解を深め、資質の向上を図る。  
(1回目は、スーパーバイザーによる「静岡県のスクールカウンセラーとして」をテーマとした講話やグループスーパービジョン等、2回目は、県内各地で大雨による警報が発令されたため中止。)
- ・スクールカウンセラー研修会  
生徒指導上の今日的な課題に対応するため、心理臨床に係る専門性の向上を図る研修会を企画・運営する。

**イ 高等学校 未実施**

**ウ 特別支援学校**

- ・県立特別支援学校スクールカウンセラー連絡協議会  
事業説明、相談体制のあり方の共通理解、各校の相談事例と対応についての協議

**(4) 特に効果のあった研修内容**

**ア 小・中学校**

- ・奈良女子大学伊藤美奈子教授による講話「いじめと自殺予防について」を開催した。自殺予防の3段階において押さえておくべきポイントや、子どもの自己肯定感や生きる意欲につながる教育の重要性について考えを深めることができた。

**イ 高等学校 未実施**

**ウ 特別支援学校**

- ・相談体制や対応困難事例等の検討を通して、障害特性に応じた支援や教職員等との連携等について、解決に向けた方策や課題を共有することができた。

**(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法**

**ア 小・中学校 S Vの設置有**

- ・年間6回行われるスクールカウンセラー等活用事業検討会議において、担当指導主事とともに各研修会

の内容等を検討し、本事業の推進について助言する。

- ・各研修会において、スクールカウンセラー等に対する講義やグループスーパービジョンを行う。

**イ 高等学校 S Vの設置無**

**ウ 特別支援学校 S Vの設置有**

- ・S Vを委嘱し、カウンセラーからの相談について、随時対応している（年間6回）

#### (6) 課題

**ア 小・中学校**

- ・経験の少ないスクールカウンセラー等に対して更なる資質向上を図りたいと考えているが、研修の機会をこれ以上増やすことが難しいため、個々の自己研鑽に委ねる部分が大きい。

**イ 高等学校**

- ・研修会を実施していないため、スクールカウンセラー同士の情報交換や資質向上に向けての対策を考える必要がある。
- ・小学生、中学生と高校生とでは、アプローチの方法が異なる場合もあり、地域によっては適切な人材が確保できないケースもある。

**ウ 特別支援学校**

- ・カウンセラーがどのような相談をして、スーパーバイザーがどのような助言をしたのか、詳細を把握することが難しい。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 小・中学校

##### 【事例1】不登校のための活用事例（①）<SCの配置形態：拠点校配置>

小学5年の本児は、5月から不登校となった。SCはケース会議の開催を提言し、関係者による情報共有を図った。ケース会議では、本児は幼少期より入院を繰り返していたこと、低学年時には時々かんしゃくを起こしていたこと、家庭では親に対して暴力を振るっていること等が確認された。また、専門機関への受診の必要性を共有した。その後、本児は月2回専門の医療機関を受診するようになり、母親も月1回のSCのカウンセリングに通うこととなった。心身が安定した本児は少しづつ校内教育支援センターに通い始め、徐々に不登校状態が改善されていった。

##### 【事例1】発達障害等のための活用事例（⑧）<SCの配置形態：拠点校配置>

学校は、授業中に落ち着かない児童のことを授業の妨げとなるとして問題と捉えていた。相談があったSCは、当該児童はADHDとの診断のあるため、落ち着いて取り組むことは難しい旨を、学校全体で共通理解を図ることを助言した。また、担任が感じている不全感についても緩和できるように働きかけた。成長とともに段々と落ち着きを見せるようになった児童は、活発でやる気のある子という評価を受けるようになった。

##### 【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（⑯）<SCの配置形態：単独校配置>

小学2年生と6年生の姉妹は母子家庭である。妹の登校渋りや発達上の心配をした担任と学年主任が特別支援コーディネーターに相談し、SCが当該生徒の観察を行った。SCを見てすぐに甘え、抱きついてくる様子や、着衣・持ち物の汚れ、提出物の状況等から、養育環境（ヤングケアラーの疑い）に懸念があることを、校内関係者で共有し、今後の役割分担を行った。母親が家庭のことを顧みない背景には、世代間連鎖や精神疾患の可能性もあることがわかり、学校から市の家庭児童相談員に相談した。送迎で来校する祖母も母親との関係の悪さに困っていることがわかり、家庭児童相談員と相談するようになった。母親自身の受診も実現し、姉も含めた見守り体制を構築された。

##### 【事例4】校内研修のための活用事例（⑰）<SCの配置形態：拠点校配置>

管理職から、リストカットをする生徒への理解と対応についてSCと養護教諭で職員向けに研修を行うよう依頼があった。SCと養護教諭とで役割分担をし、養護教諭がリストカットの概要やメカニズムについて、SCが当該生徒への話の聴き方について説明した。その後、リストカットを打ち明ける生徒役とそれを聴く教師役のロールプレイを実施し、感想を共有した。SCと養護教諭とが協働で研修を行なうことで、連携が強まる良い機会となった。

#### 高等学校

##### 【事例1】心身の健康・保持のための活用事例（⑧）<SCの配置形態：拠点校配置>

###### <生徒の状況>

新学期になり登校することができなかった。自分でも原因がわからず不安定になる。環境の変化に弱く、順応できるまで支援が必要である。少しづつ登校できるようになったが、クールダウンする場が必要である。登校時間に遅れると校舎に入ることができないため、保護者に送迎してもらっていたが、徐々に家庭内で落ち着きを取り戻した。保護者の通訳的な役割もしており、それがストレスとなって体調を崩すことがある。授業や学校行事のことで不安があるが、継続してカウンセリングを受けることで気持ちが落ち着き、乗り越えることができている。学期始めに登校できなくなるが、以前よりも登校できるまでの時間が短くなっている。

###### <スクールカウンセラーの対応>

毎回のカウンセリングでは、生徒は、自分の気持ちや学校生活、家族との関係等、様々な悩みを打ち明けており、スクールカウンセラーが丁寧に傾聴している。1年間を通して継続してカウンセリングを実施した。生徒は徐々に安定しているが不安定さも残るため、今後も継続してカウンセリングをしていく。スクールカウンセラーからの助言は、教育相談担当、養護教諭、担任、管理職で情報共有している。

#### 特別支援学校

### 【事例1】児童生徒の指導や保護者の支援に関する活用事例<SCの配置形態：拠点校配置>

- ・障害受容が進まない保護者に対して、当該生徒に対する接し方を具体的に提案したことで、適正な関わりが増えた。（③・⑥）
- ・家族との関わりや心身の状態を聞き取り、必要な配慮や支援を検討した。成功体験を重ね、自信を回復させることができた。（⑥・⑧・⑨）
- ・緊急対応が必要だった生徒と関わりのあった生徒への心のケアが必要であった。教員が迅速に対応し、ケース会議を行った上で、数回にわたりカウンセリングを実施し、複数の教員とカウンセラーが情報や意見交換を重ねたことで、徐々に良い方向に向かっている。（⑧）

### 【事例2】児童虐待や貧困問題に関する活用事例<SCの配置形態：拠点校配置>

- ・児童虐待、貧困問題についての記載は困難である

### 【事例3】性的な被害やヤングケアラーに関する活用事例<SCの配置形態：拠点校配置>

- ・性的被害やヤングケアラーについての記載は困難である

### 【事例4】スクールカウンセラーによる校内研修の活用事例（⑪校内研修）<SCの配置形態：拠点校配置>

- ・学級担任等に対し、対人関係能力向上に係る助言を行うことで、指導効果が上がった。

### 【事例5】スクールカウンセラーと教職員との連携に関する活用事例（⑩教職員とSC等の役割分担）

#### <SCの配置形態：拠点校配置>

- ・情動のコントロール等に課題のある困難事例について、コーディネーター（教員）がカウンセラーと校内外の関係者・関係機関とで情報を共有できるようにし、記録をもとに継続的な相談と指導を行った。

## 【4】成果と今後の課題等

### ア 小・中学校

#### （1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

ア 児童生徒や保護者への対応に加え、教職員へのコンサルテーションという面からも、校内で欠かすことのできない存在として活躍するスクールカウンセラーが多い。

イ スクールカウンセラーを中学校区ごとに配置し、「学区のSC」として小・中学校9年間を見通した関わりを行うことで、子供や保護者に大きな安心感を与えており、定期的な連絡協議会や小中合同のケース会議等にもSCが参加しやすく、小中連携の推進や、問題の早期発見にも役立っている。

#### ○スクールカウンセラー等の相談・助言件数の推移

年度	29年度		30年度		R1年度		R2年度		R3年度	
相談・助言件数	110,457		103,589		105,022		111,276		110,528	
内訳	小学校	中学校								
児童生徒（相談）	13,999	19,816	13,823	18,389	13,255	18,530	14,722	20,943	16,148	21,167
保護者（相談）	16,695	11,962	16,081	10,026	17,171	10,906	17,294	9,923	16,583	11,473
教職員（助言）	23,935	24,050	23,317	21,953	24,636	20,524	25,219	23,265	23,214	21,943
計	54,629	55,828	53,221	50,368	55,062	49,960	57,145	54,131	55,945	54,583

#### ○相談・助言内容

	小学校児童生徒	小学校保護者	小学校教職員	中学校児童生徒	中学校保護者	中学校教職員
1位	19.2% 健康・保健	16.8% 健康・保健	18.0% 健康・保健	16.1% 健康・保健	22.1% 健康・保健	12.6% 健康・保健
2位	11.4% 友達	11.1% 家族	13.3% 家族	11.9% 不登校	17.0% 不登校	8.0% 不登校
3位	10.6% 家族	9.4% 不登校	11.7% 学習・進路	10.6% 家族	16.1% 家族	6.8% 家族

#### （2）課題と課題解決に向けた取組

##### ①昨年度（令和二年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組<課題の概要>

ア 不登校数等が増加する中、SCのニーズは高まっており、配置時数の拡充が課題である。

イ SCの人材確保及び資質の向上が課題である。

##### <課題の原因>

ア 国庫補助額の大幅な増額が見込めない状況にある中、有資格者の増加、国庫補助額の伸び悩みにより、配置時数が減少傾向にある。

イ 地域によってはSCが不足しており、配置や配置換えが困難である場合が散見されている。また、経験が不足しているSC等に対して更なる資質向上を図りたいと考えているが、配置時数が減る中、研修の機

会をこれ以上増やすことが難しい状況にある。

#### ＜解決に向け実施した取組＞

ア SCのニーズが高い大規模校への配置時数を拡充し、各校への配置時数を調整した。本事業は、国の補助を受けて実施しており、今後も配置拡充に向けて予算確保に努めていく。

イ SCの知見を広げるとともに、SSWと連携したチーム支援の促進に向け、SC・SSW合同研修会を実施した。合同研修会の実施に当たってはSC、SSWのスーパーバイザーが集まり、限られた時間の中で質の高い研修会となるよう検討会を開催した。

#### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

#### ＜課題の概要＞

ア 配置時数の拡充が課題である。

イ SCの人材確保及び資質の向上が課題である。

#### ＜課題の原因＞

ア 国庫補助額の大幅な増額が見込めない状況にある中、有資格者の増加、国庫補助額の伸び悩みにより、配置時数が減少傾向にある。

イ 地域によってはSCが不足しており、配置や配置換えが困難である場合が散見されている。また、経験が少ないSC等に対して更なる資質向上を図りたいと考えているが、配置時数が減る中、研修の機会をこれ以上増やすことが難しい状況にある。

#### ＜解決に向けた取組＞

ア 今後も配置拡充に向けて予算確保に努める。

イ 関係機関と連携し、中山間地域における適切な人材の確保に努めるとともに、スーパーバイザーの積極的な活用や、県公認心理師協会との連携を視野に入れ、研修会等の充実に努める。

#### イ 高等学校

##### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

発達障害を抱える生徒の増加など、心の健康問題についてカウンセリングを必要とする生徒が増加傾向にあるとともに、それに起因するいじめ、不登校等に対する専門的な知見に基づく支援の必要性があるため、各学校におけるニーズは一層高まっており、その期待は大きい。

##### ○相談対応実績

	総時間数	総日数	総相談件数	内訳			
				生徒	保護者	教職員	その他
R3年度	3,068	836	5,050	2,164	340	2,437	109

##### (2) 課題と課題解決に向けた取組

###### ①昨年度（令和二年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

#### ＜課題の概要＞

ア 小、中学校でスクールカウンセラーを全校配置しており、中学校時にカウンセリングを受けていた生徒、保護者に対する継続支援の必要性がある。

イ 令和元年度の県事業のスクールカウンセラーによる面接等の実施数は3,000人（昨年度比+1,022人）であった。面接等が必要と思われた生徒は2,388人（前年度比-45人）であったが、拠点校・重点巡回校以外の学校からの派遣要請に応じた面接生徒数は225人（前年度比+37人）で、実施率は9.4%（前年比+1.7%）であった。県事業のスクールカウンセラーによる面談等の件数とスクールカウンセラーによる面談等の必要があると思われる生徒数の両方とも増加している。カウンセリングを必要とする生徒に十分に対応できていない現状があり、配置校の拡充が求められる。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
必要者数(A)	2,502人	2,290人	2,416人	2,433人	2,388人
実施数(B)	130人	113人	288人	188人	225人
実施率(B/A*100)	5.2%	4.9%	11.9%	7.7%	9.4%

※スクールカウンセラーによる面談が必要と思われた生徒数（A）に対して、県配置のスクールカウンセラーが、拠点校・重点巡回校以外の高校で面談を実施した生徒数（B）の割合。

#### ＜課題の原因＞

ア 中学校・高校間の連携（情報の共有）を推進するために、高校は現在、入学決定後に中学校から「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」等の提供を受けるよう努めているが、中学校からの情報提供や高校での情報活用が十分ではないことがあり、継続支援が難しい。

イ スクールカウンセラーの配置について、予算面で限りがあり、配置校の拡充が難しい。

#### ＜解決に向け実施した取組＞

ア 中学校との情報の共有については、義務教育課と連携し簡便な連絡様式を使用するなど、新たな方法等で実施している。

イ 本事業は、国の補助を受けて実施しており、今後も配置拡充に向けて予算確保に努めていく。

#### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

### ＜課題の概要＞

ア 小、中学校でスクールカウンセラーを全校配置しており、中学校時にカウンセリングを受けていた生徒、保護者に対する継続支援の必要性がある。発達障害等のある生徒や生徒を取り巻く環境に対して支援が必要な生徒も増加傾向にある。

イ 令和2年度の県事業のスクールカウンセラーによる面接等の実施数は2,302人（昨年度比-698人）であった。面接等が必要と思われた生徒は2,623人（前年度比+235人）であったが、拠点校・重点巡回校以外の学校からの派遣要請に応じた面接生徒数は170人（前年度比-55人）で、実施率は7.4%（前年比-2.0%）であった。県事業のスクールカウンセラーによる面談等の件数は減少したが、スクールカウンセラーによる面談等の必要があると思われる生徒数は増加している。カウンセリングを必要とする生徒に十分に対応できていない現状があり、配置校の拡充が求められる。

### ＜課題の原因＞

ア 中学校・高校間の連携（情報の共有）を推進するために、高校は現在、入学決定後に中学校から「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」等の提供を受けるよう努めているが、中学校からの情報提供や高校での情報活用が十分ではないことがあり、継続支援が難しい。

イ スクールカウンセラーの配置について、予算面で限りがあり、配置校の拡充が難しい。

### ＜解決に向けた取組＞

ア 中学校との情報の共有については、義務教育課と連携し、高校入学時に情報共有を行うことで生徒が学校生活を送りやすくなる等、好事例を中学校側に伝えていく。

イ 本事業は、国の補助を受けて実施しており、今後も配置拡充に向けて予算確保に努めていく。

## ウ 特別支援学校

### （1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

#### ・相談対応実績

	総時間数	相談件数	内訳			
			生徒	保護者	教職員	区別なし・不明
令和元年度	1,764	1,683	758	367	552	6
令和2年度	2,016	1,953	843	363	746	6
令和3年度	1,758	2,035	749	334	919	33

- ・各校の設置状況（在籍児童生徒の障害種や発達段階等）を踏まえつつ、スクールカウンセラーとしての専門性を生かし、児童生徒や保護者へのカウンセリング、教職員への適切な指導助言が実施できた。
- ・スクールカウンセラーの役割や活用方法の理解が進み、保護者からの相談件数が増加した。
- ・カウンセラーの配置を変更しないことで、継続した相談体制が整っている。

### （2）課題と課題解決に向けた取組

#### ①昨年度（令和二年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### 課題1

＜課題の概要＞ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のためのオンラインでの相談の可否

＜課題の原因＞ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大

##### ＜解決に向け実施した取組＞

オンラインでの相談事例を挙げ、秘密を守る相談体制やメリット・デメリットについての協議や共有

##### 課題2

＜課題の概要＞ 全校で共通した相談体制の構築

＜課題の原因＞ 学校によって相談体制や連携方法が異なる

##### ＜解決に向け実施した取組＞

カウンセラーを配置するねらいや相談体制等の事例を記載したQ&Aを作成し、全校と全カウンセラーに周知

#### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### 課題1

＜課題の概要＞ 生徒指導的なケースへの対応が遅いと感じことがある

＜課題の原因＞ 学校と関係機関とをつなぐ役割や体制が、学校によって異なる

＜解決に向けた取組＞ 学校と外部機関をつなぐコーディネーター等の役割の明確化

##### 課題2

＜課題の概要＞ 性に関する相談ケースへの対応

＜課題の原因＞ 性に関する相談で、相談者とカウンセラーが異性である

##### ＜解決に向けた取組＞

同性での対応ができるように、拠点校間でカウンセラーの勤務時間の調整ができる体制の整備